ワ 3
6842

進退記　第三　繪図朱書

取扱之部

采配進上の事引き様之事

一 采配を上の方ハ二人して引之一人ハ[illegible]
[illegible]尾緒[illegible]之尾綱を引[illegible]
[illegible]引之[illegible]緒を[illegible]引[illegible]厩の子[illegible]
[illegible]白黒浅黄三色さ[illegible]寸四方布を染て夫を
[illegible]の羅[illegible]之文[illegible]を[illegible]呉義[illegible]
但白き[illegible]を用来る[illegible]白ハ五色の[illegible]
黒[illegible]軍陣[illegible]用[illegible]柄の[illegible]先
書の[illegible]を[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]先の[illegible]平首の[illegible]

門 73 號 6842 巻
41- 7167

諸口の事

口綱のさし様

割ハ差し縄之
口縄二丈二尺
又二丈五尺
是ハ左右へ
口附の事

とめりをを取て引之

此端をひけハとくるやうに結ひ
ひつときさに結也

此端をひけハとくる様に結ひ
ひつときさに

此所をひけハとくる様に結ひひつときさに結也

如此たてのつなへ口縄を両のきハ
結付の如くに中のくるへ両ほうへうつくし

又ハしきたる時ハ右のかたをすこし鬐の左の髪斗に結付ても引之也つかを

かうきたハ鬐際之

引者あくるの左手立様ハ左の口を先へかしこく右の口縄の端を繰り
帰りしく持之馬の左の耳へ向て引之尾縄ハ馬の脇にてうけおハしまするを
引と共に處之口縄をあてて引者ハ馬の右手立様て左の手にて右の
鬐を引口をあてて右の口縄を一つ帰りしく引手持添之左の手
て八左の口縄をつかり帰りして持之左の口縄の端ハ口縄のまかりの辺ニ
口縄のまかりと八口つかの真中を云
右の事 但口縄綴ハ右左の手ニ口付をしく右の手の八
味まかりを引あしてつかむ左をたるの右の手の方ニかけて引之
以上馬結ハれたくハあまた二筋あしく引へし此時ハ口縄とる人左
の左つか引人ハあのぬし右の左つか引人ハ右の口を先へ押左の
口の手をしくるの大将に向てり ぬきまれを左右
拝ハ家の門之
あつか引ハ向合之如此引てまかてく子馬を渡之図ハ保まのおかう
手縄をとく掛かて口縄持も人に拝かて人を渡ふきさきむかひの人に渡て

又とハ侍従なとの事也一馬屋の者出て又ハ取たてこゝかしこ厩の者なとも
其外何も右の事也

左

右

馬を二筋にて引時ハ右の口縄引人ハ口縄引人の後ニ立て引く

馬を人ニ渡事

一 馬を人に渡さる時右に請たる人も口縄をとらせて尾縄をとりて引て
出る様又ハ人主其人なとのかたを請て馬の口を持たる口なとに従
持なから左の口縄を先ハ出也扨右の口のつなを渡申へし若主其人
よりもかろき人ならハ左の口を下に持なから右の口を持なから右の口の
つなを解し面ニかりを持くらへて退をいんぎんにしたハ
中間下部なとの下々の者にハ渡し様用にはゝかるへきいんぎん
被官とハ我ゟ下の役人之
なとへハ我被官の者なと引て渡るを渡す時ハ何となく
渡候へしいつ様にも渡し候へ共なにとも渡候様次第に渡さる

一 馬を請取事

一 馬を請取る時渡す人の左の手よりつくそとをよりて請取
渡さるゝ時はそれそれに請取へし其人ハ此方ニ及たてさるゝ
主人其人の引たる時も馬も其人の方へ寄すて請取又(?)可

主老人ハいつ程まれに成し　馬過き百子口の通りの方之とも
引ッテ
引馬の方之とも　子共結ふ所を先え見る中つし　拘捌可申しく
首結め候ハ轡之　又主老人へ不申者共人の後目を見込を
りんきんまし々引さる人の右の方へ挟箱也へハ口の通の曲りを
引させ申時先右の馬とまわりを右左の口をてハ口の通の下より
つらひ々みの口つ々をねて　押引る人の足の時き詠へ並々
其のめく左右の口の足方をつし々引　等也案下也案の座出附き
引人の右の方へ若党之若の口ま々りたを見　右の口の々口の通を
下よりつくたをしくしけ右之口をやり々　左のひつてをとりく
見う居し　左之一度ニとる心之　又内の者かと渡して様るをハ仕と
請取る若党之　又主老人の御事りくるを見えるあいハると
主老人の肩を越て々かまる時　臨を也りて家き人の右の方へ遣し

一

一 遠徹の時　公方様へ馬を上のる　遠国ニ参る時も　遠徹中へ六人斗添る
主の一家衆の庭引て以国に参り　其家老の出家人の国を馬を上ル
馬を引て遠国ニ参る

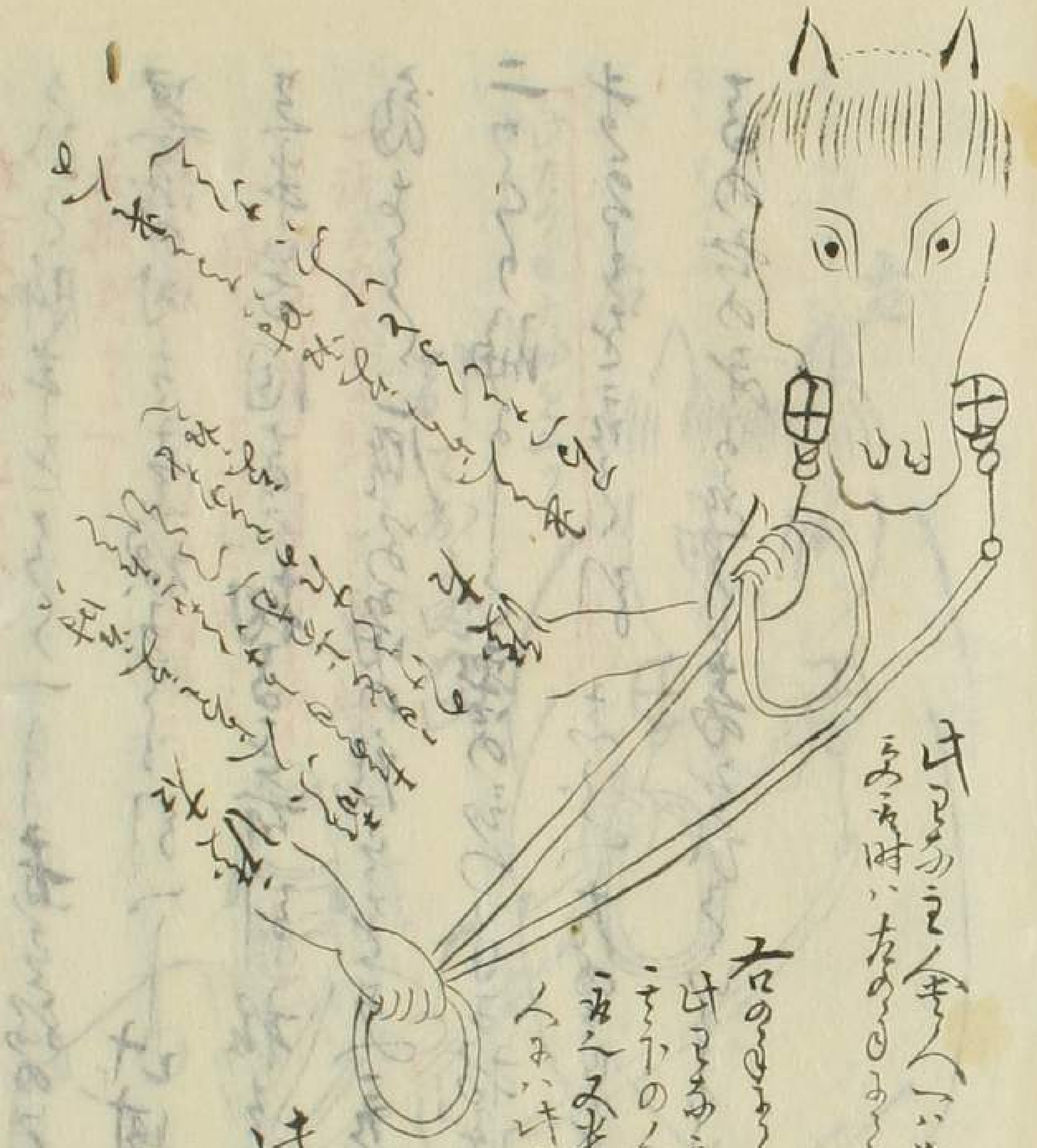

此ハ主人老人ハ先手段して其外の人ハ後ニ渡る
見る時ハ右の馬の口をとる也

右の口のとるへき事
此ハ主人老人ハ口の取の事ニ而中
其外の人ハ口取を離して其まわりを
主人又老人ハ此口取後ニ渡之者の
人ニハ此方を先ニ渡

此方より馬を見る事也

時ハ家の子ハうんにして　馬引役人武正の時ハ白き引ひきまはしを
家の子と譜代の者など云　主家より代々お主しる家来之

着たまし　素袍をきし　太刀の柄重を差る何れも同ゆる時ハ　かみを
武正と云ハ総式を正す時の事之白ひたたれき　素袍ともに上下を着る
まいい候へし　腰の物いさや素袍をきて後に　袴のそうを　腰子
うしろ六麻の引て　川ほ平紐にてうしろを結ふる之素袍と上下とも
かひて腰半をかくて　有家縄の手綱ハ鹿革之足袋をかくして
右一巻ハ古きしきたりなんなと本々いえるに素袍と上下

暑候の時ハ素袍ハ換まても引へし　此時も馬引　この外や　差脚半
足半等は用なる之
持たる手綱引　相まは採も一つの手綱かゝる馬縄を
馬をして鹿の手綱の握まえを受て　右の手縄を左の手に
二ツくり輪にして　中の三つ手縄　右の手にて八左の手綱の
まへのうちを三てに引　主なる　左の手をとるて　右の手をとらへて
馬の口の所をとりて　引ひらいても　輪にて引くあり

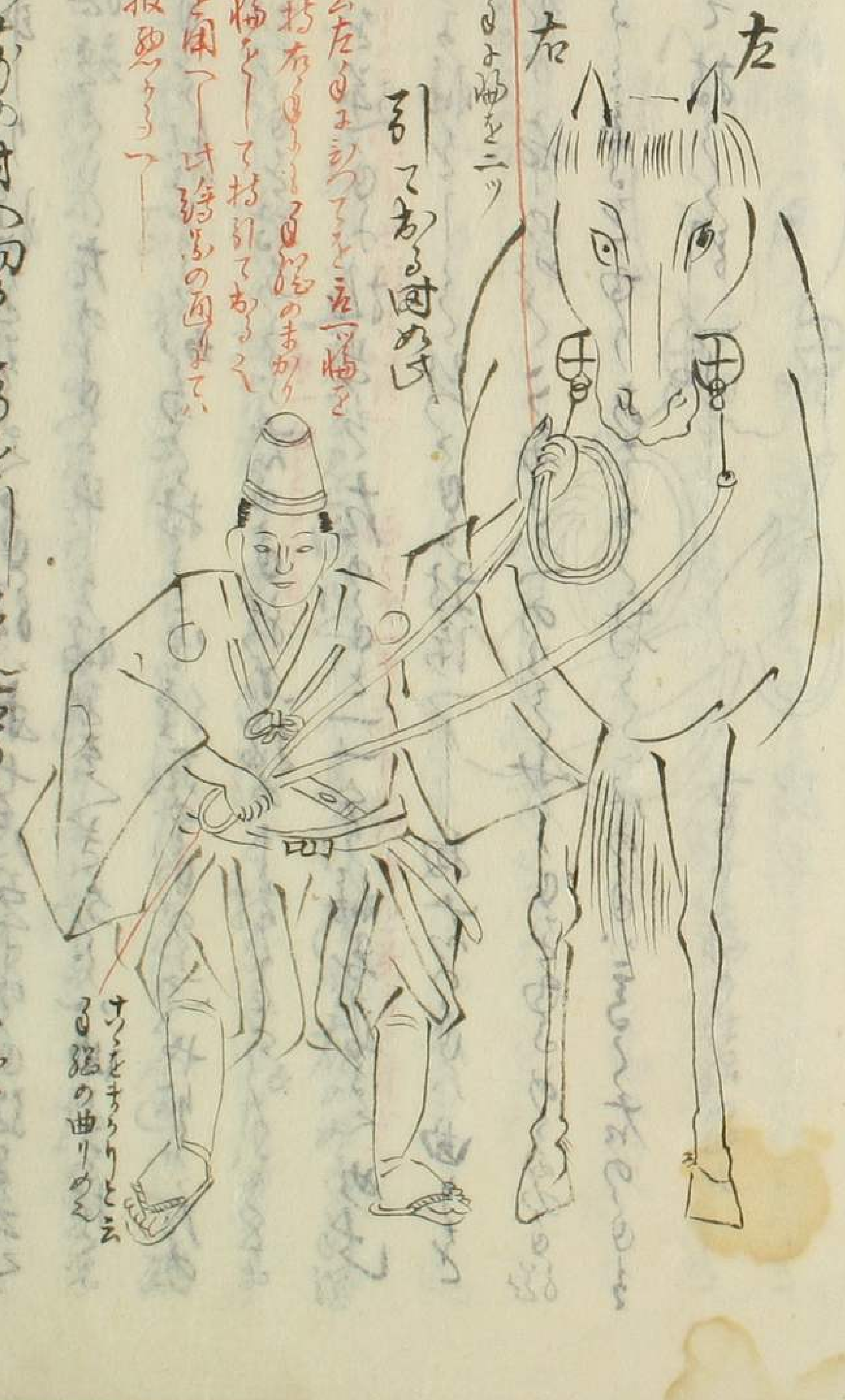

此たるゑは綱を二ツ
引てある時の図

一説に云左の手にかつてきと右一ツ輪を
しろ持右の手に手縄のまかり
と一ツ輪にして持引てあるく
此寸を用て一此絵図の通りにて
右様勤りける

持候あの手綱へ向くるを引　主之右の手ハ手綱を
ひし手縄の採出し様ハ先なるの左の手綱を右の手をとうつ前て
右に上より下の手へ手綱ある曲りの所を

拮左の手綱ハまへのびつくをもちてさし付て拮之
扨手綱先ハ是を　左右の手に輪をとらる之　額ハ其六ハ左の
手に取り輪をもちてとる之　手綱ハ其七ハ八寸の手綱を云之
手綱先ハ左の手に取り輪をまへにかけ八曲りをおくる
左の手を額をもちて　かへし持ち二つ程左の手の上へやりて左の
手に二つの手を拮かへし左の手にハ小指の下より左か
手綱を逆ノ手ニ拮先ハ左の手と二つの輪を取る之　めぐ
額額ニ輪をかけてひつの手拮除テ扨左の手ハ曲りを
拮をかへ本のめぐこうのへのりて廿ハ手をめぐる手綱
付てもとにもちてあとをかへ持ちて右の手ハ右の手を
さけて拮て納

左

右

左の手ニ輪の結び
右の手のゆ〆

右の手ニ輪の結びぬき之

扨たるる手綱ハ五方を見て法則ニ　真の結を右のぬ
（朱）手綱子を拮次第七段ニ口伝アリ　依テ第一第二以下の次第を朱ニて付る之
（朱）第一面を見ル目之
をとりかへし結ぶ扨左右の手にて手綱を拮かへし左の足を
右の足の前へ踏出し　左の足をとる時左の右の足の通りへ踏
出して左の足をとるのみの右の足の頭をかへしてから
本ふとる結ニてきつまゝとなりてゐる手ニ本つふこゝろ
其間左の手ハ本より二つの手綱の輪をとりおりて手綱の輪
右の手ハ左手綱の輪越　拮あげて　手綱をとるの口は左の手へ

やゝして左の脇の引つけを持てるの面を引よるを二三足退
志かしもとし四の足の爪をふみ捨つさすつし 但志かしぬつるを従埒よ
志をつかれ取り 左の如く二三足ほと退しかし 掴右の
目を離し 左の引目をとるの下相と一のひよかけくる時後く
立合より本のかくると云て立て二目つらく云手 夜
勝をかくるゝ行うしを上と申之足とるの面を越此間次第之
掴此覚をしるべく 我の胃目おくめくらひ 此らふ懐のたちこをの引
動きつし 是目足之掴居手の方をそとみらくくゑ 左の足よりも踏
おしるを左の方つひきよてあつのゝ我足の三足ふくくるの右於
才を踏此間之此時をるよ向く 立左右の目よく右のひつくを
持之事此覚をしるべく 相の胃目おつ高めらひて 掴居手の方をそとと
みくく右の目付をそえし 左の足より踏出しくる時 後を

（第二目之）
（第三右の方をと此間よ足をる之）
（第四後を足此間之）

足法同之従後を八 左寸八尺を申きをとて廿まぢかつくるを立て
先を申之此同よるよ向く 立て左右の目よ右のひつて持居し 此覚
せよ申也何のとの胃目お高めらひて 掴居手の方をそとみて 夜く
左懐のひつ目をとるの裏をとらくの上よ向しかけくるを右の方へ
くるりを一寸のたしくよ引寸のえしくるの左を此間よ足を之此時を
るよ向く 立て左右の目よ右のひつ目を持居し 此覚を申
此相の胃目おくめらひて 掴居手の方をそとし足く 右の目を
持たし 右の足より ふみおし 右を右の方へ三人四寸ほと
三足ほと踏て 立合より前動のかくくるを手持右の方へ向く
立て左右の目よ右のひつくを持て 二三足程志をて取かる
四の足の爪を踏捨をも 右の目をそえ手し 如くくるの右の後く
立合よりるよ並く立歴し 是之るの面を此間よ相てるくし

（第五右を足此間之）
（第六又面を足此間之）

此跡を□□祝の足少くめ□ひて□□□□□とあるしを左の方へ
足して引□□□□□□左の方□あれ右の方□あれ是は
相ひ□□の左の方へ相□□□□□□□□□□
右の方へ引て□□□□□右の□□□一両□□右□□
□□四方□五又両□□□□□□□□□五方を□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□口□あ□□ひつ居へ□の□□□口□あ□□
□□□□□□□□□□□□□□□□
同所の左右□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□一□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□を□□□□□□□□□□□□□□□□

第七引て□□□七□□□□

此跡□□□□□□□□□□□常□□跡□□□□□□□之

五方を□□□□
面右後左面と
□□□□□□
左左右左左と
□□□

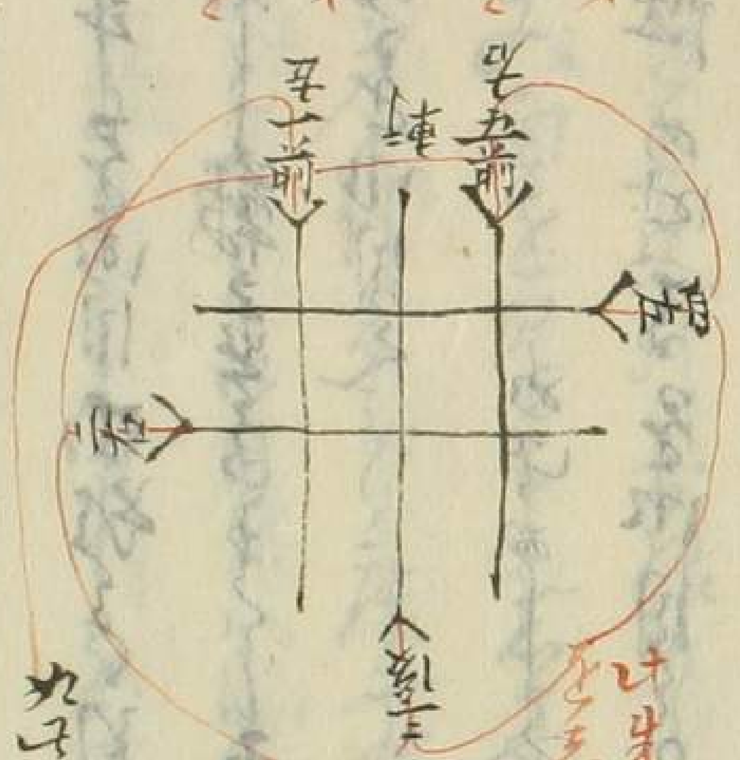

□□□□□□□□□□□□□□□□□

□五方を□□□□□□□□□□□□□□□□

二足め□□□□□□

□数□□□□□時一足めの□引□一□□□□□□□
□□□□□□□□□右□□□又面□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
引□□□押入之右を□□□□□□□□□□□□□
押入之□時も□□□□□□□□□□□□□□□□□□

引張二足目ト張リ数多五足十足モ用ユル時 ハ先ツまる〳〵引之

是ハ用目同四方の時ハ面右後面と是用目ハ

見て一又面右左面と是ハ用目ニハ

まる見て〳〵ハ左右左右

左を見ハ次キヤ

左左右左と見て

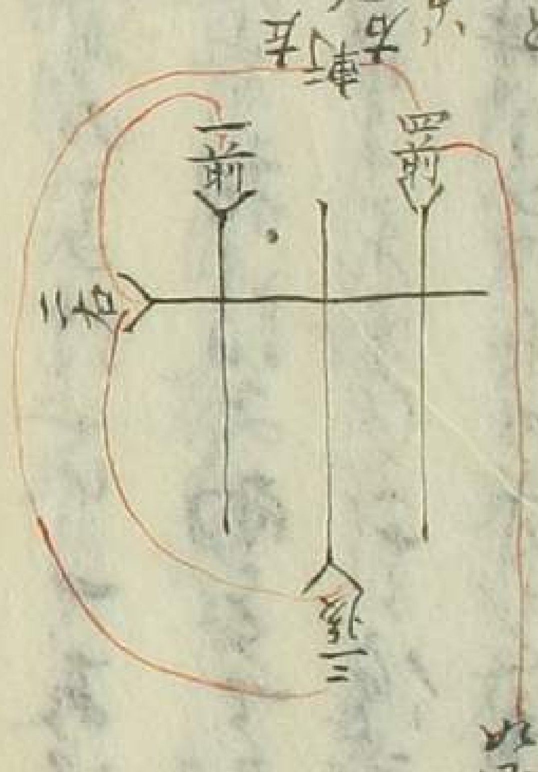

二足目のる四方

是ハ用目時如此之

一 鞭（？）居ル是ハ用目ル

一 鞭居ルハ両手是ハ用目て給ふ引て縛る一用右へ引て右振

以下裸るの如し 鞭居ルまゝて五寸を用ひて右ニ引きんとあるハ

裸るの如くて是ハ用目之

如此右一又一 るの両手是ハ用目時のるま之

一 軍陣の時る是ハ用目る

一 其の如く引て右へ〳〵面を右へ引て後ろへ〳〵右をト かきまわし

一 るの用右へむけ面を是ハ用目て〳〵持用右へ引右振み〳〵引きて

るけ右を見右中又引右振み〳〵ひんと一れを見右中

柳出の如く又面を見右中に右手に〳〵のまゝるとほをとつてもて

るまを是に柳出ハ引是〳〵左手のの右へ右へ一又之又面と左手

是ハ用目ハ後と右を用目ハ引ぬるまも右ハ又鞭居ルを

勿論まゝるるまゝ両手是ハ用目のもまゝに何も秘説

両と左を是ハ用目同如此

両手の時ハ右ハ用

如此右一大之

清用ハ是ル次キ

一二三四

まゝ四方之

面右左面と見

左を見て次キヤ

左右左右と見

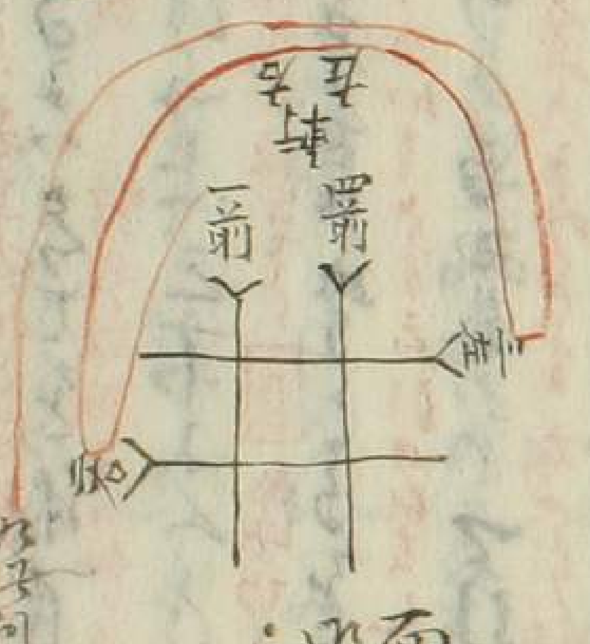

如此右一又之

是ハ用目次キ

面左と見て

面左右是

用目時如此

左を見ハ次キ

左右と見て

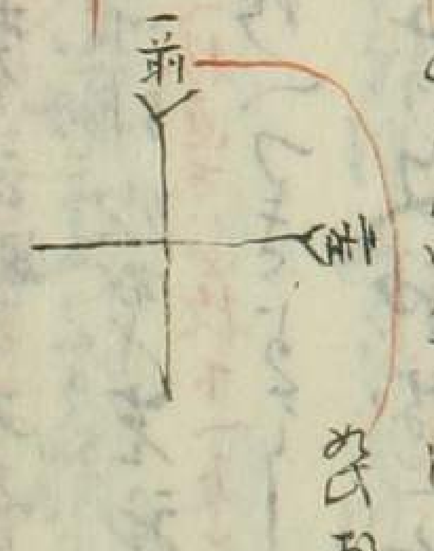

一 袖ちを引る

袖へ手納ふるゝハ志てを付て一所に結ひ [illegible] 又ちゞみのふみ

志で付不申ひらハ五章の稲と眉石へ付て志て三ツ之ちゞみのうみ下五ツ尾の両ふ〳〵ひよ

七ツ以上七五三之

入尾の両おもてに以上三本あつく一所引次手先神古へ

志で此年代のを切之二枚重ね [illegible] 如此切て中あるを上へ折返し四枚下へ而る之

むけゝる人ゝ是を比ぬくるを立る祖たへつきしたし吹よ

あらひりをハふりのかきとり云ひの結友之

三度宮の奉の西おもてを可引 掲如此古文神古へ向きをて

ちゞみのうちハちゞみのうみとり云とり結友之尾の両ふ〳〵ひとハつけ條の平背切りの尾の色之

所作之

一 棟上柱立の時る引の事

棟上柱立の時ゐる引 主家の面へ引 くおゝく三足志をかしき

大棟のゐるかくりを云なりきんへ

交とし作る之此時大工あらく交立庭へしほ时引るハ次推の事

忌て

一 児着座する引の事

児着座するをんを取のゐす

児着座をハゐるの志りを見るゐりしゐる座之女中りしみをもましまくるすへ

児着座するの [illegible] をハ是をもしぬちく

一 女房よるをとらんを申しる

女房ハさらゞゝ女中を云女ハるのつきを尽ふるにおもゐをしつる座之

女房座おハるの西ふさんをめるの之ゐかまみちとへ尽をも一

一 旅宿の儀

旅宿の儀はかさね宿をへ浅る祖ゐす

守の施さをたゑのきゐしてあふい兆を尽めて去ふへ

旅宿あく宿を久するとかつつきたるかゝ兆をはゐすし北下之

一 傾城よるを語るす

古いらの也い大君つへ召よをびへゐる之ゐるを語るゐるをゐてしも

方産まつの寺よゐるを引 云事てた傾城の女扣りあひらく

一 我仕る節をゐく

るちすしたあへ一芳文を引西手でのある

我仕る節をゐくるのとよの役を手をハ元ゐるを引らく

ゐとゝ一ちたゐりとひつてとゐのみをもゐるとゐへの之

傾城の宿へ老ま物之文重の云武ゐ一節之都を引返る石出之之

一 掛けの図へゐるを引ゐゐす

一 庭まのむらくよりけ見ゐるゐよの 侶姉まゝゐるる植木あれハ

うりハ庭まの四年かゝりへ神楠松楓を四所ゝ植る之座まわの初と四年見りの居を通ゐ

ゐ二ま様の寸よりゐゐるゐ苦しーゐるをるちと如くりよの居を

法之庭まゐの根雪をゐ集めゐへ多り

通ゐるへうへ多引ご姉ゐる時も図古之

乗の口伝の事

一 主人乗の時ハ 御庭 ……（乗る時ハ手綱を返し 主人の乗るのを見）手綱を [illegible] 乗る時ハ股立を返し 主人ハ股立の [illegible] とく袴の…を（袴の [illegible]）取 [illegible] 股立の [illegible] を

一 口を返し [illegible] 左右の [illegible] 御 [illegible] 貴殿之様子 [illegible] 御 [illegible] 時 [illegible]

[illegible] 鞍を [illegible] 主人の [illegible] 手を [illegible]

[illegible] 鐙を押る事

一 鐙を押るとも [illegible] 之鐙を [illegible] 御庭 [illegible] の内 [illegible] 鐙を押 [illegible] 之 余り [illegible]

よりて馬 [illegible] 本 [illegible]

るの右の手 [illegible] 押 [illegible] と

の [illegible] 鐙 [illegible] 鐙を押 [illegible]

余り [illegible] 鞍を [illegible] して

あぶみ之 [illegible] 左の [illegible] 中 [illegible] 右の [illegible]（こころひ、あぶみのくらの [illegible]）

こころひを [illegible] て左の [illegible] を [illegible] 押 [illegible]

能 [illegible] 押る [illegible] 能之 [illegible] 鐙 [illegible] 左右 [illegible]

[illegible] を [illegible] 袴 [illegible]（[illegible] の [illegible] と [illegible] のひく [illegible]）

[illegible] をやり [illegible] 袴の [illegible] を重 [illegible] 鐙 [illegible]

[illegible] 人の後之 [illegible] 左の [illegible] 右の [illegible]

[illegible] 主人の [illegible] の [illegible] 又 [illegible] 後 [illegible] を [illegible]（やあいも [illegible] の [illegible] 下のあ [illegible]）

[illegible] 右の [illegible] 舌 [illegible] の内 [illegible] 中の [illegible] 二ッ [illegible]

式正の時ハあふりかけ候　当世ハかくるゝ之　大臣相公之家なとにハあふりかけス

押切る計也但是ハ泥障をかけぬ時のことなり又主人の内ならハ

内なるを我侍之者のきめさせもちなとさするときハ其座の者なとも見て此時

此鼻といふや…きるゝの事云之

口をとり出し鐙をとり押さする也　此鼻は能々きゝわけへし

あとを知たる侍之者の家時左鐙のことより上力革をとくのく

つかし又一人ならハ鐙を押へ口をもとる時ハ左の手にて口をとり右の

手にてハ力革をとる也

一　主人の帰るに参る事

一　主人の帰るに同し鞍鐙の足をする事なし　其時ハ手にて轡の口を

とる鐙をもしつかにもつ　去なからも其ま了手綱をとりてめくらし口をかく

つかし是礼之目をかけて引きあとハ申なる也　其ほか何るか

鞍しるの礼なれハあふれハ鞍鐙を請取の礼之主人参り

来る之とも私の鞍鐙ふかく礼をして人の家ることもあれハ主人の

ハ鞍鐙ニて付へハ礼ニ為リ　押掛て後ニ主人のり給ふを待へし　ハ

鐙の内をと見る時押なくのきわへ当るときハ時宜によるへし

つかしうち主人のやるるの事をせ上の鼻をも押の様に鐙を押へも相違有

私を遣し也手割あるに帰るハ太の如くなるへし又其もあるへし

礼義ありと古今ニも見れ時ハ主人の内なるも此礼ハ中よ及さる

ある也けに礼成ハあきれしけれハ以下のことくいうるとハ人の座ともなす

又危急ハきもむるの哉ニあふれ以キ時ハ少しの事なの通りみあくるを

鐙をけ左ハをとハ鐙をおさゆるよしを鐙より左のつかしをせ～足をかゝめるなるの事之

とめて左鐙をひかせ立て自ら鞍をとりあけみの鞍の辺に押へて

之るも上の礼之心えめてとハ背中をせかゝめるなるの事之

きくしめくの礼ニて相済なるへし

一　扇子渡の事

一　扇子を人に渡す時ハ先渡されとるを二三度おしとり戴を礼より

ぬきてふちの中ほとを持之持て渡すへき所にて左の膝を

立てつくり鞢をあてくるまゝ鞢の指をぬくく鞢の

あて指大鷹ハ手先一ツ くり先一口 尾も手より一ツ さき一ツ

又手よりかしおあハ以上五之 そさと五寸の ふちと云 兄鷹の同まて

くく先よりあてゝあて 又くきさき 尾まてあてゝ納る之 ... の達

手之あて指同し小鷹も同寸之ふちをあつくとハ鞢の先まて

羽をあてゝ ひろち羽ちとおくしハ 拇 大くし 拇先尖

人手鷹の ... と見える ... ふちを大ちくりを回しく

指をくるゝまゝ 拇餌袋を付て 一番ニ餌袋を二度まて度指

ハ右の目ゟて結ひ之るのくひ上手ゟ大し 一度かゝきハ急結を上手

ふつし人の付行指みくし結ひて 餌袋の結ハ中へ入て拇を後

鷹を結ひて 左のひさをちこ右の緒をとつき右の目のく 大結をとき

大結の先を一ハ手 結して右の目の人へさし 結て一文字まきてく

鷹の緒をハむちと云 鷹の緒をハふちと云之と説もあり 猶とりもちてるわりもふちと云と旧記

まうんてうり手よりと先とハ鷹の右之 さきと云 鷹の左之 大鷹ハ兄鷹の

女鷹之 兄鷹ハ大鷹の男鷹之 大鷹も兄鷹とも云之

このりハ 兄以鷹ハ このりの男鷹之

兄つきらの女鷹之 諸の鷹の餌とりたとる之 以下ハ小鷹之

鞢のあて指 ... 右の ... 諸流とも違ふ之 大鷹ハ

上手子手ねさせん為之 ... 左羽を上手子手ねさせん為之せうハ手より 晴て左羽ヲ

かゝあてゝ女鷹ハ ... あて始 同し

鷹之鷹の餌をみるかこ之 鷹のくひ ... 餌袋とハ ...

をうきさき結と云 ... 鷹の ... 結の ... 結ひ ...

名之 ... 結ひ指て 鷹の ... 手より

ふきの ... 手を目の内ゟ 握りてふきの先へぬ指ゟ指て我手

の右の寸の緒の指ゟ ... 緒 ... 又ハ ... あき

目をつきてこうふけて 尾る之 ... 時度しハ ...

人の ... ゟ ... 結ひ 尾ちうけとる時ゟ ... 鷹の ...

あ手て右鷹をとてもる之拇ニて後ふちを ... の寸より度を

へし度し指ハ ... る寸を人の寸へおして ...

兄て ... 右の寸之 ... 人の右之鷹を ... 左の目 ... 鷹の ...

又立て指ても度 ... 又 ... 手より ... ふちをあて ...

度之 ... 下 ... 度 ... 因乃手之 ... 度し中 時

餌を ...

ゐるしと ... 大結を二 ... 右の目 ...

きる之

鷹 後 指 め ...

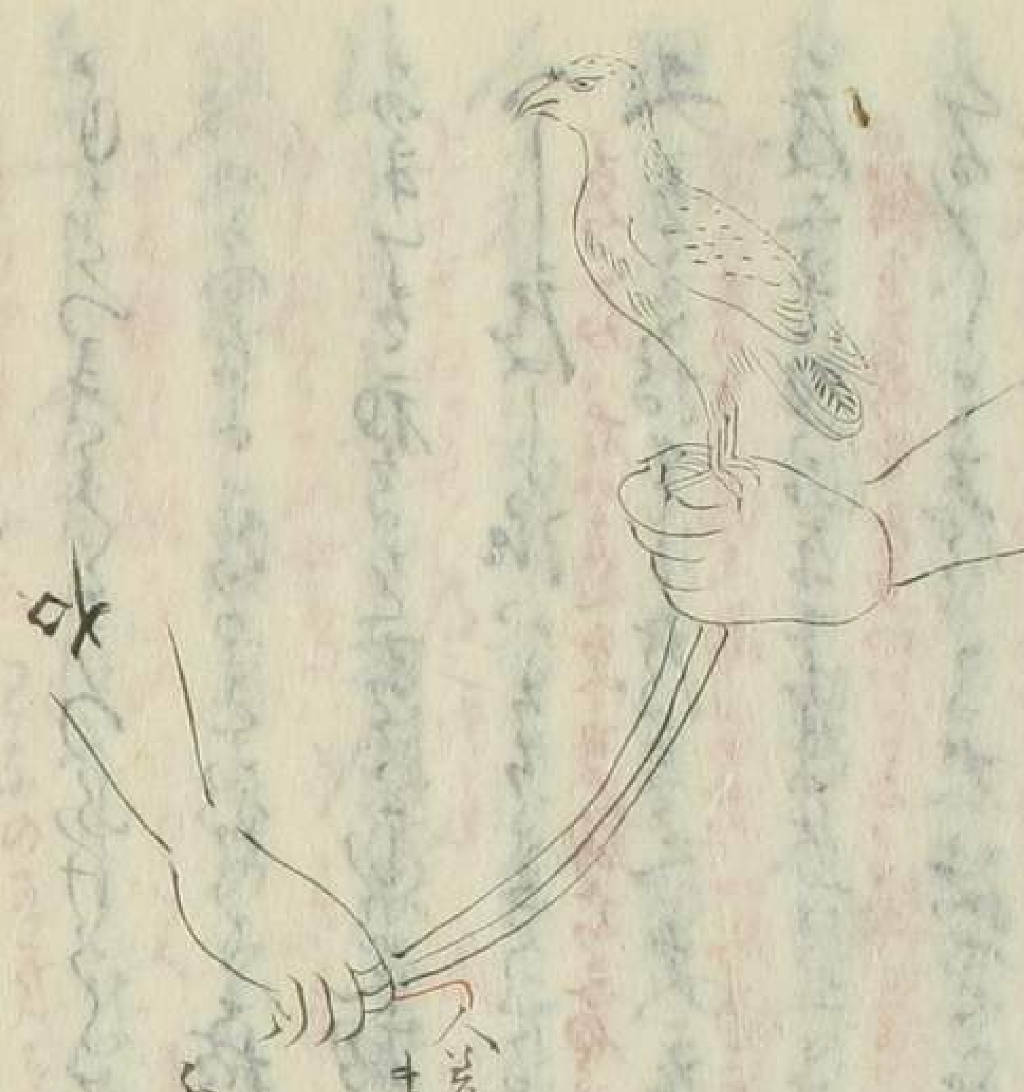

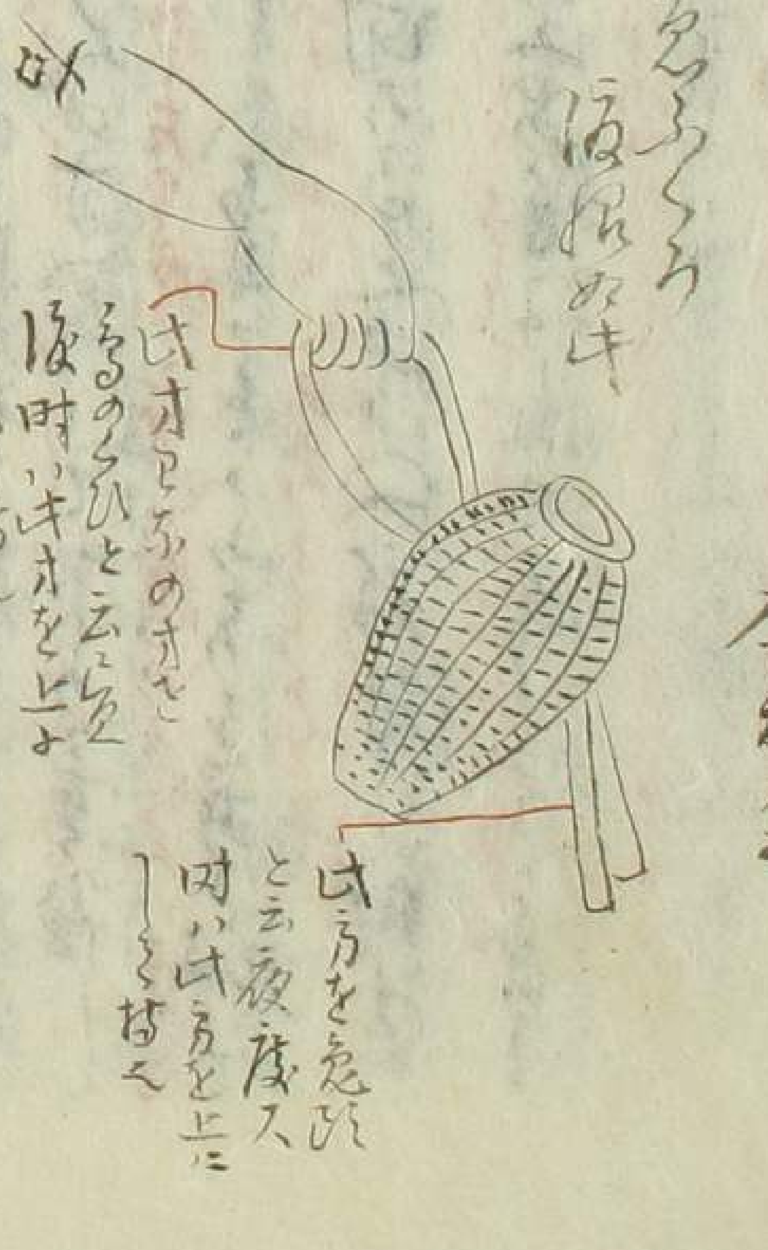

是ハ忍ふくろの図一
くちあ入之

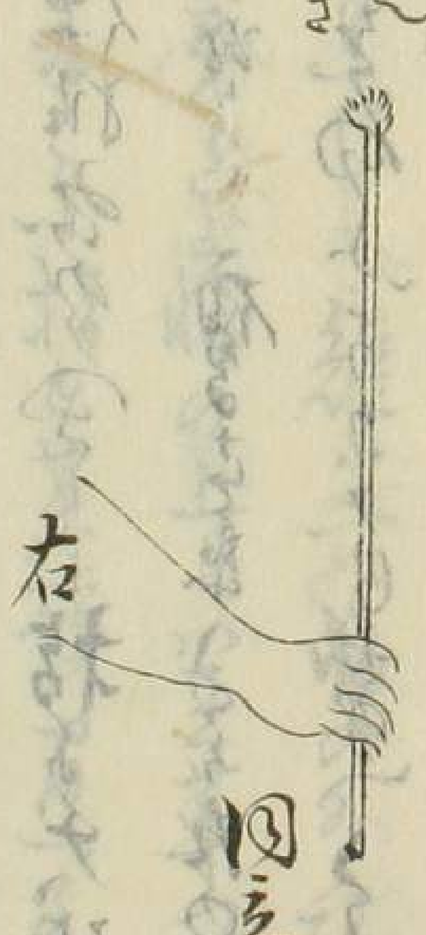

ふちをあつる因鞢の指ぬけ筆を
持やうに持て目をあふのけてあつる之
ふちをあつると云ハ羽を拵ることく
おすあしく候

一 雛鷹に餌袋の事

雛鷹を忍ふ時ハ先餌袋をさしくちあしく忍ひ候て先餌袋を
鷹の目袋をかけと云人あり（朱）
中をとる目をとハつまり人の目の中へやりて諸の中をとるやうく（朱）
放さ時分の餌計しおろく中へ入目をとるて忍ひて先あくかけて
餌あ付へし又つきすつも置へし 雨振之時雛鷹のふみ

ぬけ

居さる人の事　右の方のさげへむけて出る人より立やう　左の時ハ右の手の
うらをあふのけて大緒を立左て　鷹をハ立さらハ右の手を
引大緒の先をとらへんとて　さて人の上の方をとらへんと
手をそへて　てとふ手をやはらかにといふ也
さて　さのま礼をして鷹を離るハつらつく仕を候人の手の
上我右の手をさし　て好て人さし指一寸して拘たの手を
さしさ立候て下業より詰をとらハ大緒の上の方を手屋らく
拘ふちをおさへ大緒をみなの人差指の巻等のしてよこ立たる右の
指の甲を　拘少服へ手をひらきて右の腰をとらへて大緒さきき
きまして　大緒をとき仕指みなの人さし　指の大緒の先をと
足へ　大緒の井の本をとらへ　鷹をさき候らへ右のちぶしの
人差指中指の間へ大緒を向ふよりて目當へ　てまかくく
腕子ある指をまて　又　こきあ申りき右のめくくくりうけ

是をまわし　大緒の長さを大ハ鷹ハ五六尺小鷹ハ三尺
五寸之長きをハ三ツ輪をとて　短ハ二ツ輪のみ指へかくり
まをのて　拘手ニて皆め子手をる輪の上手ハ足革つきるたかく
手足革つきる方の輪をと落く小指と薬指の間へ目方あらより
向ふへ細置之ぬき大緒をときしく拘へふちをと上ふちをと
鷹の丸指と八指のかくとも候を鷹の指目拘をとこる之
あてく屋胴を直ささし　ふちのあて指図あこ　拘ふち指ふさき
目を引きさく鷹の指先を前めて　拘ふちを続めさして右の
手をつきく一礼しくしく立て　鷹ハ縁て立て中るも先ハ諏訪流
諏訪流之子誤き立ハ　諏訪流之鷹ハ公家の持て居鷹式部ハ人と
よきて鷹の差を薬肉と申てし　不苦く基者出者ハ鷹居候
てすのくて鷹をすめしよと云ふしと申てしも又加ホのへて　をゐと
加ホとハ鷹の餌を取り木之衣桁の指の様なる物也
中てをお前く　似南世ふ苦肉と中すよも京緒の指をすか挟鷹

并て本限形鞠なとハ武家の本業にあらさる事なり鷹ハ同し
甚之要きるハ本意にて尋ねる也

鷹餌流の事

一 主人老人ハ鷹を取用捌人手に渡す時の如くふちをあたへ
向ふを見るまハし胸尾のかたへふちを大こふしをさけて渡を
受取用之る時ハあらけをを渡す時ハ先あをけを

あけとハ赤とやをせさる鷹之事尾をハ四月以上を経たる鷹之
一 てをかへ取用捌き方ハ年を見て申上けし大鷹と小鷹とハ先大鷹を下に
志用捌き鷹を先取付之
笹鷹の事文之言葉のこと

一 笹鷹ハ餌巻に札を付てあけのことを持つハ先上鶏一居ツヽ付るとて
鷹の餌付を出之人に渡す時ハ右の手にて取り目を持たのハ
餌巻ハあけあのをとうるしのそめのりよりをまハして以緒の内よりめひ付
つり餌付とハ鷹の羽のえやうの色を出す鷹のる也木丈ハ文の字之
以緒の緒を持ちのひらにまる手て札の方ハ人に渡す也

一 亘之取相左の手にておさへ左のかた下をとりてつゝ文ゆるく捌持
堅て札の方を向ふへ持ちて立つし捌緒の時ハ人に
つゝきて手おの

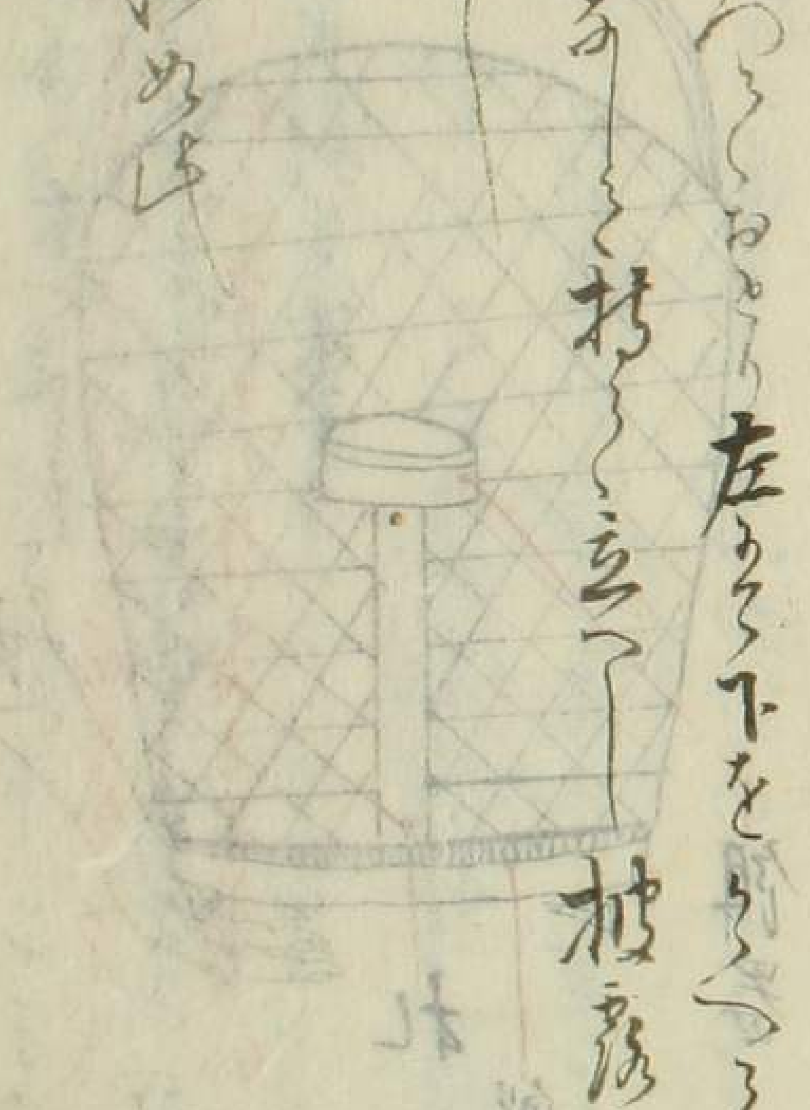

請取図

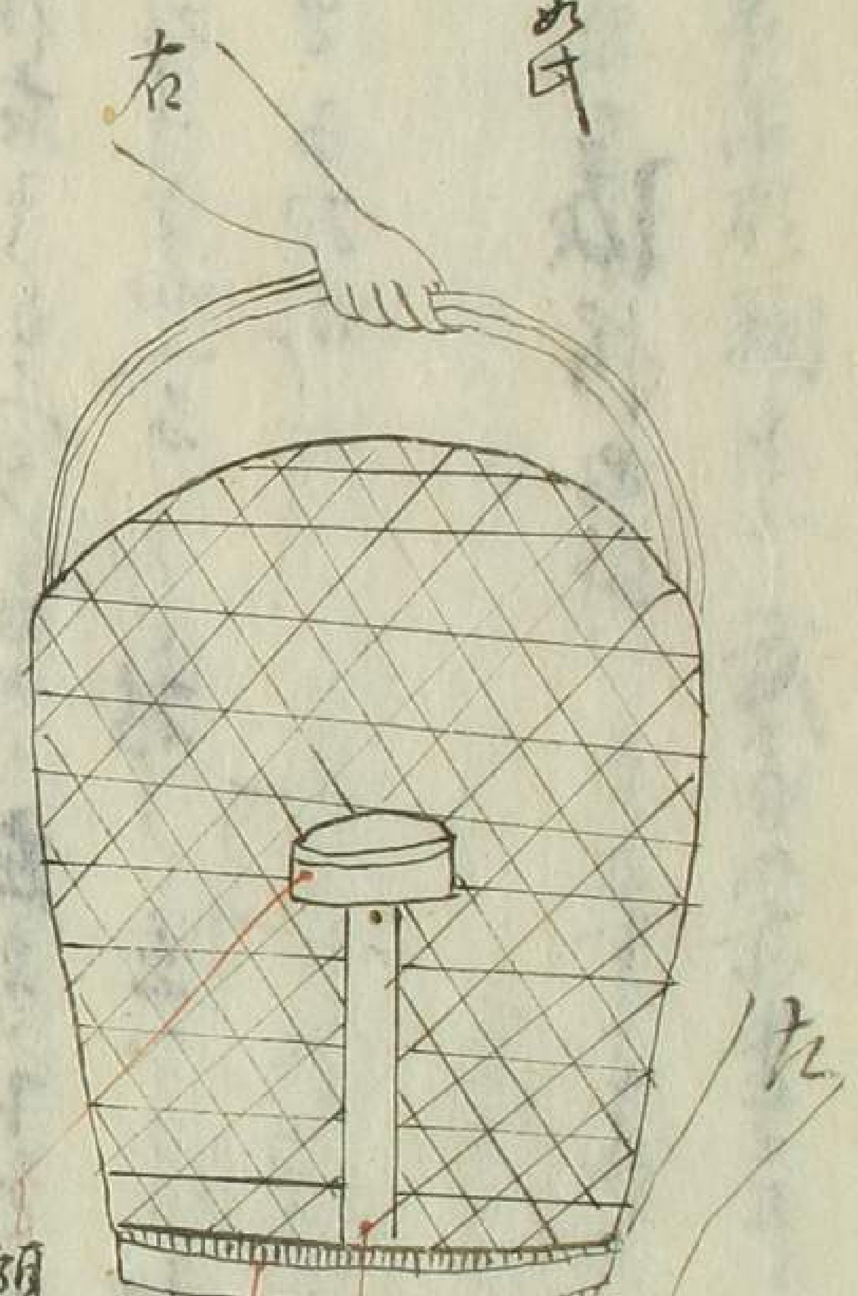

とろ手之

請取図

一 鷹を大緒にて請取事

一 たゝ首より左の手を大にて渡す時、鷹匠之
手のうち、鷹ハ左の手をまはし、右の手にて
つなぎのまゝを持渡し、やりつなぎとやりなはの... [illegible]
やりつなぎハ大をとつ... [illegible] 渡之
... [illegible]
て左の手... [illegible] 右の手を持て右の手の二かゝみ... [illegible]

扨つゝ... [illegible] 持て ... 札 ... [illegible]

笠... [illegible] 渡す時 左の手を
... [illegible]
持てやりつなぎ... 渡之

一 鷹請取渡之事

十ノ... [illegible] 付て... [illegible] 箱の網之 ... [illegible] 盤ニ

... [illegible] 十ノを ... [illegible] 箱の ... [illegible]
才を ... [illegible] 才 ... て ... [illegible]
... [illegible] 箱... 盤二 箱の ... [illegible]

枝板の図にさきて（し）の方へ持て右指ハ十つをけの引手を右の
目ハ持左の目をこおけのをこて添て持出之 捌十おけの手前
引方を（の方へ向きて
さまとハまとの事之
下を置て十つおけの引手をとりて右の手
十つおけのふたをとりて こおけの右の脇に置て右の目まてハ
添とハおそうの事之
籠の紐を持左の目をハ籠の添に添て籠をと引て十つをけ
の左に置て 捌左右の目まて 十つおけのふたをあふのけて十おけ
の上に置て 捌右の目まて 飾籠をとりて みて こおとをの右の
ろたて置て 捌右の目まて 飾紐 紐を持左の目まて下をとりて
籠を持あけ（の方へ 柄杓をむけて十つおけの ふたの上に置て
みて（し 捌（へ向て 右のぬくこおきひを置十つおけ
入紐を結て 渡して 主人（客人へ此図を出す時 ぬ氏まて
又右指の方ハ飾桶の板に右の目をとて 左の方へ ひねりこおけ

のさきの方と（の方へ 持て右の めくり持て退て

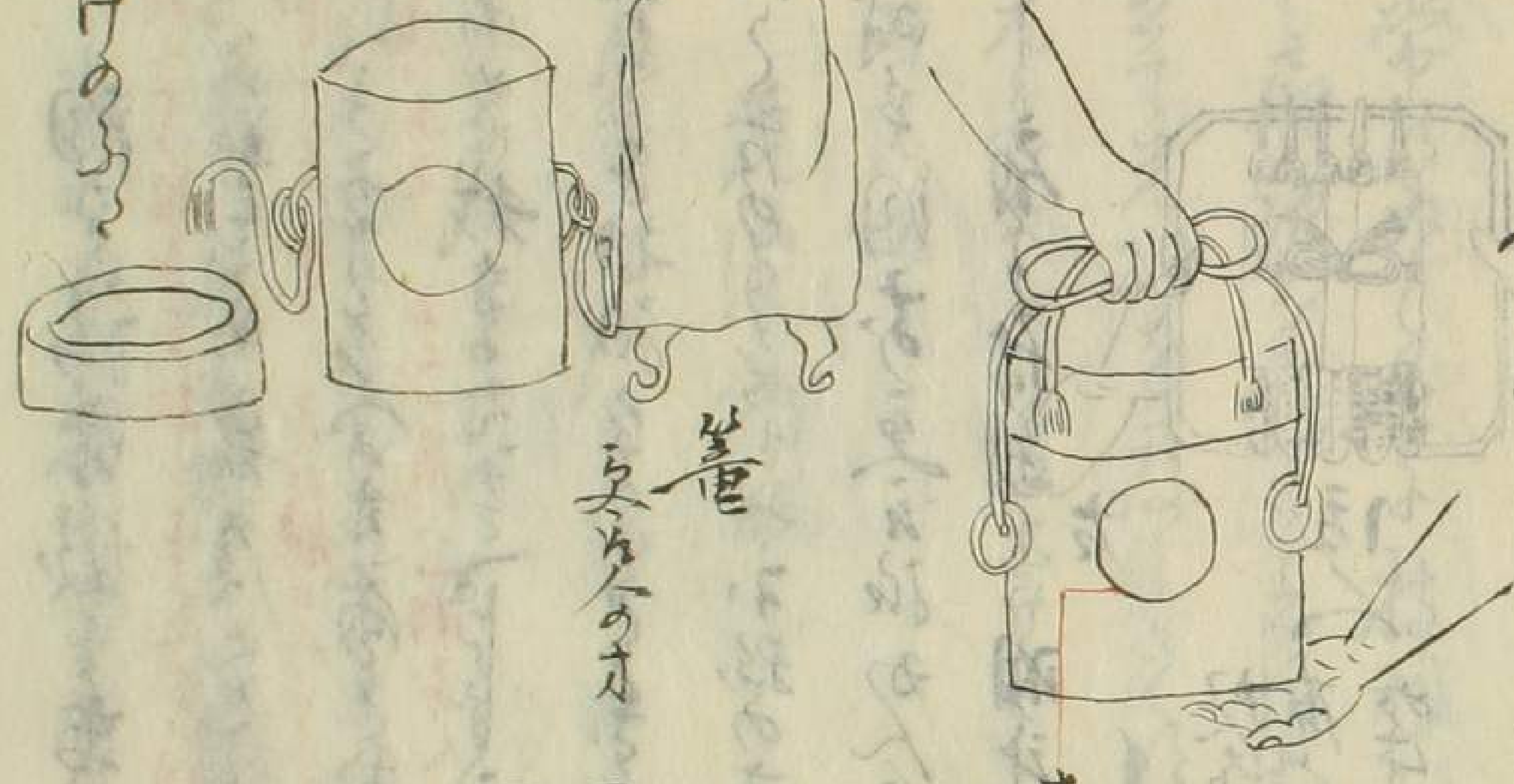

飾桶持て出る時ぬ氏 さ白の月出て置 持出る之
とちめハ我方に
さ白置る之

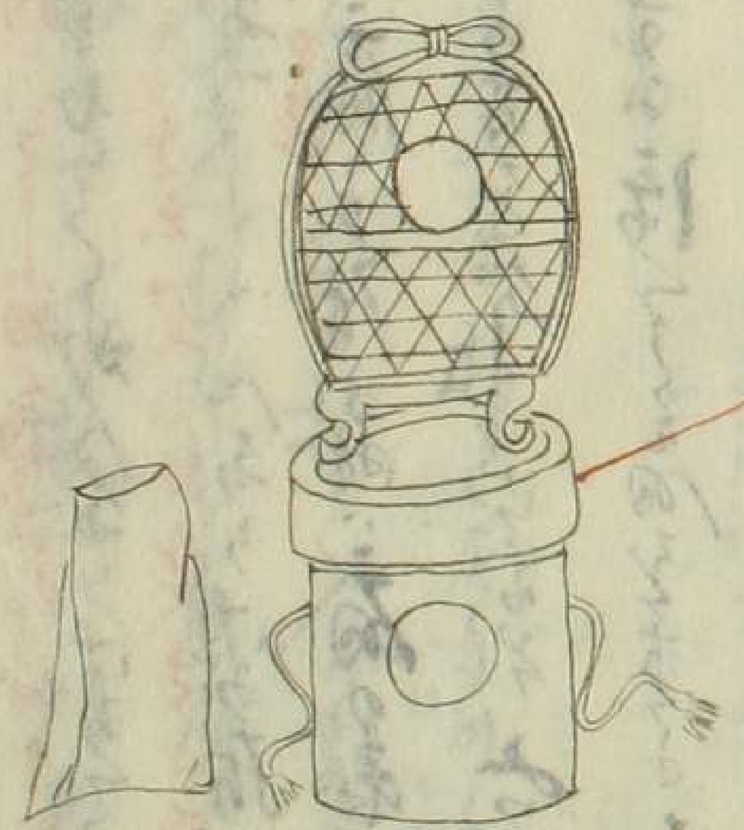

一 羽を請渡す事

羽ハ矢羽之事羽を手羽子ちる之事羽とハ已上の羽入箱の羽の時も如此 羽しまきも

羽を人へ手にまゐらする時ハ尾之とも右にしてかんなかけにても扇にても

うんなかけとハをしきの様なりたるを云 けいぬをまきと云 いく尾とハ

まゐらせ候ハ、きの方を人の方へ向てまゐらせ候 うんなかけの様なるハうんなか

一尾二尾なとと云之 一尾ハ一羽なんの尾之

かけのとちめハ我方になしてまゐらせ候 扇にのせる時ハ扇の表を上へ成へし

扇の要の方を持紙の方にくきの方をなすへし さてまた 右の手にて要の方を

方を持て左の手をおやゆび不移の方すそに添て扇を出す 差出して

披露の時も同 要の方を右にかんなかけに居てハ かんなかけにも

請取て扇にのせ置て 羽斗 左に置へし

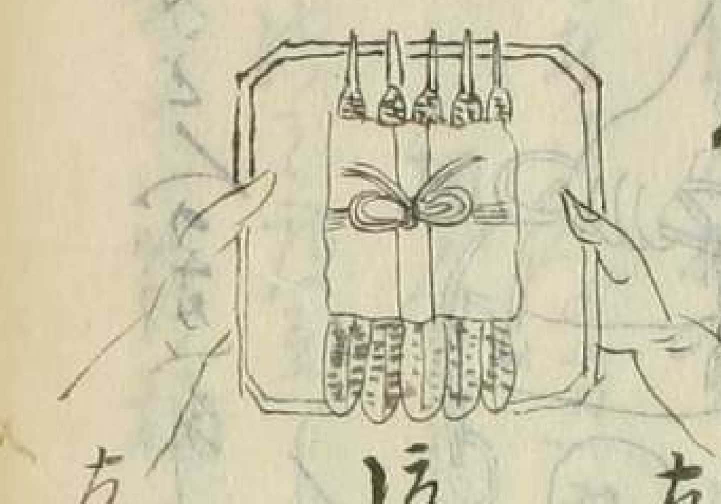

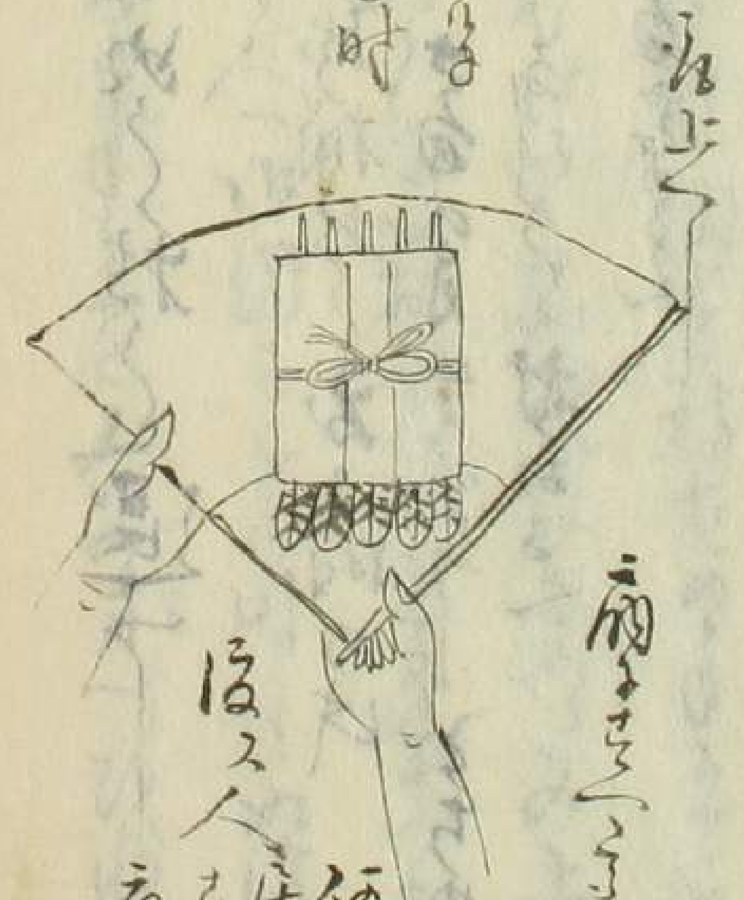

一 太刀に羽を添て渡す事

太刀ハ常のことく渡すに持羽をたまてくきを人の方へなして

持つへし 扇継を持添て扇の上に持ちて請取時太刀をハ我前の

膝に置て先羽を請取て後太刀を請取へし 要の方を

羽を先にして後太刀を渡すへし 披露の時も

渡す時も同

一 虎豹熊皮等のあつき皮を二ツに折て 折目を左へなし

たのつひなき方の毛をうちへまきて折めを持て 人の方へなして折めを

我方へ引むけ さきの方を人の方へ向て差出すへし 少し脇

へ寄て置之 更に右の手にて引出して 右の手へ

荒皮請取渡之事

渡すへき時も 披露の時も 人に渡す時の如し

虎の皮を敷時も同し 右の方を陣表にして 但一ノ字に皮を
並て一筋に敷くときは数多時ハ二人の備之ノ手に敷時も
豹の皮を敷時も右ひかみを上にして敷へし

一 繧繝金襴縁にあると記す表の物ハ唐物の畳にて多くは毛を付
又上なる畳の上金襴縁にて押へ縫きる 陰陽に拵る之也

是ハ横に敷して持出すへし 上の方の方ハ我方に成へし 繧繝も長きハ
同し事 縁題の字頭ハ我か方へ敷て持出之 短き物ハ何も
陽に置して 但持出す時も上より下へ敷て置へし 繧繝の縁題
の字頭ハ我方に成へし 掛人の陰の方時も是を横に持る
余り長き物ハ左右を持へし て字頭を人の左に成しと云を成すへし
後に有て置と持出て陽に置して扱之時時
上より下へ敷 左に成す也 短き物ハ陽に持る後に置て扱之
披露の時同前之 折の先き物ハ大小様置る物之 紅を付る物也
是又やし 其後見えて左に有とも右に有りとも置くへし
置いてを持る事何ならハ大方之とかく有りて有の如く持
座して又置く事又重く置きて白紙の上に持て後して上に
下より字頭を有る如く置きて左の方中程を持右
の方の陰の方を下の方の事ちかと取つ御にて

しまく渡し申す　是又左様太刀の目ぬきに人の左の手の上を持
左手にて人の右の手の上を持て　是又申し　是ハ一巻の時のまゝ
取る者ハ必　貴人手を取申し　又取る事二手をとる時ハ上りへの方
かく人　貴賤之作法かく　人ちと御座し候へハ二人　しらし候を
かきまく　御手時のまゝ

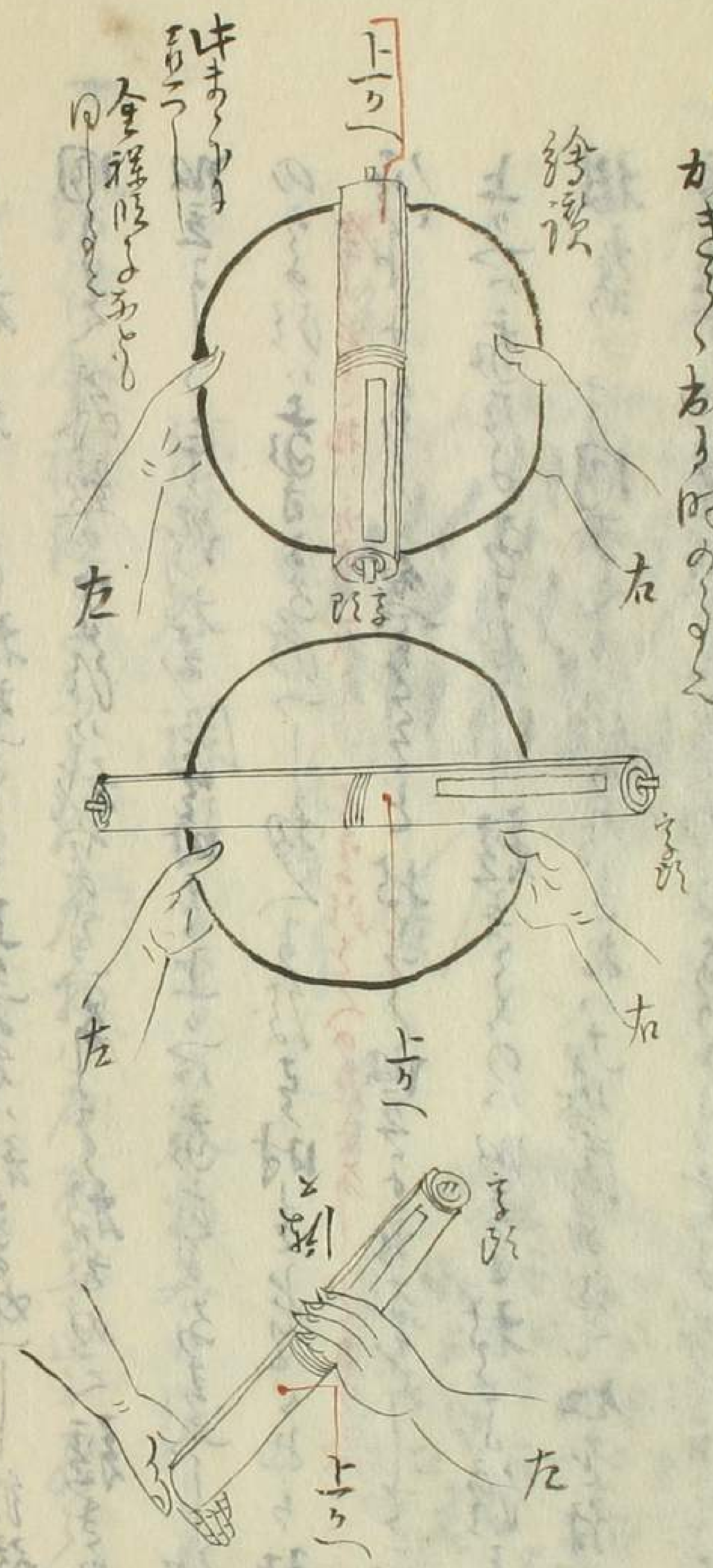

一
太刀ヲ絲纃金襴拵子等作法之事

一 太刀を絲纃金襴拵子揃候時ハ太刀ハ刃ヲ持巻物ハ左手
状弟揃持て如く持て然く太刀をハ右の手ニ受先ル
巻物を渡しまし捧太刀を渡し申し　更ニ左先巻物を受取て
太刀を受取之別義ハ　披露の時も一とり貴人ニ渡すべし
用し是ハ一巻の時のまゝ取る者ハ二度ニ持て一人ニ　の左り
まゝ同し二度ニ申し　御手の同太刀と絲と是上ゟまゐらす
あり左様の同ゟ絲ハ中次披露有とて太刀をも真ニ持来
する之遣成の時ゟくし沙汰其上ニ寺ゟ披露何をも是上ゟとも
太刀をハ必持来渡し　御礼申　なさるへし之
廣蓋ニ太刀巻物まいらせる事

一
巻物ハ包て廣ぶたの上ハ井ニ溜置て一寸上ニ太刀の柄を

一 我右手方に 刄の方を我方になしてなし之広蓋の持様ハ袖持の時の
如し 人の前に置て置之ひとつ 一段上て渡スと云説もあれとも
置て置て能之 猿楽田楽ハ何にても取上て渡さる也 故に
広蓋を出して 太刀の刄の方を我方へなして持て立 柄ハ
なしハ先太刀を取て 以て右手に置 持参ル物をとり上右に置て
一礼して 太刀ハ右巻物ハ左手に持て立て 巻物取分て懐中
入かへて可置能之

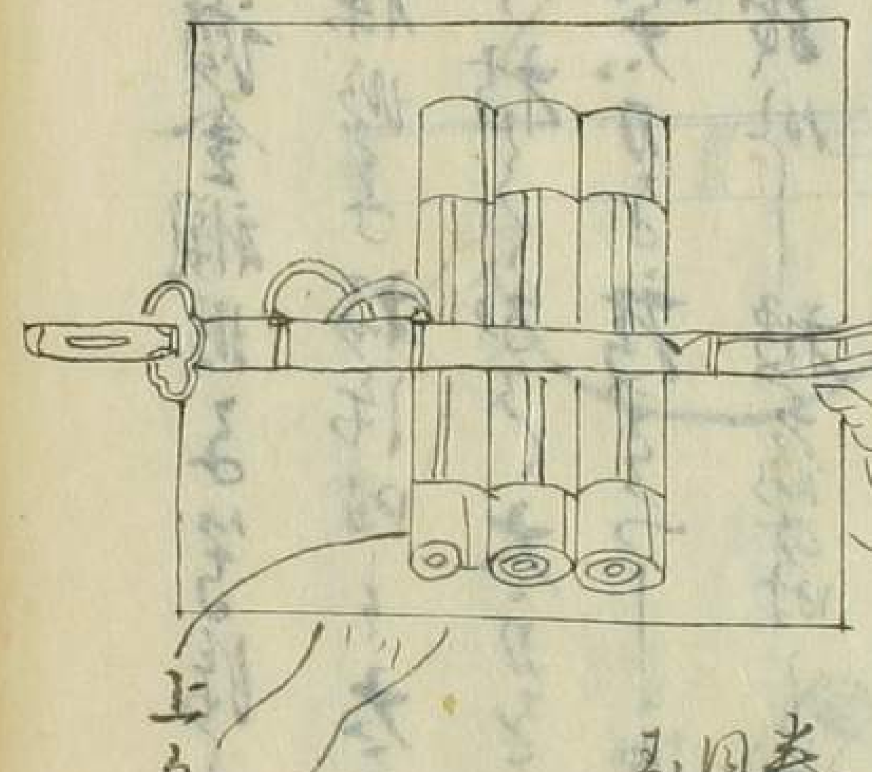

巻物一巻二巻三巻五巻なとも
同し 巻物の上にハ我左になして
置也

上ハ一の方二ツ目まて同し

一 板の物を渡す事
板の物引合に包て水引にて結て是を広蓋に居て 包紙の上にハ我
右より[illegible] 是を持出て置て
別紙[illegible]
立て[illegible]

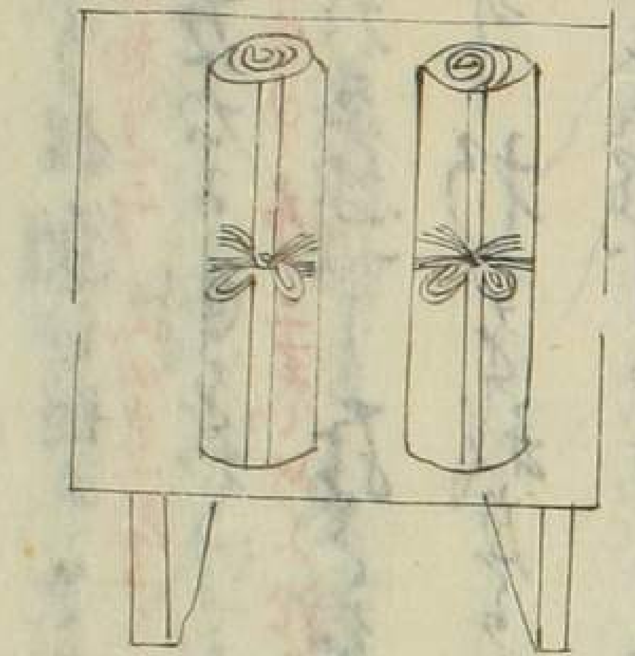

いくつ多く同し之 [illegible] 時ハ二人
[illegible] 包紙の上[illegible]
人数次第之

一 香炉 香合 壺 花瓶 等 [illegible]
香合ハ[illegible]
唐物の盆に[illegible]
唐物の[illegible] 貝 堆朱 蒔絵[illegible]

手の内何ぞ〳〵香炉指の上下順逆を雖かへりて其餘指の逆に
あしらふ指に至て設座し餘指あまき扣へとも　自然に炷柄指を
菜のかゝり指両白班のかた方を人の方へなさるへし　又手のつきかる
三足の物ハ足一ツ人の方へ向けてと云説不用之
ものハ右左のあをむけ三足の物ハ足一ツを人の方へ向く置なり
又引合杉原捻つきをそへ置その上時ハ其の切口を
引合の事　本ハ二葉にめくり読むへし
我右手にあてし杉め方を我左手にあてゝ置へし　被露の時も同し
請る時ハ先座下に置てかゝる修遠生まゝ引合杉原あるあゆみを
其あとへ引出し下に置つゝ名物ハ根おしく大事に
置し又無手ぎくへ置るハ高く上けて器を持座し　引合杉原
持て居るハ右の手にてハ下のきる香炉にても何にても
そとかへし左の手にてハ引合杉原をも持くあるへし
座上の時ハ袋なとへハ入ぬものハいかにも袋結様へとも

袋をハ水引をときて上の請袋をハ内側の方へ向けて
置なり

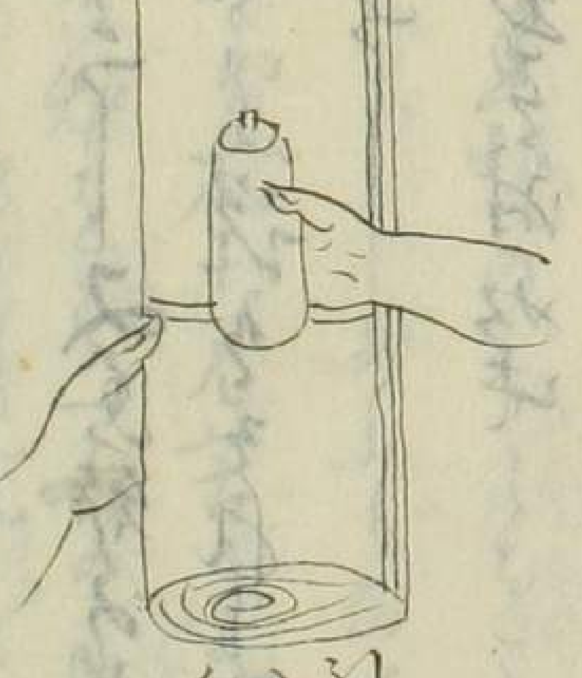

香炉に香焚て請る渡すに

一　香炉のうつを焼る人に渡すに三足の香炉なとは足二ツ
我方へなし渡して一ツの足ハ人の方へ向けて左の手にてうけて右にて
香炉の後をそとかゝへて渡す　其指右左のうちを
右へしき炉のまへに持添　左の手にて受てあつを

きくへし又かの人に渡しける香炉を手の上にのせて
足一ツ向ふへなしてかの如く持て人に渡へし
又香炉に火をたて渡す時も置あく其中へハ必火置有へし
又ハ器のふたにのせて出す座へ直にも目をとりもちてき
於心得之其中にのせ出す時何にしても置へなして直に渡されハ
聴て手に受へし卒忽にして香炉を
取落しあとさきを小曲にあるへし又香炉のなかを出す時ハ
香と足の方をなしと知り香炉置と計説をそれも如此之かの
つのふ足ハ手にさわりて覚へし

香炉出す時如此
足一ツ人の方へ向て渡すへし

一　香可聞様之事
右の如く人の出すを受取て足二ツ我方になしてかきこしに候ひて
左の手にのせ右の手にて香炉のふちをとりてへも取の
通りに持て香之老若ともに手をかさしあふりあとし鼻にき
あらく座なと候ともあとさきなくに大に見苦き事人より
請ける時ハ其人へ右とハ左の手に香炉をとりて右の手を左にて
手の下へ手をなしてたの後をあててをとへかきてあき人あとハ如此すると
目に立て取て又其人より請取ても但ハ其とて頂拾ハせぬ事なく
かの渡し時香炉の足一ツ人の方へ向て渡すへし
人あまたある時香をきくには三いき五いきなと有ともきこへて
人あまたあるハ我香炉を渡すへし我香炉に
持たいれたる也向て渡すに人に渡す時手にとりて
きく事へし足ハ常に其渡しへ人の方へかの時の事なり

香ハ十炷香源氏香を始とし　古法あり　其ハそれと
家々の事にて以後ハ別して　武家の家業にあらず
能知りたる人に習ふべし

一 扇人に出す事

紙とハ扇の地紙之
扇ハかなめの方を人の方へ向け　紙の方ハ我方へ向け　扇の
中程を右の手にて持人の右の手にとらるゝ様に指出す也
かなめ出す時ハ左の手ハ膝につけて座し　又かなめを持
方を持立ても出す座し　其ハ若者ハ若衆へつかふ事也
上より三寸斗下を右の手に持左の手をあてがひ大の方の手より
下の方を左の手にて受てまいらせ座し　又出家にハ右の手より
要の方ハ客の方へ向てまいらせ　横に出すと云評も　出家にハ
目上の人に出す時ハ女房衆にハ必下に置て出す也

一 扇を檀紙杉原などにて包む事

檀紙ハ大なり　大ハ紙の大なる也　小ハ紙の小なる也　此紙ハ
扇ハ一包又ハ二本五本なとゝし包てつかハし　杉原なとにて　二包を
又杉原ハ杉原紙の大なると云　紙の少なる之
中にて上ハ下本のうらにて　いかにも美しく包しるしうすやうの
うすやうも紙の名之　此紙有紙之　いてみてるゝに色とりくに
表紙くるみて包み　水引の結めにかけて　かみ表紙料紙の切に
めの方へ長く　重くて要の方を人の方へ向して　紙を左の手に持べく

度々披露の時なとに据る時ハ是招同前ニ又折紙
有ハ見立てあるこれ又折めの方を先へ向けて持て
出す

一 本五本なとの時も同し事

一 扇に何にても載せて出す時ハ扇の表に据る
うけ取る時の互請取る時ハ表を据る紙之時扇抔ハ表に
日輪を見かし扇表を揃りてうしの方に向扇を据る

一 凡何にても扇に載せて出す時ハ扇の要の方を先へ
是ハ初る人の前之事中着実検の時ハ扇を広る要の方ハ扇を据る
先のひらきたるを人に向て取置の方に左の手をそへ
扇をさし出しておくにて摩ちと重き物ハ左の手
ひらに扇の要の所をのせて持て右の手ハ扇の端
よりまくり左の手にて物を持てハ右の手にて扇を取て
のせ出してうけとりにそえる之又扇ハ物を載せてさし出る
時ハ我か要の方を人に向けてさし出る之是ハ紙を扇を据
代りてあるるを要の方人に向て及ぶる之

一 鼻紙をさしそえる
さてかくといこといの紙之ころみ揖真中巻き記す
折めの方を我方に向て右の手に持
以前袖の内とりて出しそのこその肉へ引かる
主人の右の袖の肉へ揮の上に招のてする事のきと時に
以前の肉一中時の
ちよみをしておくへし

一　小刀持様之事

一　小刀ハ右の手ニ柄を持刃を先へ向持へくそうり但近くハ畏り左の手ニ取て右の手にてさきを我方へむけ刃を上へ向して持へし柄の方を前へ向け指にて持のつきへし

左の手ハ膝ニ付置へし

一　桶披露之事

一　主つる桶者の数献中主ハ目録を以て披露中ニ於て目録を置ハ目録の間ハ先きにおる之私ニても桶を主人の前ニ置ハ目録中ニ置て座敷自然口の方ハ桶をハ口の方を我左の方へ向していつを持用の口の方を先き桶の手を置にすへし

（朱）口の方を左へ向ても口ハ湯を置所の時右の手　桶の手を引さけ左の手　桶のふたを取て湯を出さは　桶の口を我左ニ置之

（朱）我か方を主人の方へ向ける之

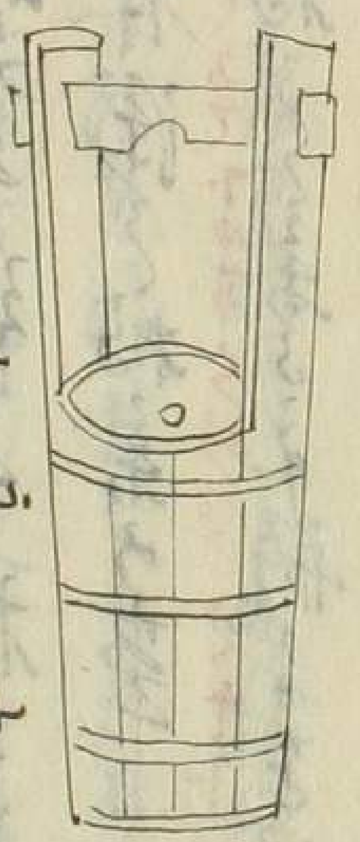

一　桶銭披露の事

（朱）桶銭ハ桶代と云ふ也

一　桶銭ハ廿疋三十疋ハ中ニ持て包ニ出し披露しつゝより百疋ハ二ツ子折中ニ持て又下ニ置て披露

（朱）桶銭　二百文　三百文之

座敷下ニ置時ハ其の付にて方を主人へ向ニ桶ニ右の目ニ主中を持出於左より出し桶の如く置て其の方主人の方へ向き座しる桶の方の敷中ニ主ハ其用ニ置さる其の方先ハ其の扱ニ見らき桶ニ主へし　又

（朱）酒盃の時ハ左の手ニ封の付たる方をうしろへ向して持出る之

香奠なとの時左の手に持左の手に持て左を上に向くし我右より
左へ直ハ逆之事なし右の手の甲上へ向くして我左より右へ
直すハ是順之と也何れも法ならず是ハ無
据る時ハ[illegible]に据て[illegible]

一 着物披露の事

一 先精（?）物を以て置次にて云次に奥へ[illegible]置次に持を置
へして据置つくして使を以[illegible]重人に[illegible]
直ハしかるへし 誌文にて積も披露の往相同前也

一 雛子ハ着繕て持参の事

雛子ハその便利のよくしるて下の方くりたるをひらきて見るなり能あし
一双とは二ツある

雛子に着させて持参する事雛子を着せかへて持者ハ
右の持之是ハ雛子二ツの時のこと一双の時ハ先着を持て
参り[illegible]着を陸奥の内へ持参して[illegible]の

雛子を持参之又着を[illegible]持参雛子をハ下[illegible]
[illegible]

一 白鳥（?）[illegible]据[illegible]事

一 於鳥ハ左の羽うちへ翅を引[illegible]て尾の方を我
方へ向して[illegible]一ツ二ツの時ハ一人して持て数多時ハ両人
して[illegible]鳥の右翅を引出して[illegible]方を
かく人ハ[illegible]之方かく人[illegible]先へ出て[illegible]の板据膝の上据

一 以下[illegible]小袖架出る[illegible]

二人してかざす[illegible]
架出る時ハ[illegible]

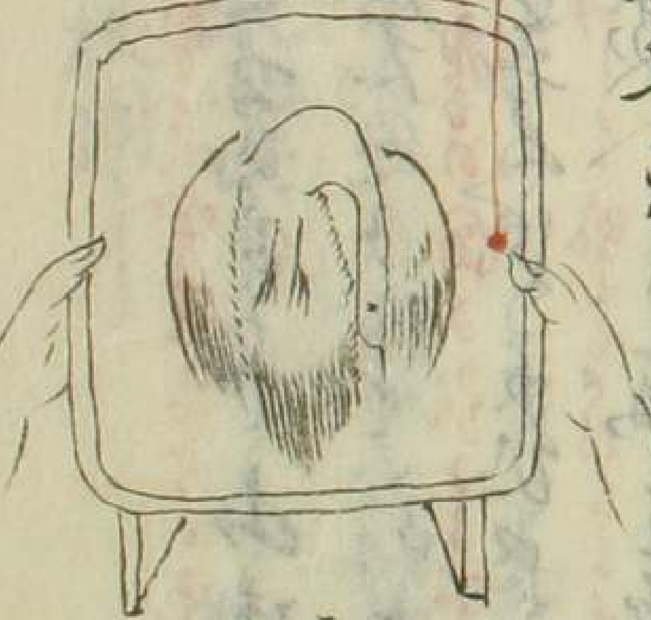

一ツ二ツの時一人
[illegible]持出る時ハ
[illegible]

一 鷹の鳥請取渡之事
鷹の鳥とハ鷹の前にて雛子を云之 其の鳥の目にて 山緒をもつて
雛子の訳ハ鷹の鳥といへる事の鷹の雛鷹の雲雀なと、云名を着て云之
提ておくへに渡す時山緒紙太のまゝにて引ち一鳥紙
ひはいへはる鳥の羽ねを切きまて肝を出し鷹の餌にへる前の切口を云之
伽ふのけてたの手に鳥目少負をすへてかひ口を我左に
むね羽の鳥の方をさしく
かし尾のかくらを人の文へ向て渡へし 受主掻太の手にて
山緒をハ左の手をハ鳥乃背の方紙兮て受主へし 是ハ
諏訪流ハ甲の方山の様とて 田鳥ハおなかく結ひ山の鳥ハ後を結く
やすく緒を鳥の前にて結ひたる時のより 一流にハ山緒紙
琢磨ゟより取てハ田鳥を 田の羽山の鳥を山の羽と知りて 田鳥ハ鴨鶉白鳥
鳥緒後にて取てハ肩にて時に 山緒紙ハこの事ふるく
の類之山の鳥ハ雉る山鳥鶴つくるかるの類之
左右の手にて鳥を持て前の如くしても渡すへし 受主紙
も左太の手にて受主へし 山緒をハ持添へらす 此外
鶉鷹白鳥抔持ひ様ある事 何れも山緒のうけ紙ハ
後ハ随ひて分別すへし 披露の時ハ人ゝ受時の如く持て

一 御目にかく済まき之

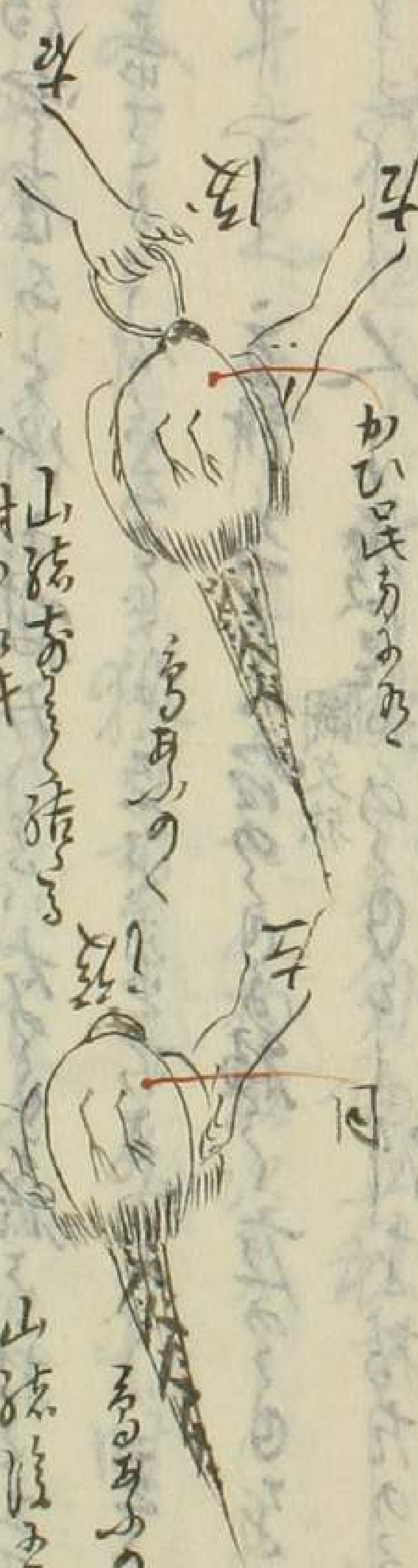

何方てる隠の如く少時ハ如斗
筋ゟ了様座

一 鷹の鳥を座に居るを披露之事
鷹の鳥十せも座に並へるに鷹の鳥に限りて尾の方を
御前へ向して並へ取ちこの鳥ハ清家の如く其一羽に並へへし
羽ひの鳥といへる鳥のむねをさきて肝を出しても鷹にくるみてくるみ鳥の羽之
鳥の鳥といへるひ口あるも首とかりてひめるとある之
然れともひ口ハ御前の方に成之二人にて舁出す時ハ
取つひの鳥の方を少し人貴数也此方かくし人々と先へ
おつし 又三四羽座に並へる事ハ 其様同し

鳥何しも山張をうけて鳥を据る之
鳥ハみなあふのけに鳥を据る之

巣
鳥屋

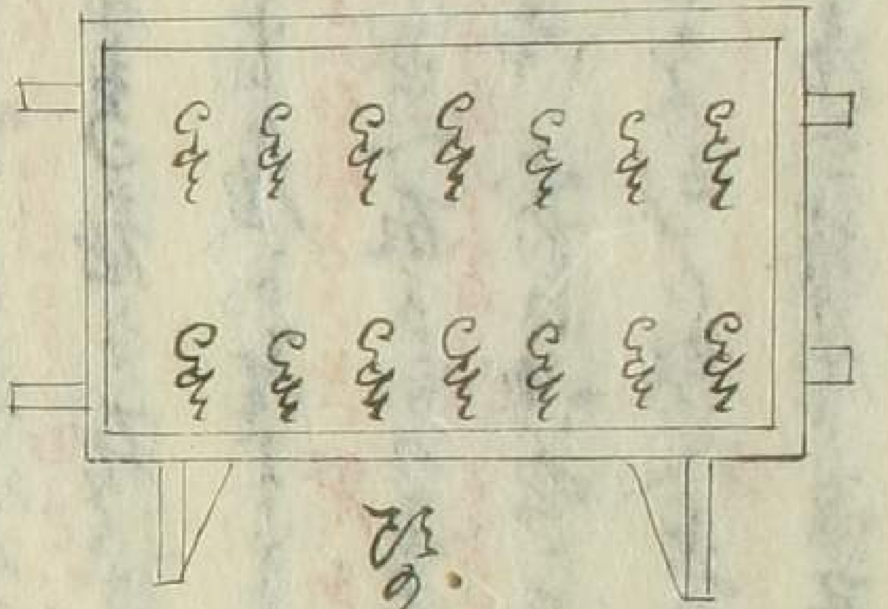

脇の方

とりうひの鳥二人しくかきまゐる
時ハ注方かく人書跡く

鷹の鶴雲雀等竹に挟くるを請取様

一 鷹の鶴雲雀なと竹に挟みくるハ右の手に握て持て出て請取
のゑ手に渡てくるなりハとりがみ立てくる竹を下より立く
口上を申し 一 立許あくハ左の手に持て左の手をつまき
口上を申して人に渡と。闕文欤 のつ手にし竹を持左のつ手に
とりうひのつけあまきもの
竹の先を立つて右の手にて渡申し とりうひ乃鶴又

ひたるも何れも竹の一と手に持つゝ先に右鍔を執たるよ
あしく渡申し 竹に挟くるハ夕筒萩了し 持ち挟ハ
とも一竿と立之一竿と八十のつ之み有数次第くわしきを
つし又とりうひを下に挟む事もありて生時も渡し
根指すれまてし 請右握り何まし下すを立て

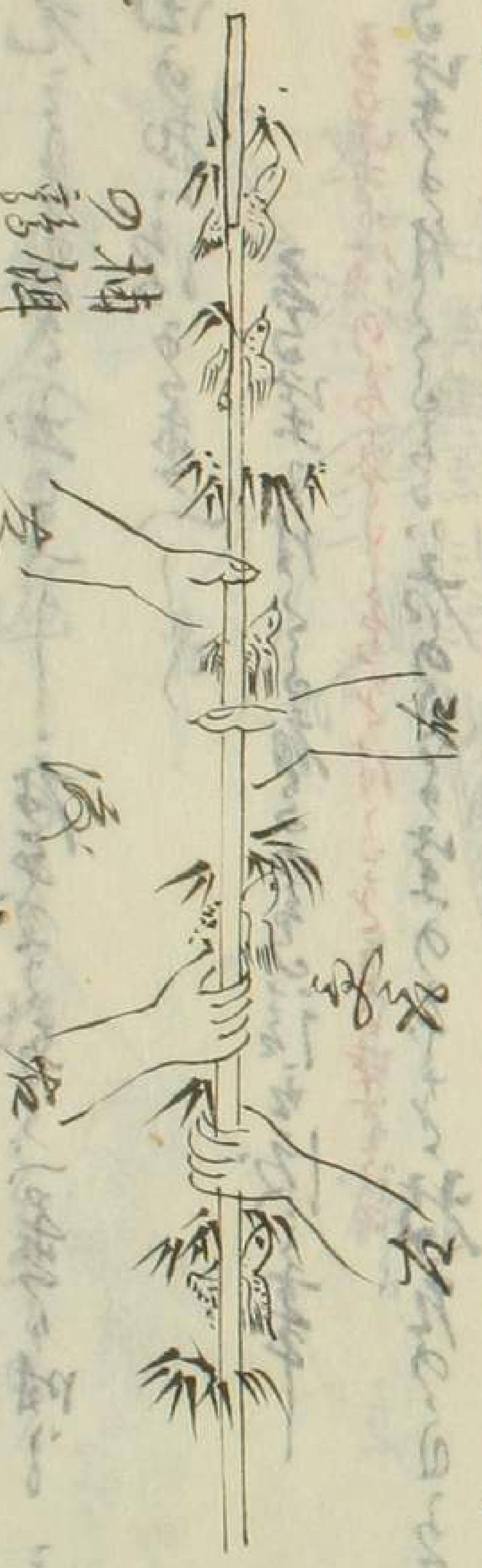

右 披露の時も立下あらハ立て置て 披露立て立不
あくハ右の手に握持て口上を申し 人に渡まめくるまして
てるされ用く

一　山の物と田の物一度ニ出る事

山の物とハ雉子ニ限る　兎之田の物とハ鶴ニ限るニあらす　雁鴨なとも

一　山の物と田の物ハ先山の物を出し後ニ田の物を出すへし
人ニ渡す様も始終同し　但シ中ニ鶴白鳥杯あらハ
先ニ出すへし　座中ニて賞翫の時も　山の物ハ上
田の物ハ後ニ出すへし

鳥柴ニ付る鳥の頭の向様之事

鳥柴ハ何の木ニてもよし　鳥を付る木を鳥柴と云

一　鳥柴ニ付る鳥ハ右の目ニ柴の本をあて　持者の目の前ニ鳥の後を
見るやうニつくる持出すへし　扨鳥柴を持あけ　枝の方を
上本ならハ持鳥の首を右手ニ付け左の目をつき
口下ニて持者の手ニ持て渡すへし　鳥の頭ハ人ニ
向ケ　又雉子の本を持たハ鳥の後を
見て持出へし　鳥一双の時ハ右の目ニ柴二本二ツ持鳥を
かけて左の目を見る鳥の後を見て持出す先雄鳥を渡して
春ハ雉子　女鳥を出す雄鳥を出す女鳥と云
後ニ雌鳥を渡す先雄鳥ハ先雌鳥ニ渡子男鳥を渡之渡様ニ支度
勝手次第之

鳥の頭ハ殺方へ向ケ人ニ向ふへし

本しろニ結ふ

主人鳥を遊しける鳥を持て出る事

一　主人鳥を遊し　弓之弦ニ射けたる時ハ矢をぬきて矢目を上へ成し矢を持
出る持ニ羽ぬけたるを矢をぬく事して
出す作法ニ持へきすへし　此時も矢めハ上へ成へし

一 鳥ゟ死ハ殺て矢抜ぬきて矢ハ一所ニ添矢目を上へ乄置て
其上ニ

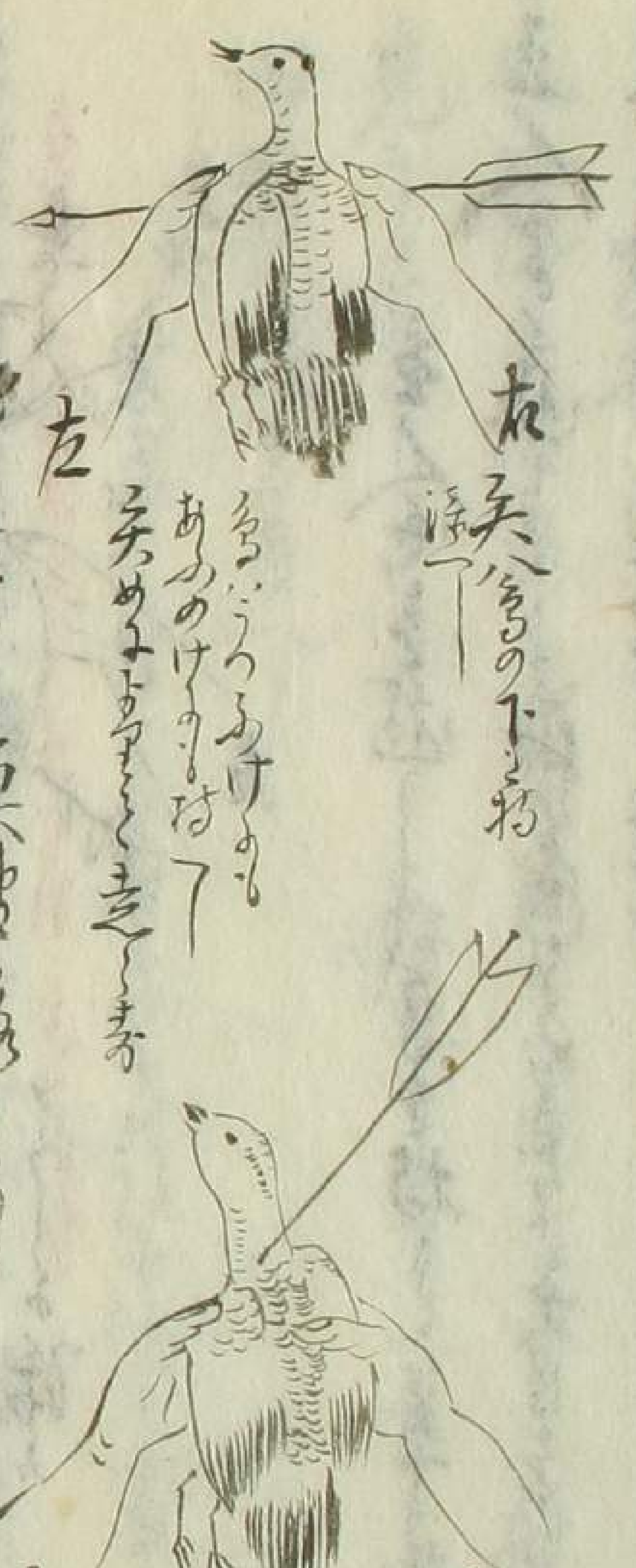

是も左右へ置鳥の翅ハ添也

一 魚を積る事ハ居りなく魚ハ頭を右之方へなし腹をは庖丁者の方へなして置
池沼川ハ海のもの川のものを海魚ハ腹を此方に
魚ハ腹を此方へなし置ハ右り也(もし川魚ハ背を此方に)
なるを云説有り京都将軍家御中ニ於ては海川の
魚を積む事ハ魚一ツの時ハ二の時も三ツの時も魚頭ハ必右之
海のもの川のもの腹とりつる不定
方ニ置也尾の方ハ庖丁者の方へなし
右ゟ積也其上魚を積る事一人して置を昇て
おゐて其ハ魚頭の方ハ庖丁者の左の方ゟ右へ乄置へし

庖丁者のたの方をかく人ハ貴殿ニ先ハ其後乄昇ておハ庖丁者の
左の方ハ先右の方ハ車かくへし庖丁者の方かく人ハ先へをとちと
節のひとおる心之なきもの三組置ニ据る小袖の一ツを添ぬく
ニ其時ハ魚を一文字ニ置之比時も左へ向て退出へ庖丁者の方
庖丁者の方ゟ能之又魚を置ニ据時も庖丁者の方へ
貴殿之ゟ魚ゟ鳥の数を御中ニおゐて同ニ用ひ斗ニて被成候
二月七月十二月の朔日白山殿ゟ宝上の御大斗鮑千本白鳥一ツ是ハ御用之大野五荷是ハふ是ハ用ひ
まゐる之初ニ初鮭初鱈ゟの数御敷井まゐる同ニ用ひけるへし

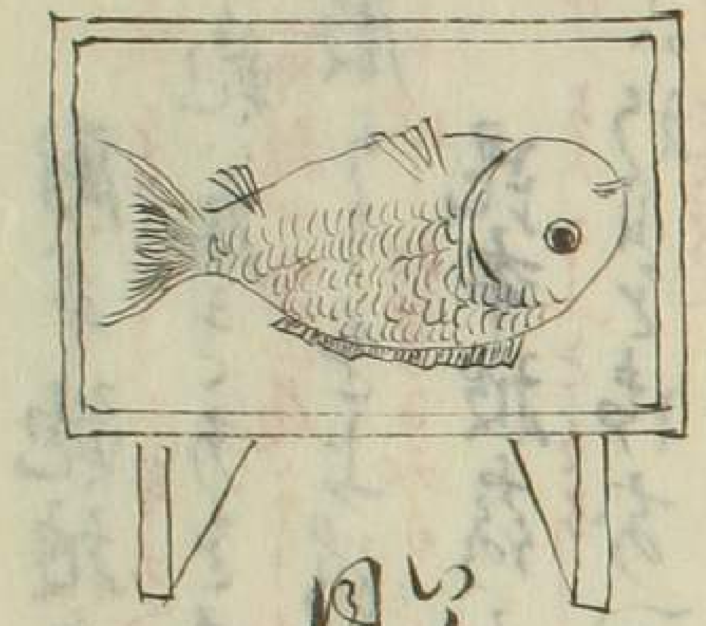

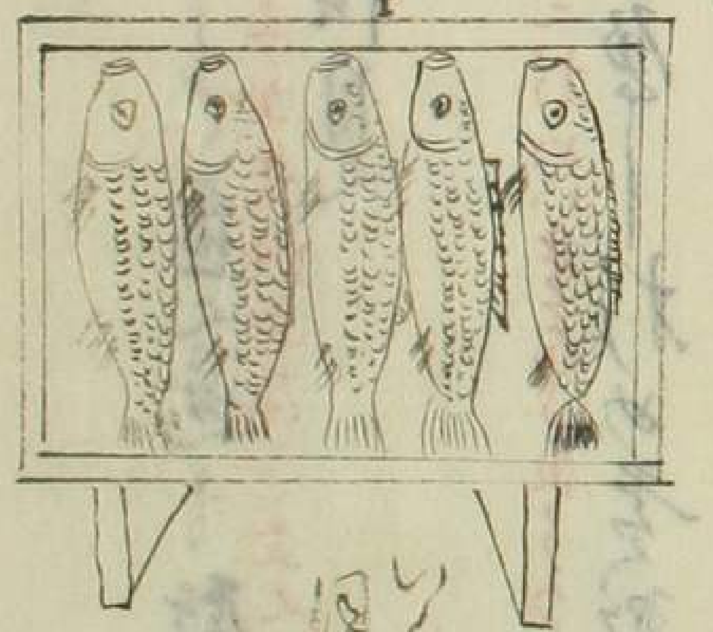

熨斗鮑披露之事

一 熨斗鮑ハ廣き方を床左の方へ向けて置之是も殿中にてハ
のしあはびを云ハのしと斗云之非之
毎年二月朔日畠山殿より白鳥一羽熨斗鮑子并天野五荷なと上之条々ヲ出
畠山殿より献上之節ハ不置條目之
殿中ニ次第ニ記すみえたり

昆布披露之事

一 昆布ハ折目を床の方へ向けて置座し折め置数之
昆布ハよろこぶと云ふ祝義の事なる故ニ折めハ重なる故よろこびを重ぬると云心にて置数之

荒巻披露之事

あら巻とハ簀巻の事也之
一 荒巻ハ頭の方を床左へ向け置て頭ハ札の字頭の方之
札とハ簀巻子付くる木札之奥又鳥の名を書付くる札之
方の柄ハ殿中にてハ不置條目之

進退記　第四　繪圖朱書

取扱之部

まな板うきうく出る事

まなとハ魚のすゑ之魚切板なるをまな板と云之

一 魚をまな板にすゑて 梁て出る時 魚のかしらハ庖丁人の

魚の向ハ庖丁人に向て魚の頭を左に常なるへし

左の方になし 魚の背のかたハ庖丁人の前の方になして

刀とハ魚を切庖丁刀之事 箸とハまなはしの事 板紙ハ庖丁刀をのせて置紙之

置なし 刀箸板紙等の置様ハ庖丁人の流々によるへく

おなし事なれ共

儀中ニても先庖丁ハ四条大草両流あり

大草流ニてハ板紙の折様先折紙を横に折て其

折めを前へなし 其を又二ツ程に折て其折めハ庖丁

人の右の方へなし 是をまな板の右の方に置て其上に

自分かたへ向ケ置 柄ハ右手先を左り 刃を外向に置也 ちかきを云

箸を置 形をも上になして二ツ並之置刀のこしを上へ

なしては矢の右の方に並へて置之 又流々よりて 板紙を

鯉の形めの肉ハ箸を入るゝ也ト云刀の表を上へ向しるゝ事
事ニあらしも大草流ニ而ハ是なりしも大草流の
箸ハ柄長く先ゟ計の指ゟ短きかねを持て向人して鼻く
右の如く刀箸板敷を並て奥をもちて向人して鼻く
出る鼻ゟ玉仮を魚之頭乃方かく人ハ貴殿之前と云ハ是也
しるかきて出ハ頭の方ハ尾の方ハ手ある一頭の方鼻
人ハ先ゟ而て尾ちと筋をひき如く頭よかきて〆置一夕
俳ある一鼻先て下ゟ置て尾の方ゟきる人ハやゝ置て返一し
頭の方ゟきるゝ人ハ板のもみをもしかしひきあし
魚を帯を並て板の上に押ひて引く右ありて返一し又
魚を取る時ハ右ゟ頭の方ハ庖丁人の方ニ向て此時ハ
庖丁人の方ゟ方かく人貴殿之方ゟ右ある如し庖丁

さて後ゟの如く向人してかきて取る時魚頭の方ゟ出ハ
まかし箸ゟ是切る魚奥ゟをくつしてかきて置之一是ハ板頭
を人ニ入を渡しき為之事も承りて細よ其を入るてある
魚之大方能程よゐ座

魚をはなしてを切て色々ゟ並べ置ある也 並之板ゟ魔所之
板ゟ人ゟ魚奥を切て並る板の上ゟ色々並ハ並之庖丁人の目ゟ武ある

大草流ニハ刀の表の方をおさへ板敷の上ゟあるをも是大草流の方ある笑ハ誰のめ

板中ゟ而ハまへ置て返し云ゟ置ゟ頭と尾とゟ置とゟ置を取て頭と魚を
並てきる之板中ゟ是ハ向きて板並て切之

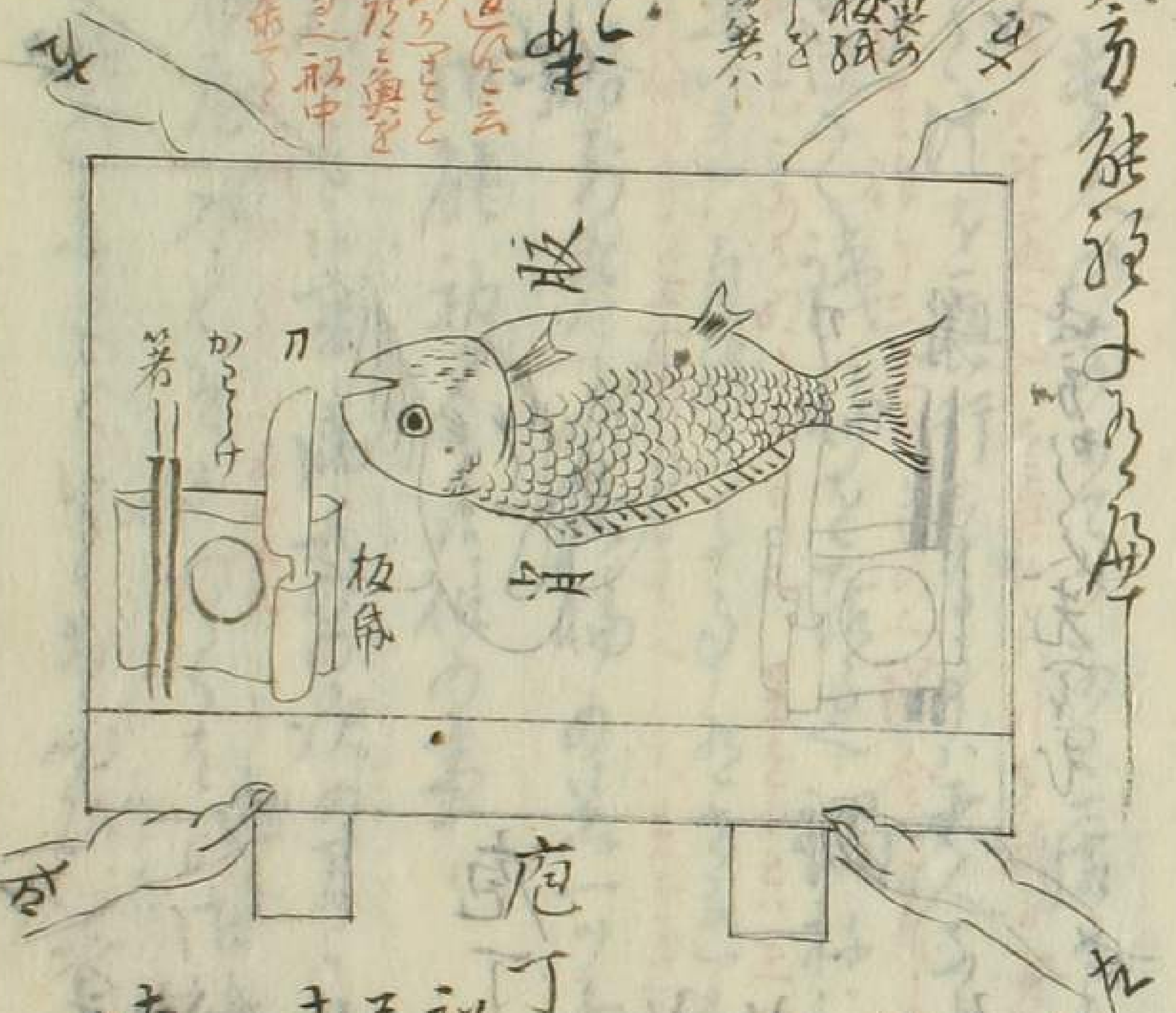

庖丁人
板中ゟ而ハ魚奥をゟく持ちゟを庖丁人の
右之魚奥の方ゟきを庖丁人の方へ向て取る之
才つ向して置て持ある之

下方ゟ置時一文字ゟゟゟ持く
持ある時ハまゟもちて持ゟ
上方かく人請つきる

右方かく人先つ置て
貴殿之

地流ハ刀の表の刃をト寄せかし板紙の杉めの目まへなしをかるる之

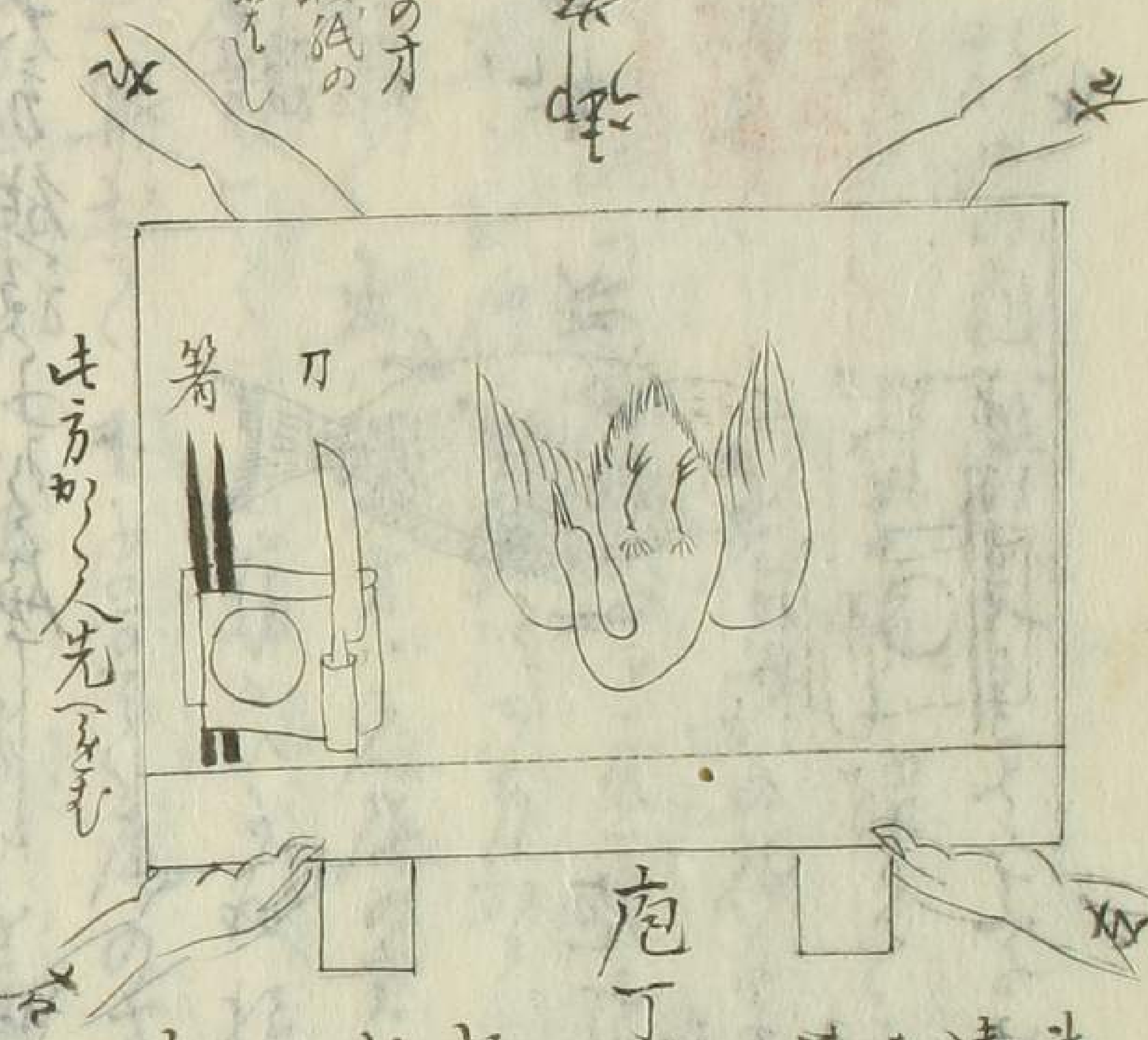

斗ヶ為板を下よ是時ま佛前の方の刃さよりつきたゝむ事なく左て返し時ま法前の方の刃さ来る事なし

板紙ハ魚の時も鳥の時も杉原二枚合わせハ人およそまて

鳥の尾をハ先まりて置之

一 貴人の前にて魚鳥焼ず

貴人の前にて魚鳥等焼ずあしく（ハ）先炭のいきをまてあれ又口ハ杉おきもの（て）あれ半分前へつきおし（て）火をよく並へて

前上ほし焼て一焼果て後を焼くる火の前まくさきなをもくひのけくる杉とおくひ（て）焼き炭を並つきく鉢立て之流香なとまきほす一向前のる之

一 貴人の前にてかそうなと有りけり

一 内座まつ汁を真行まきるハ大人前とし申るる之貴人の才、足一ツむけて鍋脚を頭る之鍋杉ハ鉄脚の足一本き才ハ足ともの之足ハ真ハ自然のつるも申おきさまて足を能ろく手前へ並て一格前にハ鉄脚の足一ツ向く置之

（朱）内座ハ内の座前之汁を真行と大汁を椀る之大人と貴人の事之　つるる誤ありて作り三足ある之もの之鍋ハ今はなく頭る座之今時五徳と云ものく　かへなおとハころあめと云る之　足をハとハ足ひつまあるる之　かあるの脚の前を上へ前へし置之　今ハ足を下之ぬきを引く

一 法能初さきハ小事佛前の次の肩より庭上へおりかろく幕屋へ入るると

（朱）幕屋とハ此時かくやと云ものな

つくたひ法能始まりをと申ハ（ハ）其指のきまなの思ひ一二くにくあ申ひ是をと申し殿中にてハ伊世

此能初さきハ校の事

此所拍さきやうの大名にても一家の有る人様の役なるべし
座上ニても葬屋前上ニても御前の通ニて蹲踞して陣る
一 同も同前之草り足半なくしてよし
凡葬屋の左やうにて此縁よりおりさる夏文葬屋ニ上り さまをもとつくなひ所その ところかく此縁葬屋にて 相とゝのへ猶[illegible]之

幕屋

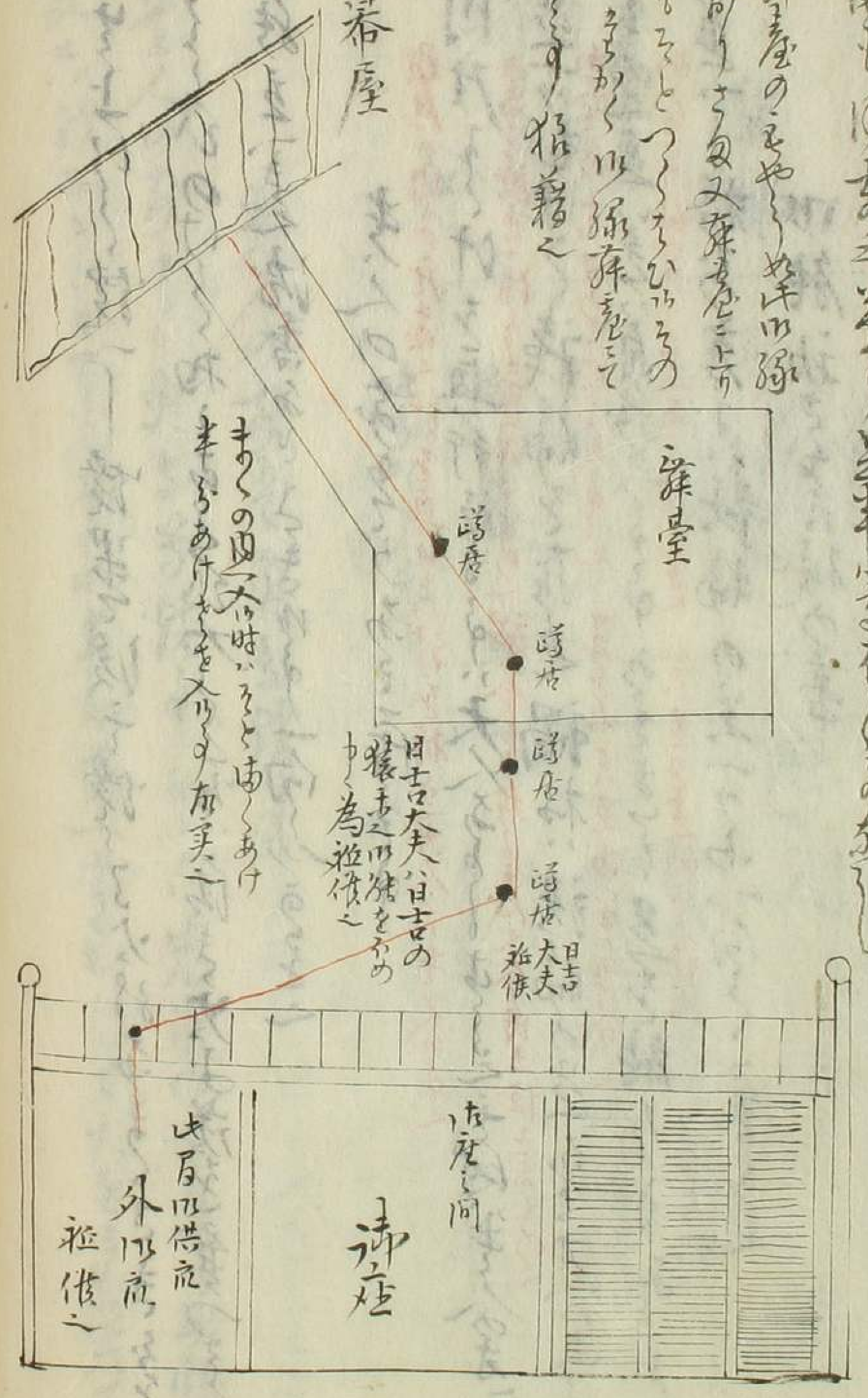

一 鼓打床机御免事

御能之時鼓打腰をかける事 廣き所座ニ葬屋にて有度 沙汰なけれは所縁をき所座文御前をさす葬屋なく 之ハ腰をかけ不申所ニ 同 腰をかけつとむ 御太刀をかけ 申ハ所供府の役しても申候ハ 伊勢守なとも申度ハ座上ニ 初りはにても上有申さうは

一 御太刀ハ能之事

此ニ太刀ハ能之今一番と申ても見ゆるなり 之ニ付テハ公方様御同所ニても 此御伊勢守文此供府を以て[illegible]

御太刀ハ能も初番ハ座上ニ初りは今一番をハ とひ申之 後ニハ床机にかゝり候にハ候之

一 葬屋并高因積事

葬屋を高因積するハ殿中ニても御供府の内若き人と の役之御成の時ハ一家の者にて[illegible]并大名衆の

筒も呑用の仁䋝一つかく棄座の正面の方の縁中をあけて
置しあきめ、左右へつむ事ハ續役右方左方より二人づゝ一度に
出て續いたし高目六百足ツゝうちかけてつきさしつゝ高く積む
時まで左右に揃へ積重ね、之續格次第高目を左右
揃て縁より二人ずつ續て取りて棄座に上る也、いつも棄座
の左の方につむ人〈先手〉也、棄座の上にならべて左右に
高目積てからは出来の方に高く縁つきてつむなり、左方の
人ハ左に揃る高目を左の縁に並て右方に持る高目ハ左の
目を返してから目を上にむけて横に並べ、但左の縁に
並ある高目を左の目にて揃右の目を返して右の高目の
右の縁に並べ、目を上へ向して横に並べ、高目を
高目の高さハ大概四五寸也、右に並べ 右の方の人と左の方と

同しやうに並へし、但左の方より右の高目を並る時も我ハ左に
揃る高を並べし、棄座〈入〉遠くまで並て正面より見る所
對に成て離之朔行の目を縁の上に並る左方ハ左の目を
つき右方ハ右の目につきてときもとに出して
左目右方両ひ合て左方右の足に立て棄座の
前にはかく高目をつき 蹲踞して 下る也
右方の人と左足より立て左方の人の跡につきて同く
蹲踞して下る、此次に出る人ハ第一番の高人〈棄座〉へ
あがりくる時高目を揃て縁に有り 取りて棄座に
座上につきたひて行べし、第一番の高人棄座より
一間斗も下りて座る時分に立て棄座へ上る、此二番の
下作も高に同しきなり、但此度ハ高目を竪にして前の高目の

上に井の字の形乃如く乗之左方ハ左ニ様へるを先右
の方ニ乗右ニ様へるを左の方ニ乗之右方ハ右ニ様へるを
先左之方ヘ乗ル左ニ様へるを右の方ニ和く之左方右方
又遠之 何事も行目ニ様へるを総て乗てく行事を済く
乗ルへ事の如し 是より以下皆第一番の如し 第三番以下
ドも是に准知座し 皆之井の字の如く積乗之

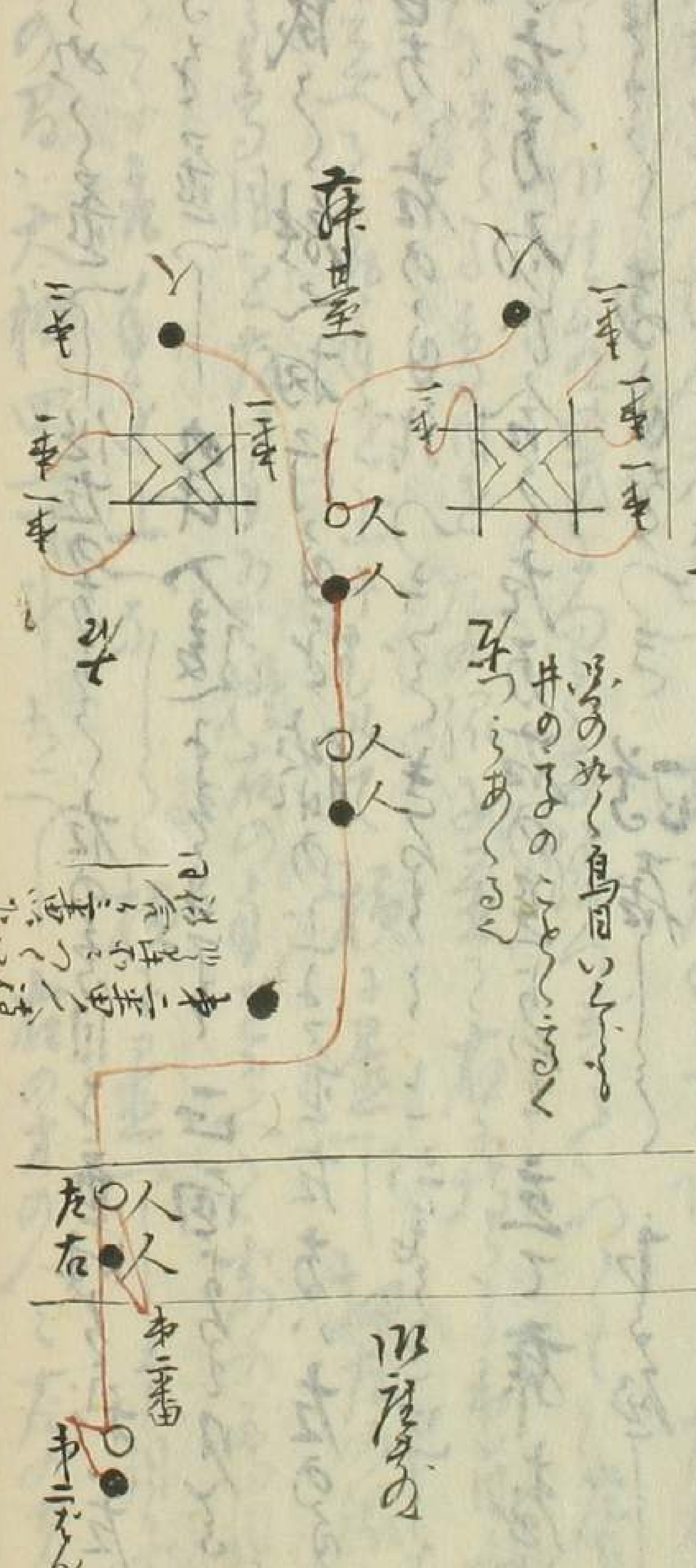

以席の

一 積乗の事 以席乗の一ツに左乃時も一ツ（庭上）ねりのく大事

積乗の事 以席乗の一ツ隠れ候

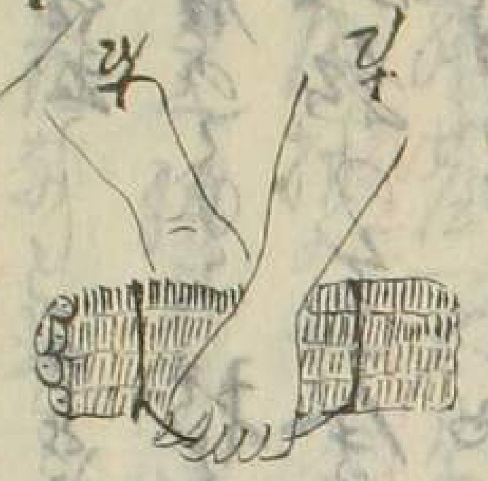

横ニ乗招如此

何事もよてよて乗く乗之

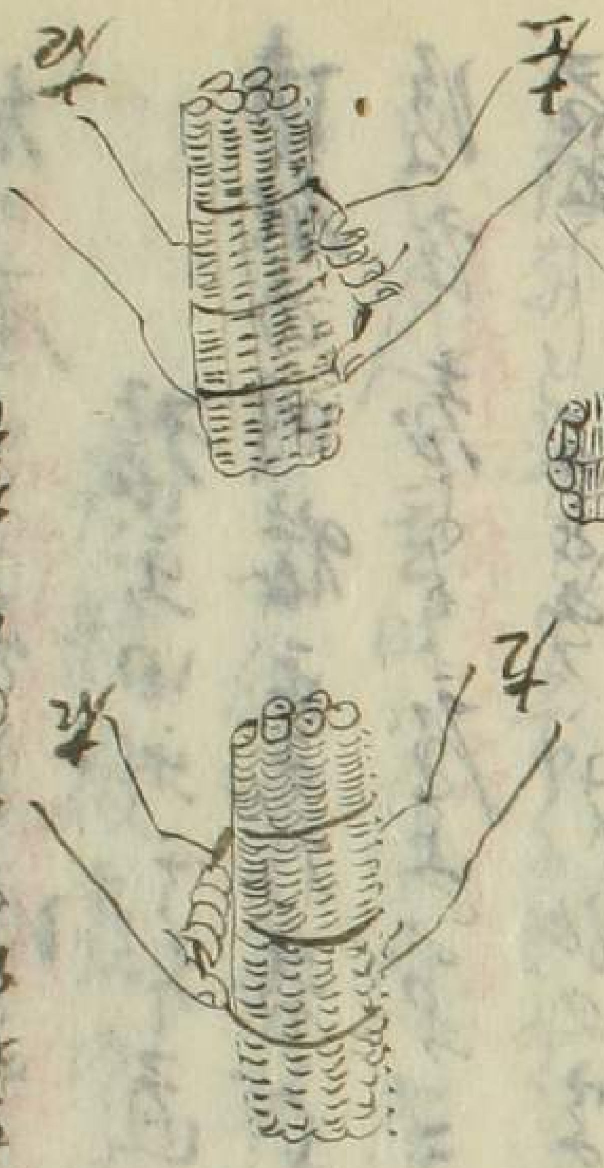

竪ニ乗招如此

まりつとゆ之縁あるとよりハ中をぬすみて此者一人あつかいに
執筆座中へまいり用ゆるまでゐる

一 猿楽因果ニ表する道の者ニ於懐紙を
清能の時猿楽等ニ於参る座中ニ於て座上ニおいて一人宛
後座より座上ニ而てうちひかへく肩座ニおいて一人宛
君出し一天子ニ懐紙の字頭を我方よりあし右の懐紙を
右の手ニ持ちみし左の手ニ持ちて披きて座きく
又懐紙の台ニ余懐紙時猿楽因果ニ奏笛ニ懐紙を出す時を
こすりよりやうきて名字をいふ不及客人より出きれ
此の言葉のきる事ニ懐紙ニ入ん其の座より名字を
云て出しまるる懐ニ又傾城白懐紙を懐紙をもちたまき
続ニ弄せ一人きうし下ニおいて座之かあまて書ておこ之

一 又座ニ懐紙の出る事に座し一貞観をとりはじまるよ
ふ及後に座より出る事をかぬるに中ニ於て
(琵琶法師之平家を語るものハ之めでたきとも出家懐中ニ懐紙よりつゐの目の言のあと云く)
一 薙刀ハ太刀花ニ花を出す事

一 薙刀太刀其花ニ花の出る時ニかりて薙刀の正面よりハいつくもそれ
左懐のミの時にかへりて必出る事ニ入るべし薙刀一本ニ出す
(花とかざりの事ニ懐紙ニ出る時、出す時ハ左の方より出る時花と懐ニ入る事ニ出る時ハ右ニ)
まき縁より出す所も懐中の事ニ懐中ニ出る事をまきに入之
花あと懐紙の方ニ出る事の時ニ懐中ニ入る時にハさきる
(薙刀とハ薙刀の刃のなる人)
此たるんニ是時ハ左ニ之座の者懐紙之可きより出る時之座を
まいるのことニ出る時を中ニ出るに其懐紙をまきまいりてくるん

一 巻数披露の事
(巻数とハ祈祷の札之木の札ニ付て上ニおくる物之巻数とハ一枚二枚と云之)
向ふの台を持ち懐紙を左の方ニ出し持ち
(又一本二本とも云之)
引出披露しるに懐中ニ出る時ニ懐紙を一つ持て台を上ニおき参之

巻数斗し云ハ上巻て数人持る本の板の本を右の手に持て
左の手を添へ手ハ頂かへく頂戴いたし候て
板の先をそろへ抔をそろへ置候 いつこも中時ハ人の
也くし手先の方へつめ様に差置候 又目録添候は
巻数を左手持目録をハ右に持へく候 出すも目録を
其順目之後の巻数を致し申候 又巻数を差出し
中之次に目録を上を箱目ニ 若抔かへ候ハ 是ハ広中に置
目録斗ハ其順目時のことくへし 封さ面にてハ手前に
披露の事 是も時ハ手前の上ニ 目録を重て
右に持巻数をそろへ左手に持出し 若手前 片手に
持そへ数あらハ其巻数と 目録を披露いたし候は
手前をも御座候

一 伊勢の御祓と熨斗鮑被露の事
一 御祓ハ又ハ熨斗鮑ハ御目見ハ御祓と目録ハ是
御目見ニ御祓ニ相添候て御頂戴之封さ面にてハ熨斗鮑
も披露すへし 其時も手前に頂き如く御頂き有をも入
左手に持して乗せし御祓頂戴させ申候 御祓ニ御側ニ
持参て御祓をそれあけ 字を先左ニありし 右の手を
先ニ右の手を添て高くさし あけていたし候へし
押ニ高さありて手前の如く 座にのき返へし

巻数いつこも中時也

御ふみ

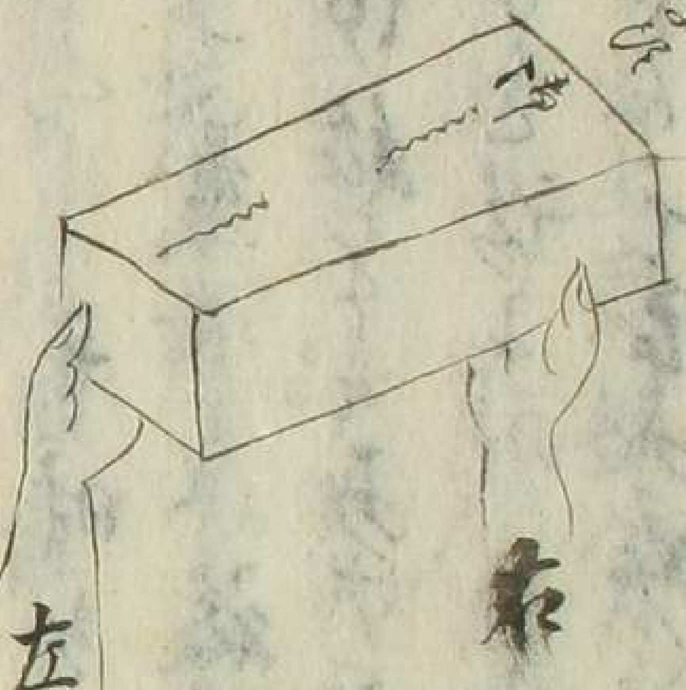

奉ちいたしるを申时如此

一 疏の路 被書の事
大かる祭ニ書記因ちいさき錦袋ならしそうことを〈〉
疏の路とハ此祈禱の趣意を書たるもの也此疏書ニ此祈禱奉る疏路を云なり
疏の路を致しる、又かまふ寺ニ藤原朝臣を請一ヶ所
また錦袋作法名のりを指して以て書くも也
奉幣の〈〉指筆申しらくろう〈〉ハ前石の光書状ハ此右の左ニ
藤原朝臣とハ宮家ノ相当の御字之姓名をハ祈禱修の官名之
こゝおう疏の路の書記をハ左の寸ニ有て並之ら〈〉
書状の大さ充六寸ニ有て書申て 公方様志〈〉の路ニ
此実名を新状之いらし多る事ニて 同路ニそうつ御ほかへ

一 奉ふることく藤原朝臣ハ度申く此書状
のなをハ御幣中ニて色くまちからしそうか
をも国方之紅さ留りそうも是ニ随ふて

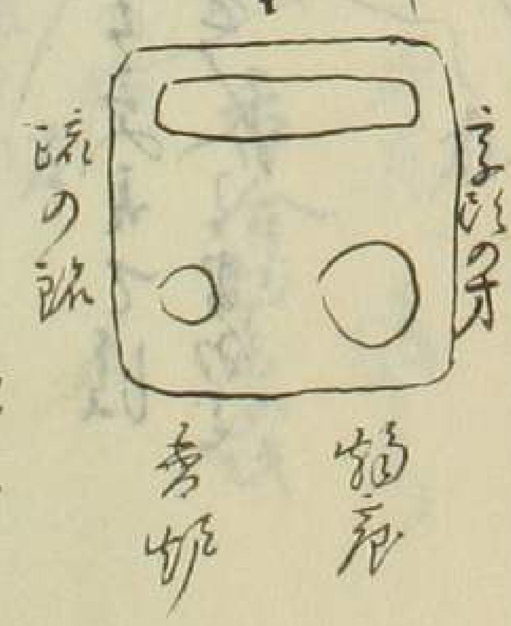

奉幣ちしてそうる事

一 社家の同ニ此幣帛奉ル時の役人ハ精進ニてる〈〉し神前ニて
神主の負ふうまで立たうし〈〉禰宜をこの〈〉めて又これて左の
手を先ニ〈〉して〈〉るう右の手を読まして〈〉きて
御幣神前さしを持ち〈〉此方の手にて 加〈〉いつしり此幣帛を
あるしく我右をさうく左をもちて〈〉依左の方之紙の
あひく提ゆしく一刻日よりも上の方をとりもる〈〉し
此相生て祝りる時ハ其中の〈〉の先申りて中そて 又〈〉

束して本のごとく左をとり上て持て神主に渡す　大幣ハ
うけ取る時ハ取所をかへる之
御幣中を取りて受取る時ハ指をそろへる本役之事
御年をさゝぐるとハ御初穂の事也
清年をさゝぐる事ハ此方ハいつもこれをもつ　其時ハ
御幣の紙ハ清左に向て　右の手ハ御前にあて
中指ばかり指をかけ持て御前へ　御神前は神前
を清くなさんと指に心をつかふべし

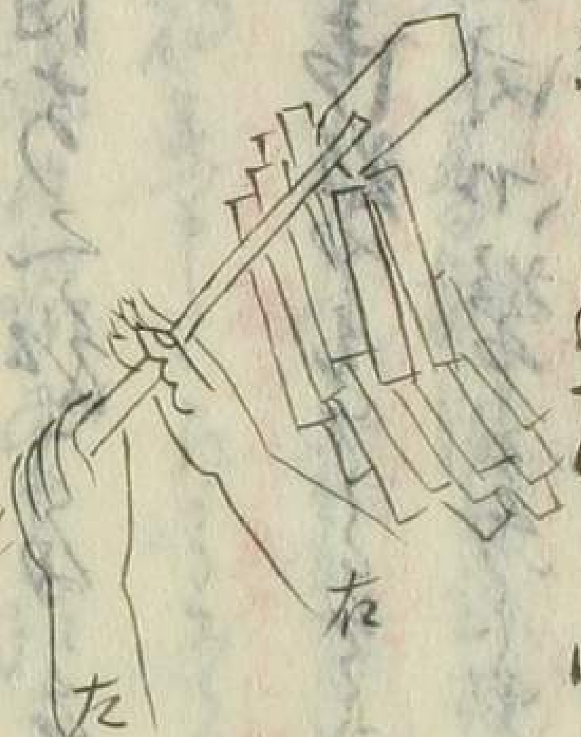

神主の手より受取て後主人に渡す
右の如し

一　幸一
香合ハ是のごとくに
御焼香の時香合持参の事
御成の時御焼香の香合を目の前持参中の御供衆

持参之儀ハ盆に而持参の御香合のふた取て結構
本の方をとりて左の手に
右の手をとりて持て参　香炉に
向て右の方に置く也
主人の代として焼香する

一　主人の代として焼香仕り候へば左の手にて焼香いたし候
いたさるゝ時ハ左の手ニ而持候て
御礼を申上　右
縁よりて御礼をその主君の御名代として御礼
御礼申上候ハ扨其後
笛をもつべき事也

一　笛持候ハ右の手に持　頭の方を
持参して　笛ハ左手にやすき所持て
人にまゐらする時ハ左の手をそへ持参して　笛の頭を

我右の方へあたりし孔の方をあけて下の方をふさぎて右の手
斗あさく度々押し左の手をハ
要手つかひ笛子の
方をも閉し押之候へ
一 ハ左の手をそへて手のうちを
尺八手のうちの事

一 尺八持ち出し指以下笛に替る事 孔口の方をもちと
吾川ハ口にあてる也
我右の方へあたりし立て置き何も笛の如し
笙をそへてもまへ

一 笙ハせめの方を左指持ち方の方へむけて先を吹口へ向く
せめとハ笙の頭之
背の方を前に置座し 是もまた人にハ左の手を添座し

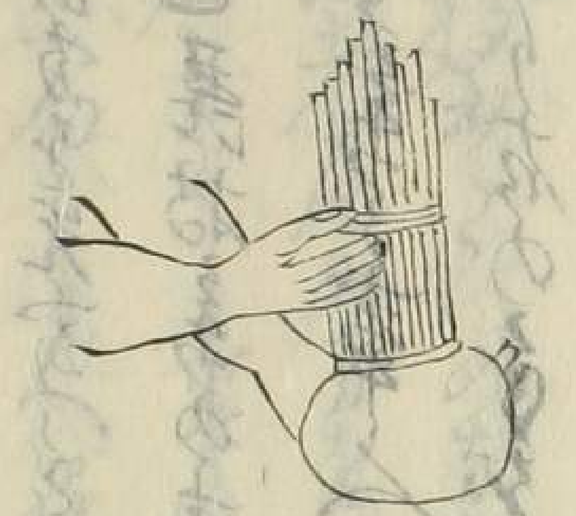

一 小つゝみ大つゝみ持来の事
小つゝみ大つゝみとハ左の上をかけ調をかけて持つ
持様左の手にて調を持左の手を下の方を持つ
出座し小つゝみ大つゝみハ右にてあまりハ左の座の右も指
遠き所にある時ハ調をとりて持座そのしも指
人に渡す時ハ我人の持方を上へなし
我方の革を人の方へなし うらめ
我方の革を持ちて人の方に置座し

一　太鼓持様の事

太鼓をハ右の手に左へを提てばちをば持添て　臺をハ
左の手に持て　出初人のおもてに立時ハ太鼓もばちも我
右の方にむけて先向にむけて
臺をも持て人のおもてに立て太鼓
をも右の手より持て人の左の方に立むけて
をハ右の手に持て左鼓の右に置て
又臺よりをして持出時ハ人の右の方に
臺の爪二ツの方を先へむけておきて
持て

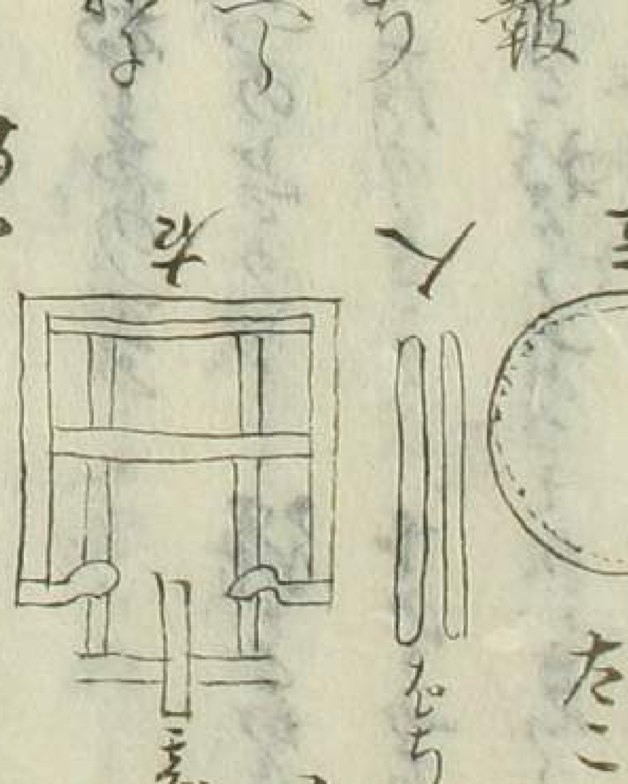

一　琵琶持様の事

琵琶持て参る事人のむかふ時の横におきてひをたの
手にて撥り右の手をハたちあんの手にいゐの方を
かくて持ゆくへの方をむけてさて
のけて海老尾の方を
弾人の左におし裏の
方を人のむけて人の
ひきて柱にむかって
座頭をとりて撥をも同方の

持て参る時の比　琵琶をもあ

一　琴持様の事

今の世の世にあ...ひくことハさうのことをいふ也
又きんのこと...琴のことを出す
いつもゐて第七節の筆も琴也和琴は柄也
第十三節に箏の...　又七節のありて又和琴と

琴ハ左の手を抜て中をとりて下に置て右の手にて龍角
の方をかしてつてちとおこしてさして持て出す
ひかせ給人のおもてよりもかこみてそつてひ琴を下に
置て前にして龍角の方をひくして人の右にむけて人のひざ
よ柱に置二つしくいかにハ柱の大きる代をとし

樣巾しく観音を持まつ一理てを下に置て後袋の口を
人の方へむけて諸香の方に置なり　持ち様也

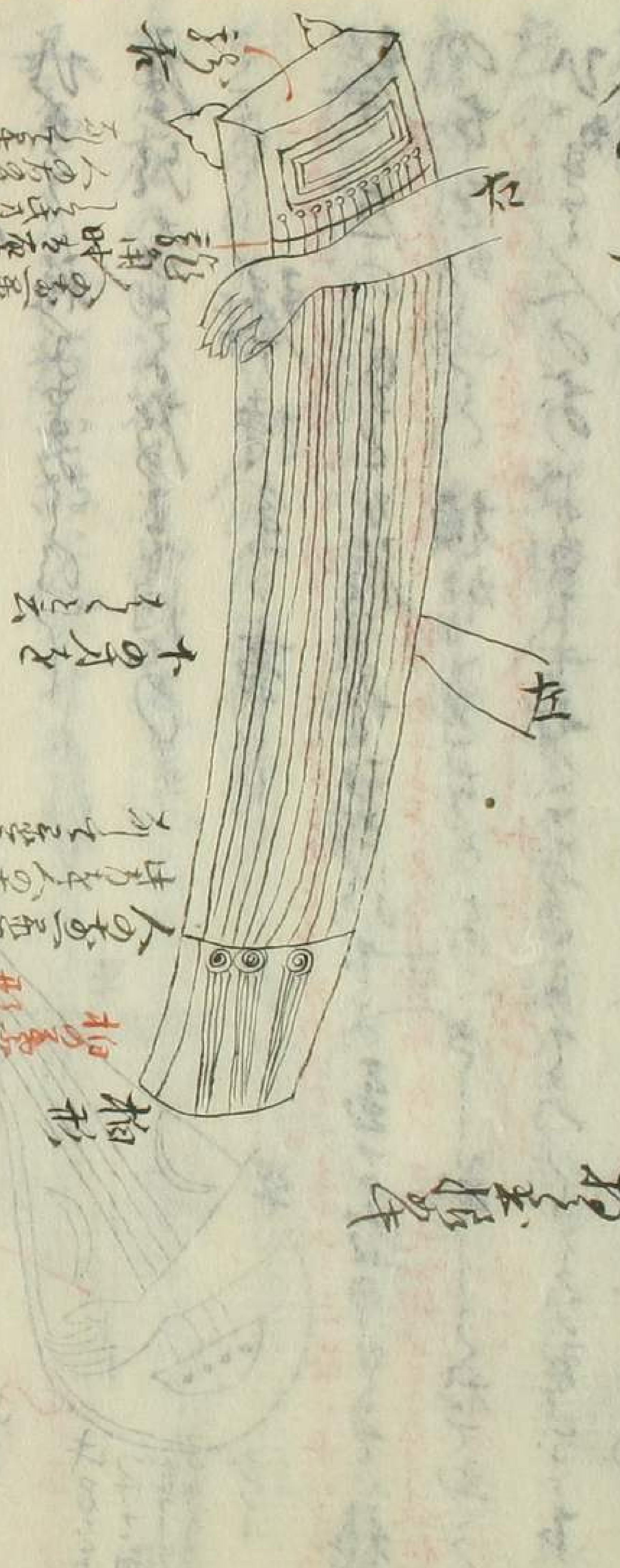

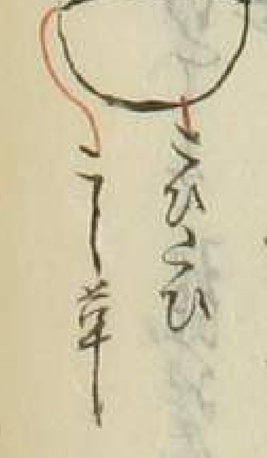

一
鞠持様の事
鞠を持て出る時は手をもりて革を持て打ちて出る　鞠革の西手
つかみ持て出て上にかしこまりて持ちかへて
あひくひ人の方へむけて置なり

一
鞠の人数に用る事
鞠の人数に用る時はその人一足蹴て木に懸らんを
とんと打てと云の所に拍子をかけて云也

一
碁盤将基盤持る事
碁盤将碁盤持る事何事もありを程にうけて
持ちまへの程に置る事つくりたるのものとくらへ引くき事
一 貝殻をとりて打ちいひ置なり　碁盤のとこの碁器おきて
あうし持てにまつりおもてをあり　持ちおくきと思ふへき
貝台盤をかけし後碁器は持て出て一ツ並一つ並一
小東ふまへ白をも置くと云説あれとも先は余の外恐る
取一つのとをのくもとて一ツかふらく置也一将碁盤へも
同し箱を置きして盤の右みに置く一箱にもとある

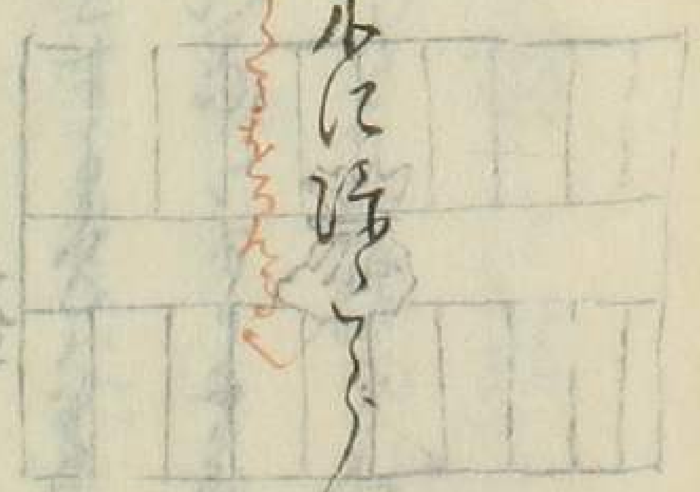

立ておく也

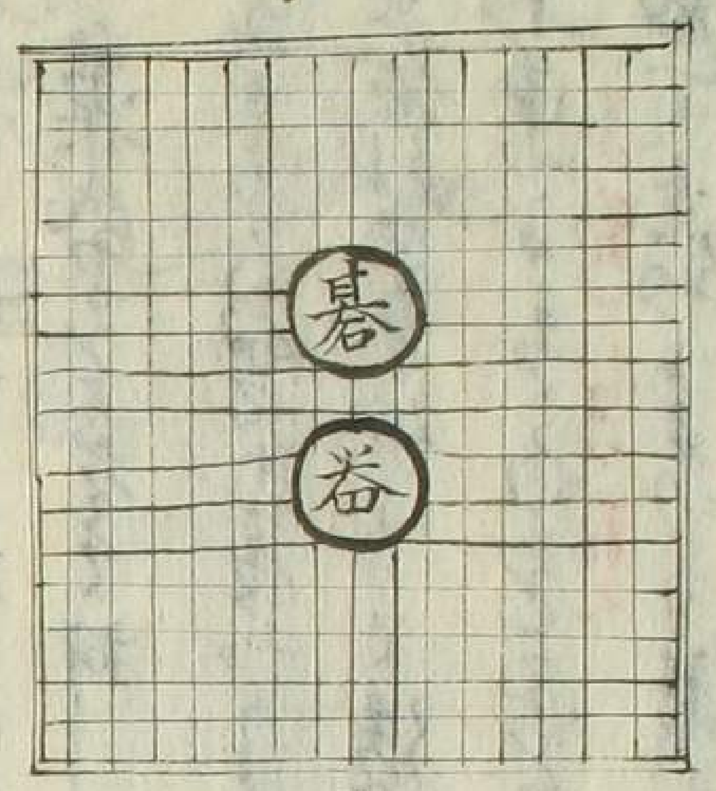

碁盤

何にても持て出る時は盤のうへに置て出る也

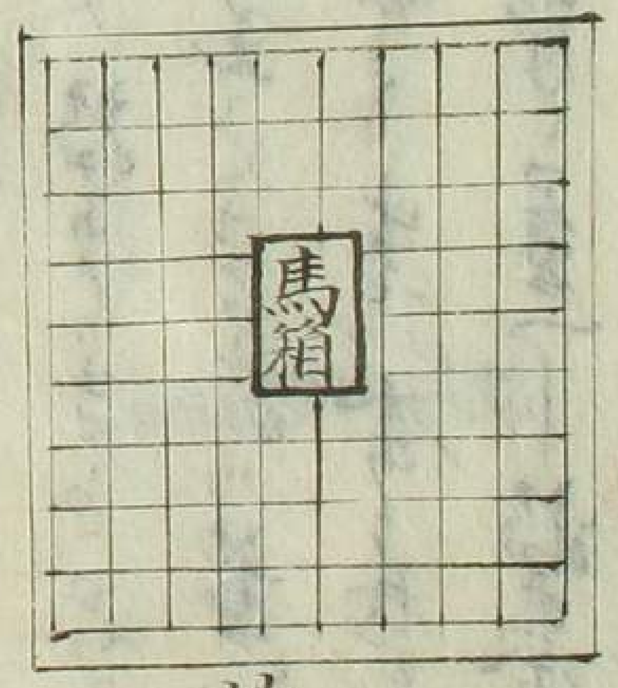

将棊盤

一 双六ハ盤持来ル事

双六盤ハ積子ありしく、みつの袋の口を出し、ありしと盤の上ニ

蓋をして持出る之、扨石をとり出して

其後蓋をふくろにいれ（袋の口ハおしよせし置之）（二方も）石ハあけとも

有りてありとも盤の脇ニ置之

立て而とめ候へハ立て置也

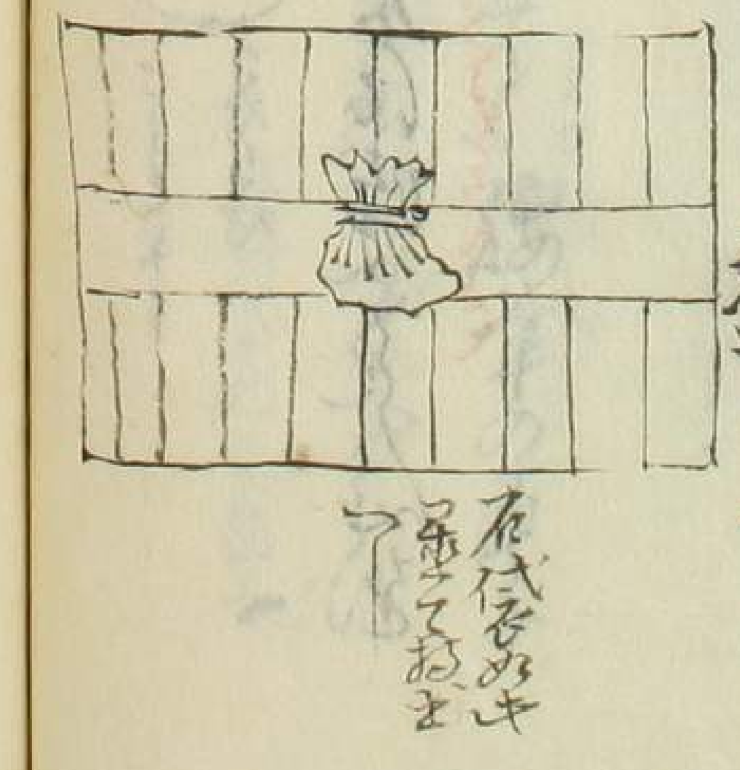

石袋ぬき
蓋て置也

一 貴人と碁将棊ある事（まゐると、ゆるし候よろしき）

貴人と碁を打給ふ時ハ盤の上ニ二ツの碁笥有 白黒

御好み次第ニ取給ふへし 残を請取ル

白をとるへし 白ハ上手の取也 下手とする者ハ黒をとるへし

貴人之前にて夜ハ白石能時ハ

其の人る時ハ

てゐるをとる時ハ

中将棊 小将棊 囚あるみ 双六ハ

石をとつて盤にてさせ

まゐつてからの勝負ニ

有きの負ニ

我ハ目をさらし

なる也 双六の図さいのめを書ひきくひなとまする東小尾篠之保時よ
よりてはさむる也 きらく人々の傳のなとくれ侍るよし

一 文臺の上ニ硯料紙持参之事
文臺ハつくゑの如く[illegible]
文臺の上ニ硯料紙をおきて持参時ハ硯を我右ニ[illegible]
方を我前ニ置 料紙ハ我右ニおきて[illegible]左ニ置[illegible]
硯の海[illegible]水入を置硯の左の[illegible]
一 筆墨一挺[illegible]置へし 筆の[illegible]下の方ハ我方へ
[illegible]置へし [illegible]文鎮[illegible]料紙の上ニ置へし [illegible]
置へし [illegible]文鎮[illegible]人形[illegible]置へし
八[illegible]置へし 文鎮[illegible]
我方[illegible]置へし 扨文臺の下ニ右の[illegible]
文臺を[illegible]右の[illegible]文臺の[illegible]持て出て

人の前ニ置へし 又硯箱を[illegible]水入ニ
水[illegible]持[illegible]文臺ニ[illegible]て硯
料紙持出る時ハ硯箱の[illegible]料紙を置へし[illegible]硯の海
方を我[illegible]料紙の[illegible]の[illegible]我左ニ置て硯箱の
下ニ料紙を置[illegible]持て出へし 扨[illegible]時を
先下ニ置て硯箱を[illegible]右の[illegible]の[illegible]ニおき
料紙[illegible]人の前の[illegible]の[illegible]人の右ニ置へし 扨
[illegible]硯箱の[illegible]硯箱の[illegible]右の方よこへ
ふけて置へし 扨墨を[illegible]と[illegible]置へし [illegible]
と仰られ[illegible]人の[illegible]人の[illegible]
[illegible]書[illegible]之 又風呂ニ[illegible]料紙
の[illegible]我右ニ置して 切口の[illegible]硯箱を[illegible]

押遍し紙を閉にたゝむ事ぬき為之又硯箱のふたを内
向きにりとて内を結構ニ仕つるハふゝきあふのけて置へし
と云説もありまた先ハ何とやらん自然のやうにまて置て
はうつふけて置へしへの硯箱ふたハあふのけ置てうめる
か能之又墨をまくハ硯箱をとゝ出置して硯の海を先に除
墨の手頭を上へ向してすゝる所し龍の繪あれハ龍の頭を
海へ向る也と云説あり文字ある墨ならハきざみたる
文字のある墨ならハ手頭を上へ向くして摺所し墨ハ堅き面子
の文字のぬく 丸 ぬきまるへし ◎ ぬきまるし てハきどめ
すゝ墨ある事も有てハ硯箱を出置してへの内つゝみ持
置くそへて又楮文状出ぬ時ハ硯の上に料紙を置へしそへハ
牛王（ゴワウ）を硯の下にさし置ゝき為ニ午王ハ料紙の上に置へし

図ノ

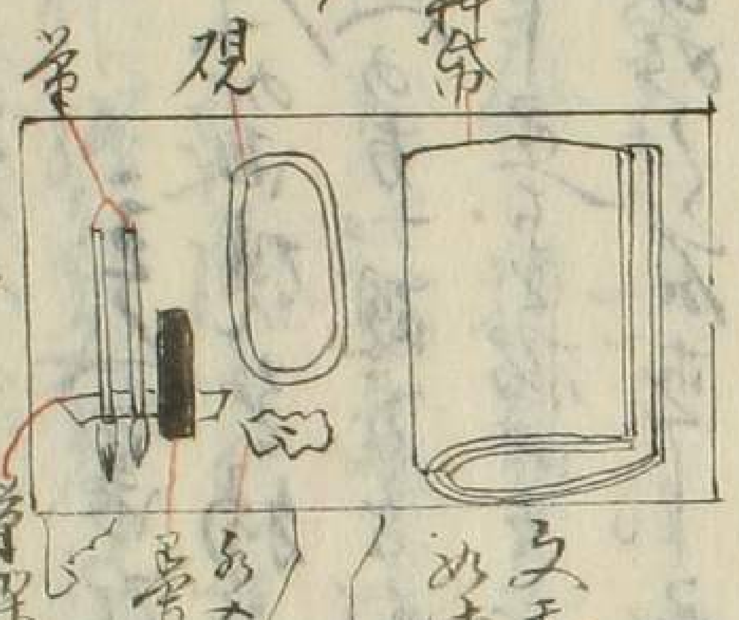

左

図ノ

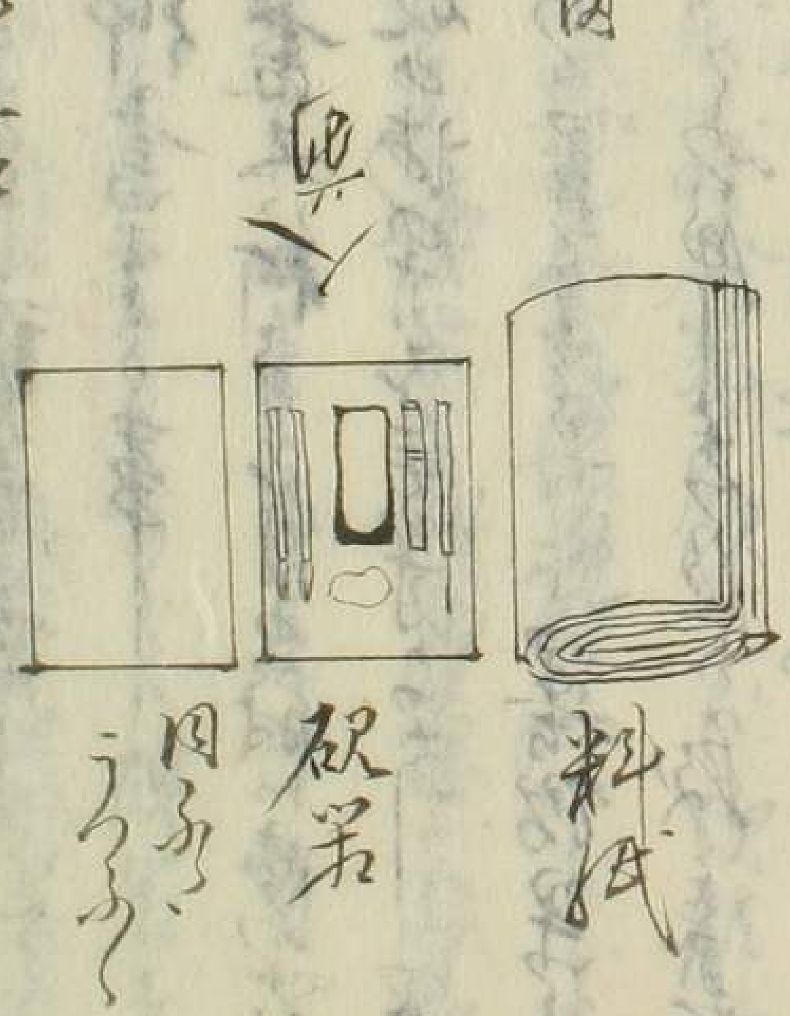

硯箱ニ筆墨置様之事

公方より出候時ハ紙の風向のまゝ置候ハゝ陣の時ハ陰陽方合之成ために邪魔となる故笠を抜之

硯箱ニ筆墨置さまし 筆をたゝむ事ハ左の方ニ

撤スとハ筆の笠をぬきて置之

筆の軸をいつれも不苦ニ筆軸の時ハ笠を撤ま座し

葛籠ハ...ハ...ニ...よむへし

和哥の連哥の...時も笠を...置之又披露文状ニ...

披露文状ハ心を...色ハ...を以て墨軸を...

行時ハ墨軸の筆一對笠を撤し置し何事の時ハ筆を

古事置へし誰小刀なとハ左ニ置へし 小刀の刃ハ内へ向け置へし

又耳ふきを硯箱に入るゝ事有り是ハ墨のあかつけハ耳の垢を入まて洗ふてぬるよ二其為之さとしふるは耳ふき事ハ入置也

人々筆ををきてまゐる事

一 筆を人に出さるゝ左の手を以墨をつきて右の手にて筆を持つ

持様毛より一寸計上の所軸を持もある也
差人へ出す時ハ右の手の下より左の手をそへて出へし
返し出人へ出すも墨をつけす筆をおろして出ス也

一 主人の前硯にて御書まゐる事

主人の御硯を持て御書又ハ何にても書出時ハ清つかひよく主人の前へ硯箱をおきて硯の海の方を主人の方にすへし墨すり筆ふ

座し墨をする時も常のよく墨てまゐらすへし墨すり果るまてハ

おのが前におき座して筆を持て座し墨もすり終る

一度に多くまゐり出して筆の先をそろえ出しよく出す也

座敷之左の方の手ひきにておけ者よつし又筆をあまたこれ

有る時ハまゐらせ御書をかける時不案の故おもかけ清書をかし

ましむし物書もてあらハ字書のの清読を入つしよめと仰

あらは書の本紙をつかし正てて読みし様清書とにてきりかけ

ましとし鼻紙よくふきて置て口をそへまゐるの有へからん

又ハ料紙を文台の上にて書てまゐるあらハ硯箱をハ右の

方に落かろしかゝりて差上へし硯を文台の上に置てまゐ

出果ぬるまて下へおろし置て差出へし是ハ差給によりて違

ふもあるへし

一 硯をおさむ又ハ柳箱に居るゝ
ヤナイハコと柳の木を左右五十本に三角に削りてならへて糸の通りにてあみつる物也
是ハ長さ七寸ハ居る物によりて大小不定也
硯紙おさめる時ハ切めを上へ又その方をむけてる之柳箱に居る
是白木之太藤 表紙をとも据る
時ハ切口の方を人の方へ向へして硯を置きまゐる事もあり常のことく置へし
物之あみめの数も二而七不定之

一　抄の本持参之事
抄の本とハ書籍のこと之
抄の本ハ宮ミを我方よ引して左の手に持右ハ添て出まて
とちの人ハ人の右にまて出して冊数多き時ハ一二三の次第を作
見て重ねて持出て一度に十冊斗とりて持参て出て
一　暦持参の事
こよみハ抄本ある故に役しるし　暦ハ暦を作るにも　役之ハ右の下に置
暦の事ハ〳〵その書の事ハ抄本ハ役之ハ書物之下ニ置
本よりハ暦も字頭をさし持出て　暦をハ人の目に役させ
きもの之下に置へし
一　花を持て出る事
白ハ五色の本なる故黄を教之
白花ハ黄数之色花ハ盛之白色ハ右に持色花ハ右に持へし
一　文字花ハ色の方下に引し　其の色ハ右の方を上に引て持て
書物ハ草花をも色みのまゝ　小く葉隠きをハ右の方上に引て
持てる草花ハ本の色みて　色のまゝ左く草葉き枝をハ色の葉を
下に引て持て花の色ハ数字の色くきの如く色を持て
出るに色の方を上に引して持ありけれハ色をもるきて花を挿
色も落るゝ者ある之いまても此順所好之六の如く持出て
出人ハ其順目の時ハ何も花の方を上に引して立て持て左の
手をそへてみるまゝ之
花籠と香と持て出ての
一　香籠ハ香を持出ハ左に持座し　香数多くて籠にも大なる時ハ
花籠を持出る後に色を持出し　相色籠のたに色を並て
置
一　香もしろハ色籠の左の方に出て上に色を置之
立香の時色違ふ事
油の役ゟ事し
一　油の役ハ二人して勤る之一人ハ燈盞に火をとりして出る一人ハ

打手に油つぎて灯心を盃持出し　初灯台を下に置て膝
灯台の側により打手の方に油灯心の打手の方へ置
一人の時ハ先灯台次ニ油灯心を持出し　又短檠の時も短檠持
置て後に油灯心を短檠の下の台に置て打手の方へ直し

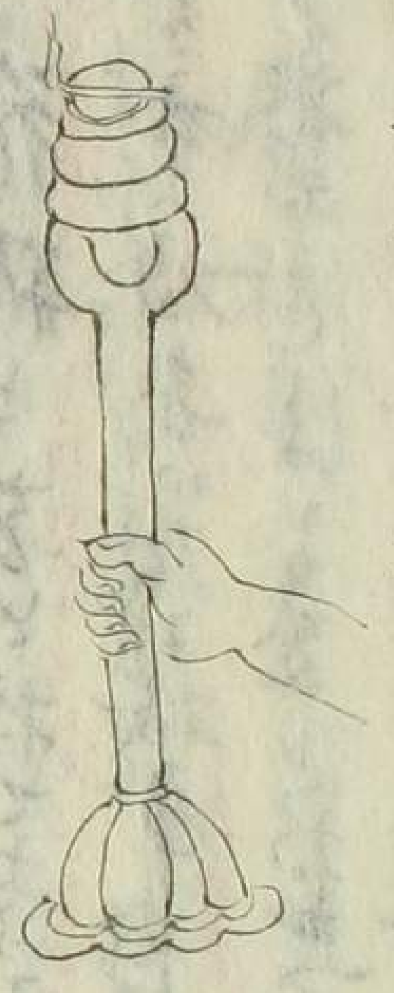

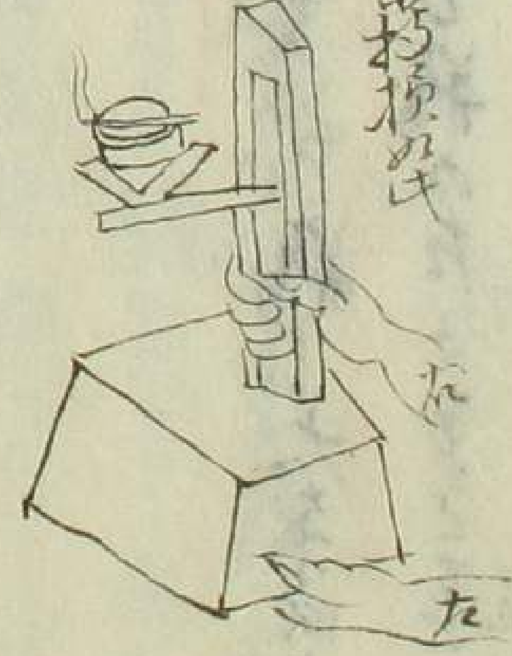

一　燭台持て出る事
（さゝきとハ細き物之）
燭台持ハ主君をとの前を持出し　首の前の大事ハ諸事に
（ありあけとハ百目かけの蝋燭をともす大なる燭台之）
さゝきを持出し　小きハ折て是を持出し　座敷の下の盃の時ハ足一ツ上座ヘ
（足一ツ上座へ向てまさへし　とハ下座に置候間のまゝ之）
向て出し　貴人の前の方をかけて置きの相に置出し　又御前の時
（燭台の左へあゆミ寄る間ハ上座の足一ツ下座へ向ふへし　下座の時ハ）
障子の盃の時ハ障子先へ足一ツむけて置出し　折を持二ツ向て
（左の足ハ足一ツ右へ向ふへし　右の時ハ足一ツ左へ向ふへし　何れも足一ツを）

（向ると名乗てしいろいろに　いろいろ置合し足一ツ持合の方一ツ向を向けて置べし）
の方と云る之近く間も必ず目をつけて足を寸ハ足て直し
又燭台持出る時ハ手を灯して右の手に持燭台ハ左に持て
出ると云説あり　是も間によるへし　一人にて多く支候様にハ座敷の
燭台より向ひかへて扱け候てあやまちあらんそ
右の如くらへて目を持ておいて出るも能之

一　蝋燭のさきをとる事
（うちろくさきとるとハきんをとる事之）
蝋燭のさきをとりて上へおろして其手の器物へ
とるハ布或は其外のもの上にて是をとり自分の
ちりもてあつく酒なとの物にて切りてところきある内とすて
（さきとれとハきんきりん　さきぬとハきんの之）
してとる之先をと油取実のさきをとりもちき
より持てきて直し若さきとりもさき入て置に置
其ぬめなくと又さきとる時ハあきしと直之諸くハふく

消るまであまさへさきをきりてらうそくをさす時ハ左の手にて
さへの下をとらへて右の手にてらうそくを持かへこれをさし
持かへてきりてさきを一しほ長くなしさきハ布にて押し又
そこてみかへさきをとる時ハ右手にさきを持左の手を添てさきみ
切さき不入也

一　舞臺の燭臺の蠟燭のさきをきる事
舞臺の四方にともしてありあけのらうそくのさきをきる
座中にて御世話の役之大名又ハ同朋の役之是ハ必立かへ
手燭を一し往還内外の通りまで蹲踞してし一礼横次第あり
次の如し

△かゝり火

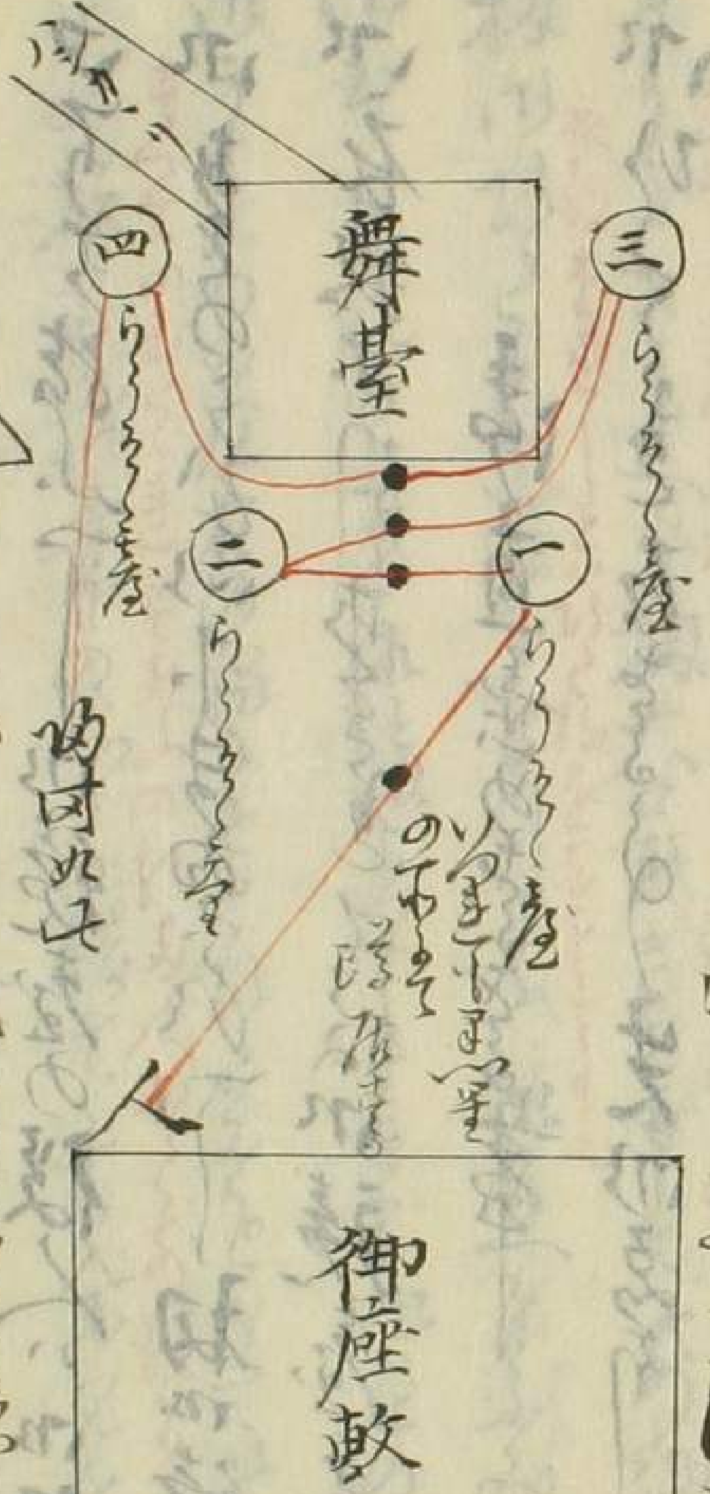

一御座敷の舞臺の左の方一より五たしめ
次第にて右に二間右之方の左四より右へ五丁
蹲踞の内へ火をともしてまいる
方より蹲踞にて一左手に持て座の
方の片手をつきて
蹲踞より一まく

△かゝり火
又四座の左の席より一の方を一より
そて方へ四座より御前へかへる
燭臺とめ
蠟燭とめ一勤る事

一蠟燭とめ一勤るまで十本ほど持て
能舞臺の縁へ出て右の手に持る蠟燭を左へ渡し右手て
古きらうそくをぬきて下にて座に置左手に持たるらうそくを
左へ渡しまた右へ一本ツヽ切ふるきらうそくをハ右の手に持て帰る

一 主人并人々御衣服めさせらるゝ事

一 主人めさるゝ御小袖をめさせらるゝ時ハ刀をぬきおきて御衣紋
とゝのへ参らする也 扨てさて御小袖の御えりの両方をとりて
御後よりめさせて 御小袖を御うしろより通させ申 御帯ハ
端の方とハ御右の方也 しけのをハとりて あまる也
端の方を両の手に持 常のことく仰あらハ御前へ
方よりあて引廻して きたる御帯の [illegible] にてうしろ手
廻りて結ふ也 御鏡台の役人ハ御纓扣御扇御たとうかみの
御あまりの以下までに参る也 扨御鏡台を御前へ直
御衣紋ホ引 おさへて御鏡台を直して退也
御直垂めさせらるゝ事
一 御ひたゝれをきせ 先御えりをとりて御えりの左右の
方をそえて 両のつまを両の手に持てかふらせ申 扨て

御あまりをまとめ申しかけて結ひて御後へ廻りてとめを御元
えりしてめと云えり 御身をひきて
とりてさする也 扨御大口をきせ申て 左右の袖を添て衣紋を直し
衣紋を直すとハ ひきたる物を取りてそろへる也
扨御ひたゝれの下を引とりて御足をふみ大きに申 おさへて直して
御前へまわりて上を後よりまきて申 御左の目より通させ申 扨
御うしろの左右の袖をとりてとりて前へ纓を下へ直し 直垂の
まへて御前へまきまはしの結ぶ人まへて御後まて扨ふて
とめ様ハ常の如く結ひて 金具をも尾まて 中へ挟く
上より下へ二重まわしてへ結ひあまりをつゝみてくゝりを丸くして
うら折ハ直垂の上をおりて
前垂とも又 [illegible] 如此にしてすへの時ハ同前也

一 御よろひ召させる事
声ハよろひの召ハ
一 御足袋ハ御右より左の手申へし 但御左より召と云説も
ある 御当ハ御左より召させ つゐて 御左よりめさせて
多く 御右をはく時ハ柄の上へあてし

一　御遊御箱座拵様之事
御むしろとハつりをかける事の拵あそハつりさしむしろハうらハそとしを付る
御むしろ敷候て其上ニ御むしろの上の方を二ツ
置て御枕高さを御時も御むしろの上の方を二ツ
三ツ半ほと折て置へし御枕を置へし御枕置る
此枕をも上事之裏枕をいむと云説あれともいつれ成とも
とのゐ衣のとはよきにのへく
其上とのゐ物ハ御まくらの方へ
むけて御むしろの後の方へ置へし寄の小袖也
ぬく三ツ折て上へ成し御まくらの方へ
もちよくとのゐ物の上ニ置へし又とのゐ物ハあをの
ぬくしろ小袖へもめきひろけて御むしろ
半分ほと置へし時ハ刀をぬきて脇ニおきて
あを先ほとへも左ほとも あま 又右ニても

一　御むしろ後の方へ置て左膝をつきてめきを申へしさてとのゐ物
をも右のめくめきをてしのゐ物の上の同
其上拵御枕置へしつるをハ御むしろの
左へ成し置へし御太刀も御枕もとニ御遊の左の方ニ置
向けて置へし御枕の右ニ置へし御拵枝ハの
前ニ置て置へし又人と同し

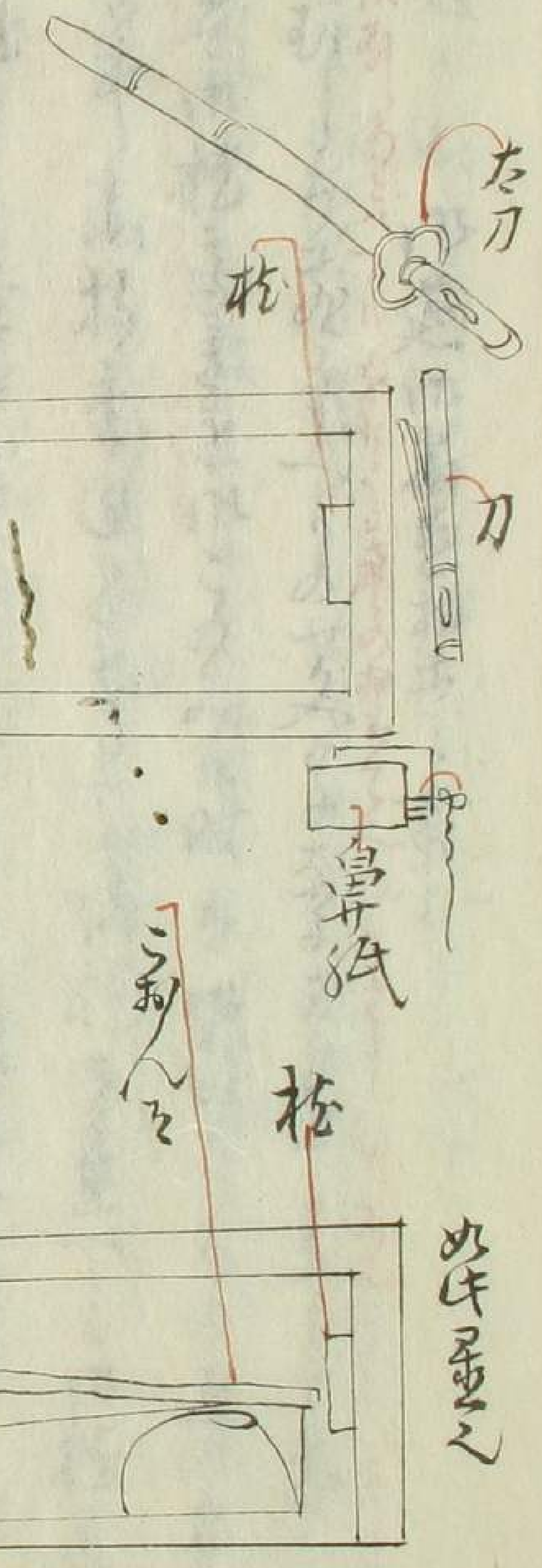

太刀刀をかけ(?)み
やうしかとハおくと
より置てよくあけ(?)
主人(?)の(?)きん(?)か
らきかれてはは
置之

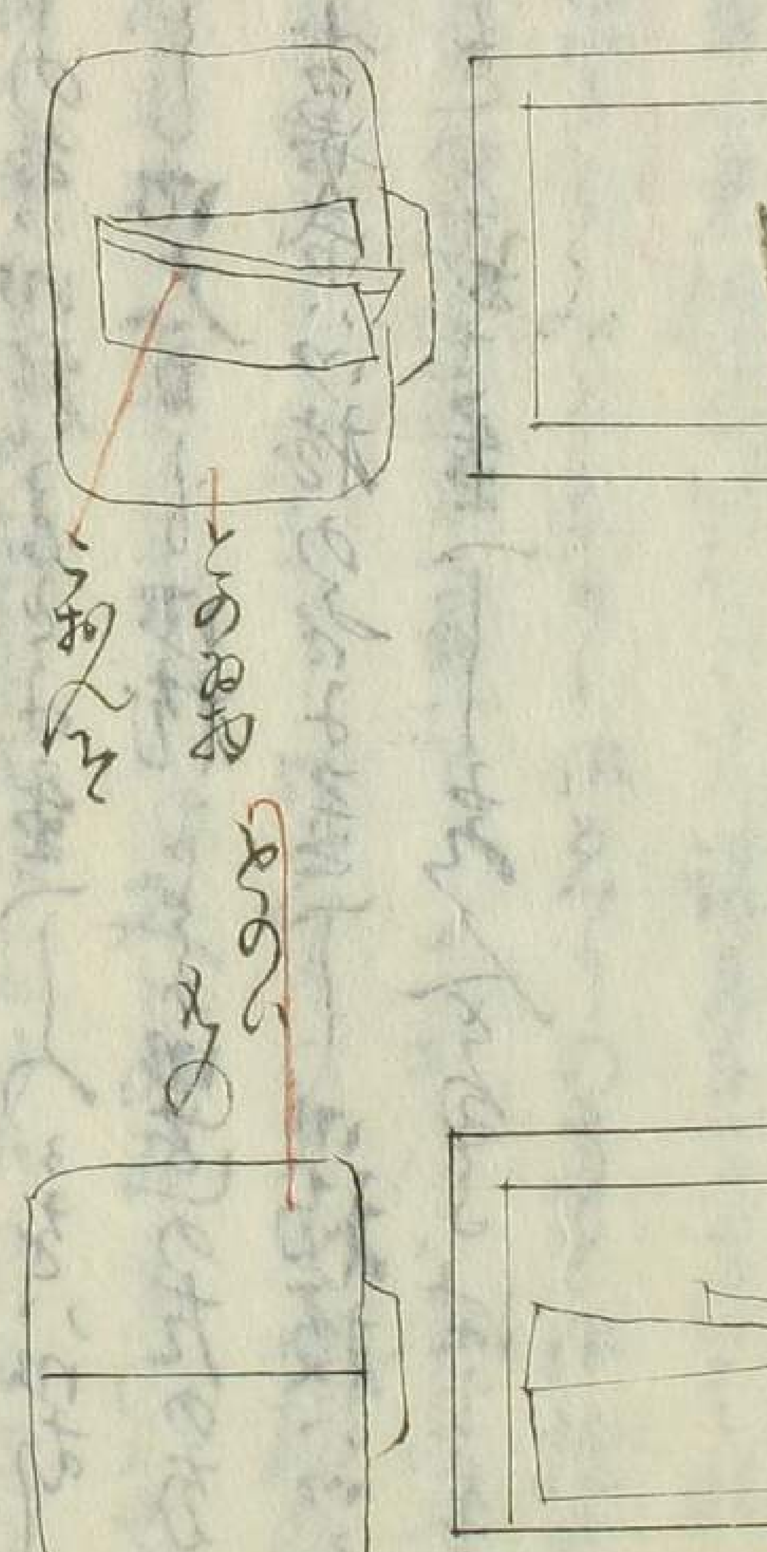

一 御遊覧(?)に(?)六十二十三丸(?)をつ(?)み出家のもとハ八ツ時(?)迄と

御遊覧(?)物こおん(?)のまま(?)のまま

一 やうつ(?)にて(?)まで物申さまに何と(?)上ハ(?)中に(?)

中つくし以下の方より三ツ二ツ手(?)にて又二ツ手(?)にて申つくし但数六ツに

定りし(?)事(?)あり(?)縫物とも小つくし(?)着物ハきぬの小袖を

小ぬし(?)まて(?)を合て袖を折て(?)そのより二ツより折つくし(?)

表に(?)小袖の(?)ぬく(?)堅に折て(?)上(?)を上にあて(?)

まを又横に折(?)つくし

清水(?)加(?)

一 御(?)水をつもんでさ(?)中(?)を見てつのつ(?)の

中に置て上より御(?)の(?)置(?)つくし(?)にて(?)御(?)械(?)を(?)

我扇よりを御(?)の(?)を(?)手中(?)へし(?)果て(?)を(?)

に(?)御(?)械(?)を(?)御(?)の(?)を(?)之(?)公方様(?)御(?)

世(?)所(?)御上﨟の御役之(?)御(?)の(?)の(?)を(?)御供(?)に(?)

一本ニ御供衆の内御紋をも下され候人と又ハ御紋拝領の人を云御一家ハ御一家衆ニハ御紋

御一家の人并御供衆之手様御用意之うちにある者人ハ
拝領く
御紋服ハ衣くるしからす之着候事ハ又さる候ても御服を
着申事也

伊勢加賀守貞助返答云
ふるひのつのをかけるの也
一むくと云 諸中家之云
ちんさふくふひの角二ツ
あるハいきやう伏き
さきんの為之云々

御目ハ又さる時ハ角の才を御出へ
前して置之 つのつふひニ角の二ツツヽ
有ハ衣裳をおさへきちんの為之
つのふひ
御目ハかくる時右の白ニそてをちんさうの
の前を右の白手そへちんさうの口の
下を抱へうけへし

風呂へ御供之事
風呂へ御供の時ハ太刀を御預り申候て御脇指をハぬきて御座候

者こそよきを存て相主人の御腰物御扇御手拭を持て伺候
するなり風呂ニハ誰も太刀をくれ御座候る心をそへ候ても用心
すへき事也

一 風呂へ御供之御仕事
風呂へ御供とハ風呂迄参て御敵ある之風呂ニ主人ハ太刀ある故太刀を抜て来之
風呂へ御供相仕候て我太刀をハ太刀ニ取くりて素袍の紐を解て
手袍のひもをとき素袍の上をぬくへし素肌の人の為ニ用心
紐をおのれもみ素袍の上をぬいて袖をおのれおみ素袍
しても不苦候ハあらハ一働之へき為之
を立て主人をまもりかしこまりかしこまる也
右様之事ハ風呂ハ一度ニあらさる也 かしこまりて不及之
きして御かへりあるへし 素袍の紐を結て身の後へ残し
相進之の時太刀ハおさて置むと云説もあり
と云説もある者のことあるへし 作

一 御盞の事
御盞ハうるしぬりにてまきゑあり又御紋ありまたハあけまきのふさのすく
御盞於相 神前の御神酒をまきもつ事あり
人目のみにて出る事ハ 三度まで肉をまいらせ候事ハ奏聞ハ肉を

まきかく うきまろ受之て又みきを向る巻子は引合なて移束ふて
三つけ四つけ結びもつぎ々く四ツを結て みきの図一とつぎきぬ
みのうちきぬとハみきの上にあり一まつのきぬの事也 こゝをみきのうちと古き物語ふいふよ
きぬハきる事也 みつのひ口冒額の二字ひたいをおしふとよむ也 みきの下を西る
のかより両方一図わどうよ引出して両方図しぬく
図ひろひの上まで参る也
みきつるく巻上て由ふ舞ハ由ひ折一むすひして結ちふ
一し両方の内ちうの先に向ひあふ折よ見合せてむすふ事ハ時ハ
かきまこ向るも巻子むする之自然みきを向るくまく上てむすひ
あるハ結びきを通しみきを巻図ハ両人合してみきの前へ来て
巻座し対によ足ニ人合て参るへし

御額之部
御成の時公方様より御額拝領のこと

一 御額を下ゆ其家のもとを御手を深くきとれ付ニてきとまの
なたてを足を踏りて謹て頂戴申て退座し　狩衣抑ぬの

頭に垂ぬき之事
主人合より太刀折紙拝領之事ハ

一 太刀折紙主人合より御下附を受る時ハいつもの人合よりあいさき
ニ折紙をハ左ニ持太刀をハ右の手ニ持て退座へし

一 御太刀御下附をいかにも謹て頂戴其の如く右の手ニ持ち
御太刀御腰物等拝領ニ付
御腰物とハ御刀之さや巻ものゝ事也
刀を引きさき取左ニ持て御右の刀の小鹿主人の方へ向けまき
なる其為ニ引きさしをして刀を帯て之又御腰物
御下附も是も謹て頂戴之き御前を取左ニ付て我天
さる刀をハぬき取て拝領の刀を差て休ミへ出
御礼申上候之
御酒の時人合より太刀刀持る事

一 湯漬の時は膳にて太刀刀請取時いてきらうのきみえて又ハ右かり
膳にてとハ客人の膳ゟさく膳をおく時の事也
多く有るもの也こまハ其ひの位によるべし扨其手を開き我居
刀とハ客の前に請取ぬくきや其きのる事也是ハ人の請取る時ハ其て礼を申之太刀ハ
なる刀を右にぬきさし口に請取を見ゆ中ニ一ツ捌き太刀と取りなをす
人の請取るあてもさして礼を申ていてハあくみなみに置て礼を申ていし右刀を
右の刀を八因苗頂又ハ御の者あと取出し立へし又
右あてハさゝぬものへ右刀と云時ハ取りつぎて是ぬる時ハ太刀も在之ニテ
請取る刀を右中様みさしぬるまりまて一ツ時宜ある可し
常にきうつり右一ツ扨る時とさしありみる時の事也

一 懐中の刀の事

一 主人の前に参る時ハ下座ゟ下りて座ス膳の前に押出て双ヶ戴して
可請之の刻今一度と上座にて今一盃請取時押出の膳ぬ
今一度とハ盃を大きにいきまる時の事也
を何方よ取り下むのある其時ニ押出て膳ぬを八肩衣の上ニ
肩衣とハ左にしそのき上ヽ今の世の加ヽきぬのるを云う也
下の前にさし一寸出ハ膳の請取可請之押我居る刀をぬき
置押出ニて刀をさし膳の前へ戻りて膳乱むかし是を
懐中の刀とい事之を八ッけ一切我刀とて重押出の刀をつき

時の覚悟之

一 酒の時刀引の事
刀とハ鞘巻の事也
小刀を取りも出るさすに人の刀を請取る時に我刀
刀引とハ我膳の拍をもて客人ゟ膳の前にもどる事也引出物を請る故刀引と云之
をぬきて置き請取る刀をさして取る太刀を手にもってまゐる法
法式とハ法式といふ事也
にて成主人客人ゟ取りはやりて我刀を向ひのいまゐるハ客居のやま
客居とハ同坐の揚の事を云也で客人ハ其礼也さて不礼ある也之
次ハ後日に御礼申し刀を上まゐるもの也後日定め出すへし
請取る刀を後日に其人のまへ取出しさし候てつ被は
又其ハ此ぬす事もの也客人へ礼ハ済さしかれハぬきまいらせ其のハ
御前へ参り袖に隠し押出してまいる

一 主にハより膳を出される時ハ請取双戴し其者をちくて付けて
我の座の上手に置き取り置之又左袖押肩衣裾に主人
客人の請取る時ハ頂戴して取り請けおいて返して出て

ゑりき由御礼申へし　公方様より御服をハ久しく成りを
親様と申へし　私まてゆるす也（不替ハ小袖拝領あるへし）

一　小袖引の事
（小袖引とハ小袖を引物ニ給るなり）
酒の間小袖引まいらせ候、同小袖も出来候へとも常服
にて御座候、宮へも進上あるへし

一　貴人の御女房の方へ御服下さるゝ事
（上様カミ様とあるへし、人の御内之女房の事なり）
貴人への御めし候女房衆ハ上様よりの御服上下同ハ二盃
めし上たまへり、ひきての二盃のみ申てまつ盃を次一献まいる
（女房とハすこしおとりて女の事なり、当世の人のつまのみ申女房と云ハ誤之）
大の御ゑ盃御献まいりてあるへく候、御服を頂つ持て
方をさしてそれ服をハ左の袖にかけて持て退出あるへし
（房ニ御さかづきいたゝくとハひろふたをかへしてひろふたにおくなり）
差房さへおりてよりハ請服をハ御前にまいらせ候を
其房御あはいのまゝに持てまかり出　御女房達にも参して御礼申へき也

一　練貫拝領之事
正月一日殿中様御さかつき被下候、御盃頂戴の時御練貫上下拾領のまゝ御盃
（ねりぬきとハねりのぬきいとにて有之物をいふ、それをもてしたる小袖の事也と云）
頂戴候て其まゝ返進上けるに誰よりも様御へ拾疋まて御練貫ハ上下同内御盃
いたゝき申て御さかつき頂戴しておしいたゝきて御盃を取
進上へ返進申へし　御衣を左の手にかけてもてさかる也（二献まで也）　左様ニハ
さまへきこゆるみかはにも御用意を持て退出候へき之私さまたまへし
御衣拾領同事なるへし

一　引出物頂戴之事
御酒の間引出物給候をハ頂戴　御盃をもいたゝきて給るへし　但帳中
（扇、菓子等のことに候の品なる事のたくひ、小き物ハいたゝき帳中にて）
さて大きなる物ハ扇、菓子、書物等つかへし　そのうちの物ハ請盃をいたゝきて
手をとりかけいたゝくへし

一　請盃中請事

一 此字中に書付ハ實否ハ上の関下の此字一字引合て左様にて

（朱）此字中の文字とハ此名字を中に書ることなり 下の文字とハ其人の名字の下の文字之

ふたつをも上に並下の字ハ我家の字なる字の一ハ東をもつて書申し

（朱）是ハ[illegible]

人の[illegible] 上の字にて下に[illegible] 初陣之時下の字何と申字を上

（朱）宛字とハ名字の通り之字之

二字ともに[illegible]を除き[illegible]して只此一字斗

（朱）[illegible]

[illegible]を除き[illegible]相[illegible]相伴の時打[illegible]子に極て

（朱）[illegible]

此太刀又ハ[illegible]物を添られて[illegible]此[illegible]以来の時ハ[illegible]

相伴を一ツ手にて[illegible]此字をハたの[illegible]に持此太刀をハ左に持て

[illegible]此[illegible]持[illegible]相の[illegible]持[illegible]時ハ[illegible]持[illegible]

此太刀[illegible]持て[illegible]此太刀持不ハ常[illegible]事なるへし

[illegible]様[illegible]之[illegible]子[illegible]へし

具足[illegible]相伴之事

一 具足[illegible]など請け時も條の様子心易くしられぬ是の人能き者

ある筆の時ハ口上の礼を座し[illegible]主人より語りける

時たる事[illegible]を[illegible]して礼を[illegible]

思ひ[illegible]有事なる也

もちけ相伴之事

一 [illegible]相伴の[illegible]持て[illegible]懐中

（朱）一具とたすけ左すけ之 [illegible]

[illegible]の[illegible]相伴の[illegible]一具[illegible]

[illegible]へし[illegible]

見物之部

一 人の具足を見る事

人の具足を見る時ハ先其首を見ん次に討向の袖を見て次に左の

（朱）討向とハ[illegible]

袖を見て右の方よりあけ通きをうかゞて摂ニ立りて奥呈お
あより甲をさ見てつし以上五ヶ所之あけまきハ後を見よと
おもふハ見るへきしと先の方をふべく甲をも見つし摂次す
太刀三寸を見てつし呉後を見ぬ時ハ甲之摂巻る詞ハ
近所かくきこえの事也と申云躰し其方摂を云へきよし
奥之をとりて見ぬ人の之甲よりり見ぬ時も三方を見つし
兵多持も目やし之

一 人の弓を見る事
張弓とハたり之弓之引くる事の之とハ引て見ぬ事の之人の弓をハ引て見ぬ物之
人の弓見する事あらハ見様とく弓の方へ張白よりり引
引て見る時も弓のをき弓をさハそころの内の力のそとあさくころき故之つよさを
こさぬ弓の之みころ見る様に弦を引動してつ見るへし
引する事あるのもみ見苦しき故之
我むしよくてみなとく参てし

一 人の矢を見る事
ふしぬりを矢をつまりりをぬすハよしうるしをけきさすなとつく（きうの用心之

仕よりとハ左の手の仕手のをそ右右手をひねり方の下左ノ方一矢をとくるへせく
矢のまがりを試する之
よるまきる弓を持ちし見まつたハ篦あとハあけおく筈しぬ
板手心を付てつし拭篦之としつ目よりも先へつし羽をも目て
持居へしと侍

一 人の弓射るを見る事
人の弓射るをうんくく人のきをうとまむる事のまうへし　のき
かくちうすけとも又ハ能射くなどハ云へし

一 太刀刀見る事
太刀刀主人（客人）（おりけ）みきそれハ詳て左の目を出して
方し真中く先ぬき鞘見すして見さ之人宣本の持を
さわしく見て柄をしきもあをとそとぬきて見るへし
みなぬきてし又申ハつと御あらハ抜へぬち向て主人へをと
抜つ方し中指すていらへし詳て左の目まて柄をもち

おさへさやを持いかにも静にぬくべし抜時つかを持てる
手ハ動さハしく鞘を取事なきやうにさきの方へよりて抜
て抜たるしき右手鞘を切先の方へよせて抜たるしさるよし
さし表ハ我右に成時我身の方にさし表之
又案ありけれハあまり抜たるしさやをとらへ
鞘よりも右の手をつかみて柄を左手表よりなでおきを
よりて先ぬかずして持事しさ裏も右のめしみつけしてぬく
柄を云つかしたとハ柄を云ハ自心ろりてつかりし人のいきハ随身ある也 太刀
柄をとりふつかにまずかりきハあらりとみぬ柄をとりてぬくべし 但
さきのかへりハ右之
切刀とハ鞘巻のこと
うり柄方とあふハみての俟手形あるも中をとる事べし 物中の如く
ことハ小刀のこと
刻て鞘より出てあらふまでべし切刀あふハ切るへこ切らしらいを
ぬきて我右のひきの南かす柄を先へ寄りして刀をぬきてぬく
又取つし又果手あるハ鞘手執ハ深ハ切弁をとりてあぬ
随ふ者とハ当ふ者てとハ自得し又をとらする之
とし又返す中へし随分と心得て又おもしれる肝要なり

拳事べし又老人多くぬく人の太刀見せとハ書はあれ 左の手
柄を持し抜く見るへし刀を固まえるにかくるハ
抜く叶ハれ目方從心知る 目方の習ありてハまつるを
不及之又太刀刀人の才よりて抜て出さる事とていかに卒忽て
あまき柄よ寛なりてつし不振固方見果て返を固ま
切先をさきて右し右手みさしつるを持む殺の方を人の才へ
右して返まへし又柄のまへ誠不有れしりて見て抜柄に当へし

一 立花を見る事

立花を見る柄主座に上人まかりて礼をして先へ見を
て主首ハ右の方をさし見ましと 侍ある人と 物語をなして
待へし物見ずに返って後りハ肩を免ぎて下に置たを
誠見をはみ主人をみると見て返へし又之鞘の時を

中をみて其後左右を見るへし 床の次の間の事一帖
取りて見るへし 三幅対の絵なとハ中を先見て左右の順に見る也
一 座敷見様之事
座敷の内貴人ハ四方に見るへし 主人の座ハ座上へ押りて見 座上へ押りて見様也
一 とこ之掛人ハ四方に見るへし 主人の座の上へよりて見る物なと有之
縁の上よりも見る物なと有之
物の本見る事
一 物の本人の見るをさゝりく先口を一枚ツヽくりて中程を
三枚程見る人のさまにするへし
笛を見る事
一 笛をみる時は指の当る所へ我手をあてぬ様に見るへし
笛を持やうは指の当る所を持て

言語之部
敬ふ人に向ひて申事
一 主人又敬ふ人ニ物申時ハ我顔をあまりにちかくよせて我息のあたらぬ様に心を付へし 又は左の耳へ入様に可申と云ふ説も有之
あまりにちかくよりて申ましき也 又貴人にはいかにも謹而遠慮すへし
又其才よりまりて申上る時ハ申 仰らるゝ言を
以後ておそれ申へし
一 主人貴人の前にて親の名をいふ事
主人貴人の前にて親の名を云へからす 親の名を云ハ其時の親の事[red: おやの名を云ハおやともいわす]にて云
一 人の名字をいふ事
貴人の名字なとよふ事ハ遠慮すへし 名字をいふにハ其人の

官途とハ宮内少輔兵庫頭杯まへうの事之
さけうる之官途ヲてもあ限りてハ呼つけし御内書ハ伊勢守
三職とハ伊勢守常陸介杯まて同名之御内書と公方様御内之
御徒杯の時ハ其外ニ茂貞親事之杯と名乗をも被く上ハ
公家衆ニも其ヨリ名字を仰のある事之武家より公家の
御方を申時ハ御名字をハ不載御称号を申つけしことに日野殿
飛鳥井殿杯と申しつけし一字御家とにまりてハ御姓名をも申也
其御官位斗一の申しくとてハ中納言殿三位殿なとく申数之

一 人の唐名とまの事

人の唐名とハ主人の官の唐名之中務の唐名ハ中書式部の唐名之吏部なとく数之
其の唐名も一々記しかし職原抄と云書ニ委しく見えてあり板行ニいくらも
在之書之ある書之の職原抄ニハ唐名ある也
人の唐名を用る事ハ殿文書等ニてく申也其唐名を用る事之
大輔御伺杯といふさて唐名を申ハ少ゝ能き金子一通を進して
我主人の唐名を申ハ表書きする之いふの我主人なとハ畢竟して
治部の輔と申もとかう杯といふ事し常合の時ハ官途を自代
来年一つ之代者の御使にて中務のうちを其書状其申し杯と

何中之唐名申をも殿文書を一ゆるもの之

一 殿文書よ上之事
吉良殿三職ハ是斯波等の四門之事有其職之とかく申之
吉良殿斯波殿より其物よ其之細川殿三家之
殿中にておゐて殿文書を申也吉良殿を殿文書其様を申様に
申之細川殿二字斗三職の御内ハ殿文書と申也それ杯可申くて
三職ハ斯波細川畠山此三家之
三字の内ハ唐之文字ハ申しつる之吉良殿三職の御内をハ其之人と
中務なとハ堅其文字ある也をいうもの之
申二字ぬく主人の御新数之の諸一家の中をハ二字ぬきて
其人とて申之

一
御楽の内へ杯中之
あるしのうち一杯中之
あり衣とハ其ちしるとかうく称之ちしの下より二本出ある之
男ハ御之左ハ御之依て男のごしハ有りとあかりと有る之依て左ハ
二ツの首より上ニ来本ぬる之男楽ハあかりハ左の肩より上に来るよ
御中右ゟりかさ之女ハ陰之右ハ陰之女のこしハ右をとあかりとする之依て
来つし女楽ハあかりハ右の肩より上の中を其つしあかりハ
右よりハあか左を申之
何才よりも申之

一　高上ハ柏中しつめ
高ハ右を書る職をいふ高見なとゝ人にゆるさるゝ　右の才を高く致之者ハ貴賤の
清高上ハ柏中しよりあらハ高戯陽をとりて出たるの才ハ高く
才高の者ハ天下より一やうしきたる人也
其のつし若出者つ多ければ何才よりも上下中文書して是時し
日本人きあらハ必出者より中文つし高る陽を通る時ハいかにす
相つしきとハ相ふやうあるそ高之　相談るをぬするをいふ
相しきなるとも年つひをしくこの高之

一　老人ハ作書にゆく
随言ハ家作を申之
主人老人詞をはのけ此時立なのかは其作る随言の事一なり
相こしとハ相の分け之云ハ陽子のわけなとゝ之
物なしるてゝ詞き切つきてゝ出事つし

一　孫を貴賤不貴賤のこと
何れも孫ハ我子の子なれはとしもむきめうみなる子を貴賤を
つしむきこみまかりなる子をハ平服にてつしある人花見の
座中の上手けしきたるみの二人様ひなるを何事も孫なれとも

一　孫若後ことなるハまゐらせよ鶴若様ならなる下すべと人をして御出を
人あやまりもなりてこまりしかる男の跡なき相子依てとゞめ
あるハ女のくしなみおなりて男の名をあけれるとなりん後若
姫の子之鶴若様ハ息子の子之是男女ならぬの之

一　惣しく詞くしなもつきまし
老若混雑とハ自身かよろしくてふきなるおきまりくる諸のく老若男女と云也

一　老若混座の時年寄たる人の雑談なとゝ申さるるに若者の者
としく物語なとゝ申出さる一向申ましきもの也食酒抔の
座のあしく着子様抔なをおさハれ其者上のまさなるに相なる
書座の直之きまなるの年寄たる人能聞なる参りと
若者之所を若者などの先参りて申ましき者之年よりなる
人の論とかく申さるハ云談道理相成したる之又老若合座の時
幼者などの物語あるを承りて私の雑談まきてらるまじきこと

又言出す人々笑ひなどする時気をくばりみることてしへ若し
まく同席する内にて相伴の席に合ふことを識るに両調の訴ぬ（掠ハカ）
し御挨拶の心移りて見ゆるとも調子はいろをぬし（御挨拶ハ取くるしき心之）（いろをぬハ力の田をぬ之）
能れたるとき人々にまどひ何とやらん見舎にみえし又客人来る
時主人の不数寄のことを語る〜ても又手習学文立花（不数寄ハきらひなることなり）（何ともぬとハ何のやくにもたゝぬものなり）
抔の事もよく何ともぬ雑談をしても其座の助となりて（教て
いふにはたまりく出来のまことる相手にしかむつし老人
のおかしく長生ハ延益の相伴をして年寄をうくる相伴抔
時つし又諸礼なと上手の上を若衆としてかむることには之（昔日の人とは流行の何しー位の人之）
等同の人ハ左之言道を能知しきる人の登るハ声るおかしき
ことの之但又時宜のよしよるつしを知人根こしよるつしまく
客人とりふるもめきといふ事しきえ万に気を付る事

いたぬ之何のそしまきるのよきをハ言上手をハ云ひしみな人
不しまてる時下人を何とよもひのしまる又言ひて人に諭し（言上手をハものの上手賢きの上手なとといふ数之）
我家の不来ぬ相談まて我身を誉る相談なと深く慎む（我身をほこる相談ハ自慢を云之）
つへし凡調ハ大事ぬ相撲之口より出る時に神ひとを返すて
ことは叶なる人にほとんど調之心の悪さなと人にまなふすて
調之つきをそひを根しても調之情むつし人の許に就ある時
相手をよし病きにて不義の時に病気といひ又は偽りにて
致来によらずなくも気加くまよしまきとも人の祝の時かなまる
病気といふを病にしく人のいたふ時も直に祝ふなど礼義之（云ふる之致来ハ病気の一名之利気をといふとといふてハ同し心之ぶりといふを）（致来ハおろこひの也むとよむ言之古ハ祝事の時ハ病気といふをいふことをもて致来と）
言祝に付るく人のいむ事をいひかく人の前まるときゝまる（いふてありのままといふ之）（まことの祝こやくるある又火のことをいむくい）
是礼之祝の時ハ心を付まくものいひを悔まきこと（おしてまる也）